

国土交通省地方整備局等
建設工事
競争参加資格審査申請書作成の手引き
－令和 7・8 年度版－

国土交通省地方整備局等
「道路・河川・官庁営繕・公園関係」、「港湾空港関係」
「大臣官房官庁営繕部」、「国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）」

目 次

第1 令和7・8年度競争参加資格について

1. 有資格業者名簿への登録及び公表	2
2. 情報公開法の施行	3

第2. 登録申請の手順

1. 登録申請前の確認	5
(1) 申請書を提出できない方（欠格要件）	5
(2) 申請にあたって必要な経営事項審査について	6
2. 申請書類の作成	7
3. 申請書類の提出、受付	9
(1) 申請方法	9
◎定期受付	9
◎随時受付	17
(2) 申請にあたっての注意事項	18
4. 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の資格審査	19
(1) 工事種別	19
(2) 総合点数の算定方法	24
(3) 経営事項評価点数の算定方法	24
(4) 技術評価点数の算定方法	25
(5) 業者の格付け（ランク付け）	25
5. 「港湾空港関係」の資格審査	27
(1) 工事種別	27
(2) 総合点数の算定方法	28
(3) 客観点数の算定方法	28
(4) 特別点数の算定方法	28
(5) 業者の格付け（ランク付け）	28
6. 資格認定の通知	29
7. 申請した事項の変更等の届出	29

第3. 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法

1. 提出書類	37
2. 提出書類の様式及び記載要領	38
(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	
[様式①－1]（共通様式）	38
[様式①－2]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	42
[様式①－3]（港湾空港関係）	45
(2) 工事分割内訳表 [様式②]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	46
(3) 業態調書	
[様式③－1]（共通様式）	50
[様式③－2]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	62
[様式③－3]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	65
[様式③－4]（港湾空港関係）	71
[様式③－5]（共通様式）	74
(4) 営業所一覧表 [様式④]（共通様式）	77
(5) 総合評定値通知書の写し	78
(6) 社会保険等の領収書等の写し	78
(7) 納税証明書の写し	80
(8) 受付通知票	85
(9) 委任状	86
3. 道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する方で、建設業の許可を有しない	

方の申請方法について（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみ）	88
---------------------------------------	----

第4. 経常経営共同企業体の申請方法

1. 経常建設共同企業体の資格審査	93
(1) 共同企業体の構成員の条件	93
(2) 注意事項	93
2. 申請書類の提出方法	95
3. 提出書類	95
4. 提出書類の様式及び記載要領	
(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	97
[様式①－1]（共通様式）	97
[様式①－2]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	100
[様式①－3]（港湾空港関係）	103
(2) 工事分割内訳表 [様式②]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	104
(3) 業態調書	
[様式③－2]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	107
[様式③－3]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）	110
[様式③－4]（港湾空港関係）	110
(4) 営業所一覧表 [様式④]（共通様式）	111
(5) 建設共同企業体協定書の写し [様式⑤]	113
(6) 共同企業体等調書 [様式⑥]（港湾空港関係）	116
(7) 総合評定値通知書の写し	117
(8) 社会保険等の領収書等の写し	117
(9) 納税証明書の写し	117
(10) 受付通知票	118
(11) 合併計画を明らかにした書面	118
(12) 委任状	119
(13) 各構成員が単体有資格業者として申請した時の書類の写し	119
(14) 単体有資格業者として認定を受けている工事種別を取り下げる旨の変更届	119

第5. 事業協同組合の申請方法

1. 事業協同組合の資格審査	121
2. 特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等	121
3. 特例扱いを希望する事業協同組合の申請方法等	124
(1) 特例扱いを希望することができる事業協同組合	124
(2) 審査対象者	124
(3) 申請書類の提出方法	124
(4) 提出書類	125
(5) 提出書類の様式及び記載要領	126
(6) 申請した事項の変更等の届出	146
(7) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項	147

第6. 協業組合・企業組合の申請方法

1. 協業組合・企業組合の資格審査	149
2. 申請書類の提出方法	149
3. 提出書類	150
4. 提出書類の様式及び記載要領	152

第7. 特殊な資格審査制度

1. 合併等により設立された会社の資格審査	155
2. グループ経営事項審査結果に基づく建設業者の資格審査	158

3. 持株会社経営事項審査における結果に基づく建設業者の資格審査	160
4. 大手企業連携型建設共同企業体の資格審査.....	161
第8. 競争参加資格審査申請に関するQ&A	162

第1 令和7・8年度競争参加資格審査について

第1. 令和7・8年度競争参加資格審査について

1. 有資格業者名簿への登録及び公表

公共事業は国の最も重要な施策の一つとして、道路、河川、公園、下水道、港湾等の公共施設を整備することにより国土の保全と国民生活の安定・向上に寄与するものです。

また、公共事業は、その発注に伴ういろいろな経済的効果や政策的効果が行政施策の推進の手段としても活用されています。

さらに、近年は東日本大震災・平成28年熊本地震を契機に、防災・減災、社会資本の維持管理・更新等への要請が高まっているところです。

このように重要な公共事業である国土交通省地方整備局等の発注する工事は、国土行政の根幹として社会的に大きな役割を果たしており、その発注に当たっては、優良な建設業者を選定し、契約内容の適正な履行を確保することが求められています。

そこで、国土交通省地方整備局等の発注する工事では工事を受注するにふさわしい優良な建設業者の選定を行うための一環として、資格審査を行った上、有資格業者名簿に登録する制度を実施しています。

なお、登録申請は、会社や個人だけではなく、経常建設共同企業体、事業協同組合、協業組合等であっても行うことができます。

○有資格業者名簿

国土交通省地方整備局等の工事の受注を希望する業者は、次の発注部局ごとに作成される「有資格業者名簿」に登録される必要があります。この名簿は2年ごとに更新されています。

- ・国土交通省各地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」）
- ・国土交通省各地方整備局（「港湾空港関係」）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「大臣官房官庁営繕部」という。）（「中央官衙地区（東京都千代田区霞が関等）」）
- ・国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。以下同じ。）

※国土技術政策総合研究所に申請を希望された業者については、国立研究開発法人土木研究所にも申請を希望しているとは見なし、自動的に国立研究開発法人土木研究所の「有資格業者名簿」に登録されます。国土技術政策総合研究所のみを希望し、国立研究開発法人土木研究所への登録を希望しない場合には⁴⁴ページを参照してください。

○登録までの流れ

- ①「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出。
- ②各発注部局において審査。
- ③希望する工事種別ごとに総合点数を算定後、「競争参加資格審査会」の審査。
- ④有資格業者名簿へ登録。

○有資格業者名簿の公表

平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が制定され、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点か

ら、「有資格業者名簿」を公表しております。

①公表の内容

- ・等級区分及び順位（等級区分のない工事種別にあつては、順位のみ。）
- ・法人番号
- ・商号又は名称
- ・役職及び代表者氏名
- ・本店所在地、電話番号、FAX番号
- ・総合点数
- ・経営事項評価点数（港湾空港関係については客観点数。）
- ・技術評価点数（港湾空港関係については特別点数。）
- ・資本金、総職員数等

②公表の方法

- ・国土交通省地方整備局等のホームページに掲載。

2. 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月1日以降は、行政機関（例：地方整備局及び各事務所等）が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があつた場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、前述1のとおり、国土交通省においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

第 2 登録申請の手順

第2. 登録申請の手順

登録申請前の確認	⇒ 第2の1参照 (5ページ)
----------	-----------------



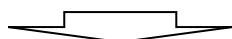
申請書類の作成	⇒ 第2の2 (7ページ) 及び第3 (36ページ) 参照
---------	-------------------------------



申請書類の提出、受付	⇒ 第2の3参照 (9ページ)
------------	-----------------



発注者における競争参加資格審査	⇒ 第2の4 (19ページ) 及び第2の5 (27ページ) 参照
-----------------	----------------------------------



資格認定の通知	⇒ 第2の6参照 (29ページ)
---------	------------------

申請した内容に変更が生じたら…

変更届の提出	⇒ 第2の7参照 (29ページ)
--------	------------------

1. 登録申請前の確認

(1) 申請書を提出できない方（欠格要件）

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が国土交通省地方整備局等の工事種別に対応していない方 (22ページの表-4「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」を参照）や国土交通省地方整備局等の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別の登録を希望することはできませんので注意してください。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続開始決定を受けた方で且つ競争参加資格の再認定を受けていない方で、申請を希望される場合は、事前に、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局へ「再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書」を提出してください。詳細な手続きについては、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局にお問い合わせください。

欠格要件

国の契約等について定めた会計法（昭和22年法律第35号）に基づき、国土交通省地方整備局等の発注する工事においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者

- イ 当該契約を締結する能力を有しない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 一 指定暴力団員

- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当すると認められる者
- イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ト イ～ヘにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者（道路清掃作業又は河川、道路の維持作業のみを希望する者を除く。）

(2) 申請にあたって必要な経営事項審査について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、国土交通省地方整備局等の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

① 定期受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 令和5年6月16日以降を審査基準日とするもので、かつ、令和5年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評価値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの。
- b. 総合評価値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類を提出されない場合には、申請用データ（申請書）は受理できません。

② 随時受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。
- b. 総合評価値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類の提出がない場合には、申請書は受理できません。

③ 令和6年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における①a中、「令和5年6月16日以降」及び②a中「1年7月前の日までの間」とあるのは、「令和4年10月29日以降」とします。なお、令和4年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評価値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

2. 申請書類の作成

※申請書類の記入方法、詳細については、第3以降を参照のこと。

(1) 作成が必要な主な申請書類について

○単体企業、個人	「第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法」 (36ページ参照)
○経常建設共同企業体	「第4 経常建設共同企業体の申請方法」 (92ページ参照)
○事業協同組合	「第5 事業協同組合の申請方法」 (120ページ参照)
○協業組合・企業組合	「第6 協業組合・企業組合の申請方法」 (148ページ参照)
○特殊な資格審査（合併等）	「第7 特殊な資格審査制度」 (154ページ参照)

(2) 提出部数

正 1 部（登録希望部局数に関わりません。）

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

3. 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。その後、新たに建設業を開始した者等新規に国土交通省地方整備局等が発注する工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおりです。

定期受付…「インターネット方式」「文書郵送方式」「電子メール方式」

※定期受付では、「文書郵送方式」及び「電子メール方式」は、原則として受け付けることはできません。ただし、「インターネット方式」では対応していない申請に限り受け付けします。「文書持参方式」は、受け付けることはできません。

随時受付…「文書郵送方式」「電子メール方式」「文書持参方式」

◎定期受付

（2年に1回実施）

① インターネット方式

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

インターネット方式については、「建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]」をご確認ください。

インターネット方式で対応していない申請

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、各申請希望機関への文書郵送方式又は電子メール方式での申請となります。詳しくは、各機関までお問い合わせください。（15・16ページ参照）

- 1) 経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む）に係る申請の場合。
- 2) 事業協同組合で特例計算を希望する場合。
- 3) 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。
- 4) 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

- ①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は

休止された場合における新設会社

- ④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
 - ⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- 5) 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。
- 6) グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合。
- 7) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上）。
- 土木一式 ○とび・土工・コンクリート ○防水 ○舗装 ○石
 - 機械器具設置 ○電気 ○タイル・れんが・ブロック ○塗装 ○解体
- 8) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合。

※1) 経常建設共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けている事が必要となります。定期受付における単体企業の申請はインターネット方式となりますのでご注意ください。詳細は[92]ページを参照ください。

※3) 一定の組合員に関する書類については、[150]ページの（2）追加提出資料を参照ください。

② 文書持参方式

定期の競争参加資格審査については、受け付けることはできません。

③ 文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

定期の競争参加資格審査については、原則として受け付けることはできません。

インターネット方式では対応していない申請（[9]ページ参照）に限り文書郵送方式又は電子メール方式での申請を受け付けることができます。

詳しくは、各機関までお問い合わせください。（[15]・[16]ページ参照）

受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※令和7年1月15日（水）までの消印のあるものが有効となります。

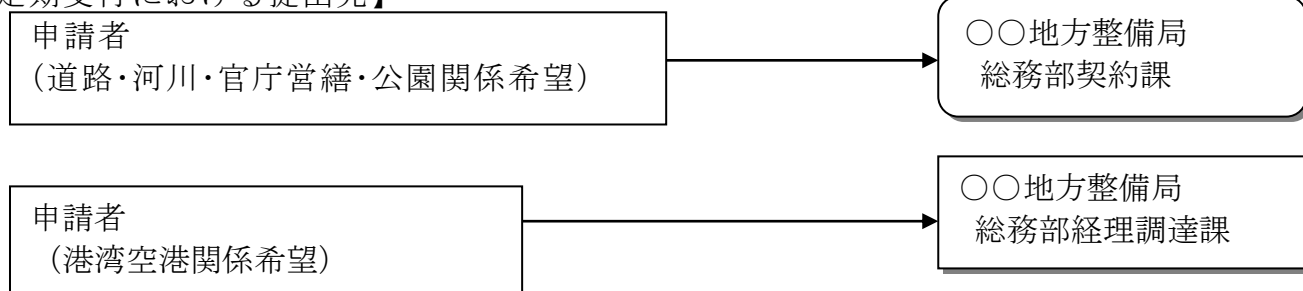
※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

提出先

- ・「道路・河川・官庁営繕・公園関係」、「大臣官房官庁営繕部」及び「国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）」については、申請書の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部契約課（[15]ページ 表-1 参照）あてに郵送してください。
- ・「港湾空港関係」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整

備局の総務部経理調達課（16ページ 表－2 参照）あてに郵送してください。

【定期受付における提出先】

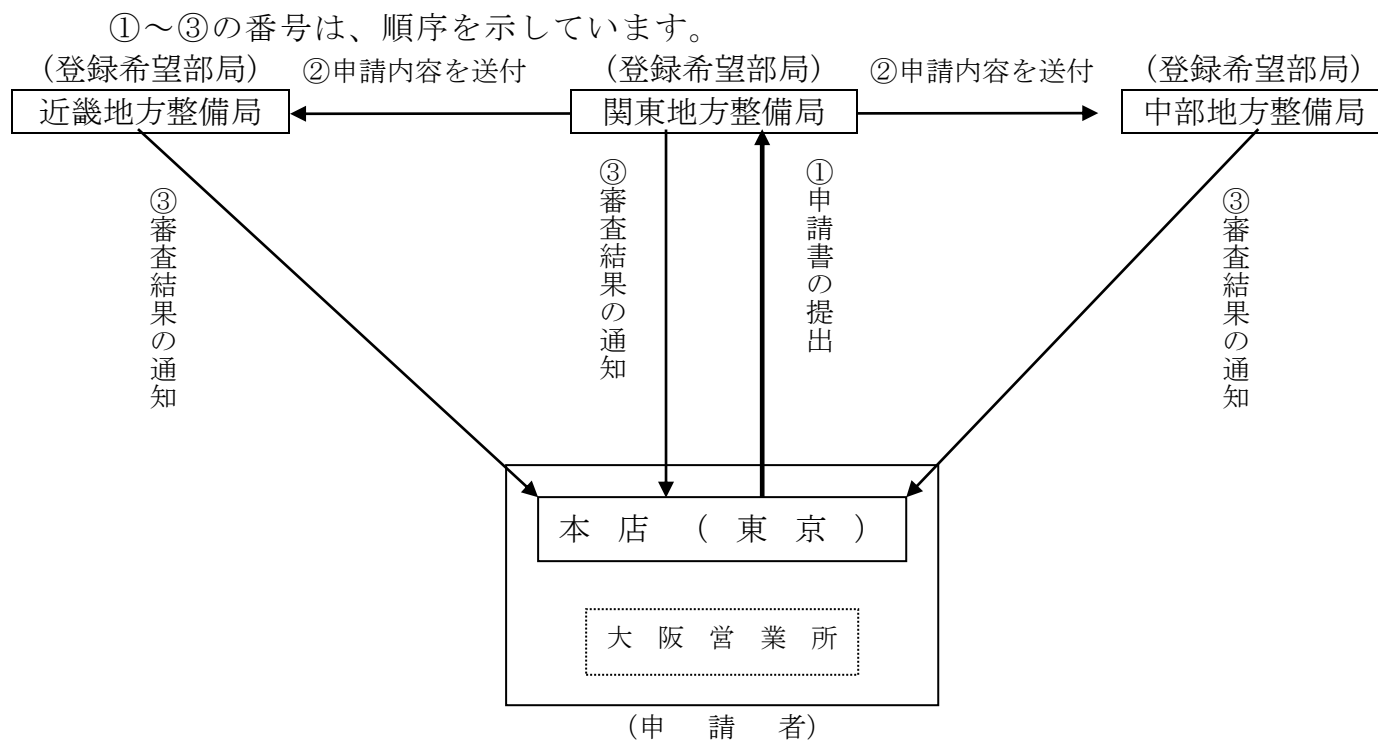


※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」の両方に登録を希望される方は、契約課及び経理調達課のそれぞれに申請する必要があります。

（例）書類の提出先と流れ

《本店所在地が東京都で大阪市に営業所があり、関東、中部、近畿の各地方整備局に登録を希望する場合の提出先》

※ 資格審査申請書の提出先は、受付担当部局に登録を希望するか否かにかかわらず、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の1ヶ所だけであり、申請書類の提出部数は正1部です。



※ 認定通知書（資格決定通知書）は、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の22工種については、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」部署から、「港湾空港関係」の5工種については、「港湾空港関係」部署からそれぞれ通知されます。従って、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」両方に申請をされた方は、同一地方整備局から認定通知書（資格決定通知書）がそれぞれ通知されることとなります。

郵送方法 書留郵便

※普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

※通常はがき又は切手を貼付した葉書（13ページ参照）を申請書と併せて一部提出してください（受付通知票として取り扱います）。

※また、葉書には送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載してください。

注意事項

- ・申請書類一式の写しを認定期間内は、必ず保管しておいてください。
※追加工種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。
- ・郵送後2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には受付担当部局にお問合せください。
- ・申請書類に不備等があった場合には、「不受理通知」を発送します。「不受理通知」を受け、既申請内容補正を希望する方については受付担当部局に補正した申請書類を提出していただくことになります。なお、受付担当部局指示による所定期間内に受付担当部局に補正した申請書類を提出していただかないと、定期受付での競争参加資格の認定はできなくなります。
- ・認定後に郵送される認定通知書については、紛失等しないように認定期間内は、大切に保管してください。

受付通知票
(表)

郵便はがき	
切手	-
送付先（住所等）を必ず記載してください。	
切手を必ず貼付してください。	
〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇	
(株) △△建設 御中	

(裏)

空欄

④ 電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

定期の競争参加資格審査については、原則として受け付けることはできません。

インターネット方式では対応していない申請（9ページ参照）に限り、文書郵送方式又は電子メール方式での申請を受け付けることができます。

詳しくは、各機関までお問い合わせください。

受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※最終日の16時までに受信したものが有効となります。

※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

提出先

- ・「道路・河川・官庁営繕・公園関係」、「大臣官房官庁営繕部」及び「国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部契約課所定のメールアドレス（15ページ 表－1 参照）あてに提出してください。
- ・「港湾空港関係」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課所定のメールアドレス（16ページ 表－2 参照）あてに提出してください。

**※メール送信後、必ず表記載の電話番号へ申請メール送信の連絡をしてください。
電話連絡がない場合は申請を受理できません。**

提出方法

- ・申請書以外の添付書類はスキャナー等を使用してPDFにしたものを提出してください。
- ・メール件名を「（会社名等）資格申請書類の提出」と記載してください。
- ・メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。
- ・受付通知票の提出は必要ありません。申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

注意事項 ※必ず下記事項を確認の上申請してください。

- ①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。
20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。
- ②電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
- ③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。
- ④申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。
※追加工種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。
- ⑤最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

表－１ 申請書類の提出先

地方整備局「道路・河川・官庁営繕・公園関係」

受付担当 部局等	住 所	T E L	メールアドレス	申請者の本店所在地
東北地方 整備局 契約課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(代) 022-225 -2171	thr-82shikakushinsa@ mlit.go.jp	北海道並びに青森、岩手、宮城、 秋田、山形及び福島各県
関東地方 整備局 契約課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	(代) 048-601 -3151	ktr-shikakushinsa@ml it.go.jp	東京都並びに茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県
北陸地方 整備局 契約課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	(直) 025-370 -6647	84zuiji@hrr.mlit.go. jp	新潟、富山、石川及び長野(長野、 松本、上田、須坂、小諸、中野、 大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、 東御及び安曇野の各市並びに上 高井、上水内、北安曇、北佐久、 下高井、下水内、小県、埴科、東 筑摩及び南佐久の各郡の町村に 限る。)各県
中部地方 整備局 契約課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	(直) 052-953 -8138	cbr-shikaku@mlit.go. jp	岐阜、静岡、愛知、三重及び長野 (岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ 根及び茅野の各市並びに上伊那、 木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町 村に限る。)各県
近畿地方 整備局 契約課	〒540-8586 大阪府中央区大手前 3-1-41大手前合同庁舎	(代) 06-6942 -1141	kkk-kinki86shikaku@m lit.go.jp	京都及び大阪の各府並びに福井、 滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各 県
中国地方 整備局 契約課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	(代) 082-221 -9231	shikaku-zuiji@cgr.ml it.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島及び山口 の各県
四国地方 整備局 契約課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	(代) 087-851 -8061	skr-shikaku@mlit.go. jp	徳島、香川、愛媛及び高知の各県
九州地方 整備局 契約課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	(直) 092-476 -3509	qsr-shikakushinsa89@ mlit.go.jp ※令和6年10月よりメ ールアドレス変更	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島及び沖縄の各県

※ 他¹の地方整備局、大臣官房官庁営繕部、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）へ登録を希望する場合でも本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出すれば登録できます。

表－２ 申請書類の提出先
地方整備局「港湾空港関係」

受付担当部局等	住 所	T E L	メールアドレス	申請者の 本店所在地
東北地方整備局 総務部経理調達課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-716 -0013	pa.thr-tohokushikaku@k i.mlit.go.jp	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方整備局 総務部経理調達課	〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲 通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211 -7413	pa.ktr-keichou@mlit.go .jp	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北陸地方整備局 総務部経理調達課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲 町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-370 -6650	pa.hrr-hokurikushins@g xb.mlit.go.jp	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
中部地方整備局 総務部経理調達課	〒460-8517 愛知県名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル	052-209 -6317	pa.cbr-keiyakukanri@ml it.go.jp	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地方整備局 総務部経理調達課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸 通29 神戸地方合同庁舎	078-391 -7576	pa.kkr-keiyakukanri@gx b.mlit.go.jp	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国地方整備局 総務部経理調達課	〒730-0004 広島県広島市中区東白島 町14-15 NTTクレド白島ビル	082-511 -3903	pa.cgr-choutatsu@mlit. go.jp	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下関市 を除く）
四国地方整備局 総務部経理調達課	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811 -8304	pa.skr-skke-i88s3@ki.ml it.go.jp	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方整備局 総務部経理調達課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅 東2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-418- 3345	kyusyusikaku-s89kk@mli t.go.jp	山口県（下関市の み） 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※ 他の地方整備局へ登録を希望する場合でも本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出すれば登録できます。

◎随時受付

(定期受付終了後（令和7年1月16日以降）、随時実施）

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式）を受け付けます。

※随時申請はインターネット方式では行うことはできません。

資格の有効期間：資格の認定日～令和9年3月31日

※**定期受付期間中の文書郵送方式及び電子メール方式（インターネット方式で対応していない申請を除く）による申請は原則廃止としていますので、定期受付期間中に当該方法により申請された際には定期受付ではなく、随時受付による申請として取り扱います。随時受付における資格認定日は地方整備局等（港湾空港関係を除く）については令和7年4月15日以降、地方整備局（港湾空港関係）については定期受付の認定日より後日となりますので、ご注意ください。**

提出先

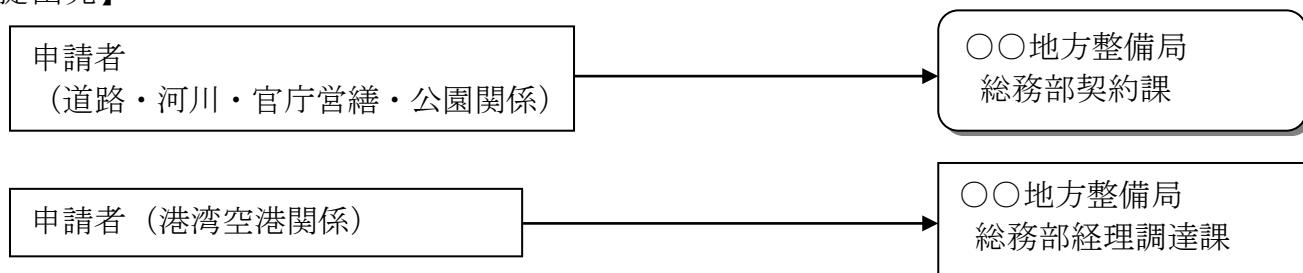
・「道路・河川・官庁営繕・公園関係」、「大臣官房官庁営繕部」、「国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部契約課（15ページ 表－1 参照）に提出してください。

・「港湾空港関係」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課（16ページ 表－2 参照）に提出してください。

※手続きの詳細については、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の窓口へお問い合わせください。

※合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請等についても随時受付を行っておりますので、地方整備局の窓口までご相談ください。

【提出先】



※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」の両方に登録を希望される方は、契約課及び経理調達課のそれぞれに申請する必要があります。

その他

提出部数は、正1部です（登録希望部局数に関わりません。）

提出書類は定期受付と同一の書類となります。

提出方法や注意事項は定期受付と同様です。該当する箇所をご確認ください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 申請にあたっての注意事項

①重複申請の無いよう、注意してください。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、電子メール、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行ってください。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。電子メール、郵送、持参のうち複数で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

②虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をした場合又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

③一度申請した資格審査書類は、原則修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請してください。

また、申請した後に、新しい審査基準日の総合評定値通知書の交付を受けても、申請書類の差替え等はできません。

④申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

資格審査は有効期間内での認定を一度受けると、欠格要件や合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定等に該当しないかぎり有効であり、令和7・8年度資格審査の有効期間は令和9年3月31日までとなります。

なお資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

⑤申請の際に使用する文字はJ I S第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字はJ I S第一水準・第二水準に規定されているものに限り、それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

例：高（はしご高） ⇒ 「高」や「たか」、崎（たて崎） ⇒ 「崎」や「ざき」

4. 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が「有資格業者名簿」に登録されることになります。

資格審査は、各地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）ごとに行いますが、内容は各機関ほぼ同様ですので、以下に、地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の資格審査の概要を説明します。

工事の場合の資格審査は、「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）に定められており、

- ① まず、欠格要件（5ページ参照）に該当しないことを調査します。
- ② そのうえで、希望する工事種別ごとに客観的事項及び主観的事項の審査を行い、経営事項評価点数及び技術評価点数を算出します。
- ③ それらの点数を合算した総合点数に基づき、格付け（等級区分を設けている工事種別に限る）及び順位付けが行われます。

(1) 工事種別

「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の令和7・8年度資格審査における具体の工事種別については、次頁以降のとおりです。

表－３ 工 事 種 別

	地方整備局 (道路・河川・官庁営繕・公園関係) 国土技術政策総合研究所 (横須賀庁舎を除く。)	国土交通省 大臣官房官庁営繕部	地方整備局 (港湾空港関係)
1	一 般 土 木 工 事	一 般 土 木 工 事	空 港 等 土 木 工 事
2	アスファルト舗装工事		港 湾 土 木 工 事
3	鋼 橋 上 部 工 事		港湾等しゅんせつ工事
4	造 園 工 事	造 園 工 事	空 港 等 舗 装 工 事
5	建 築 工 事	建 築 工 事	港湾等鋼構造物工事
6	木 造 建 築 工 事		
7	電 気 設 備 工 事	電 気 設 備 工 事	
8	暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	
9	セメント・コンクリート舗装工事		
10	プレストレスト・コンクリート工事		
11	法 面 処 理 工 事		
12	塗 装 工 事	塗 装 工 事	
13	維 持 修 繕 工 事		
14	河 川 しゅんせつ工事		
15	グ ラ ウ ト 工 事		
16	杭 打 工 事	杭 打 工 事	
17	さ く 井 工 事		
18	プ レ ハ ブ 建 築 工 事		
19	機 械 設 備 工 事	機 械 設 備 工 事	
20	通 信 設 備 工 事	通 信 設 備 工 事	
21	受 変 電 設 備 工 事	受 変 電 設 備 工 事	
22	橋 梁 補 修 工 事		

《工事内容の例》地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

NO	希望工種区分	工 事 内 容 の 例
1	一 般 土 木 工 事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（橋梁補修工事における橋梁付属物、修繕・補修工事除く）
2	アスファルト舗装工事	瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
3	鋼 橋 上 部 工 事	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（鋼桁の工事塗装を含む）（橋梁補修工事における橋梁付属物、修繕・補修工事除く）
4	造 園 工 事	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
5	建 築 工 事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（サッシュ、解体、建物防水、鉄骨等工事を含む）
6	木 造 建 築 工 事	耐火建築以外の建築工事
7	電 気 設 備 工 事	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事（外灯等の構内設備を含む）
8	暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	消防施設工事、空気調和設備工事、衛生設備工事及び水道施設工事
9	セメント・コンクリート舗装工事	セメント・コンクリートを用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
10	プレストレスト・コンクリート工事	プレストレスト・コンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事（橋梁補修工事における橋梁付属物、修繕・補修工事除く）
11	法 面 処 理 工 事	アンカー工及びその他法面保護工事（種子吹付及びモルタル吹付を含む）
12	塗 装 工 事	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線、その他一般塗装工事
13	維 持 修 繕 工 事	路面補修作業、除草、除雪、水面清掃、ガードレール・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、高欄補修、路面・側溝・道路付属物・トンネルの清掃作業及び電気通信設備等の補修（橋梁補修工事における橋梁付属物、修繕・補修工事除く）
14	河 川 し ゅ ん せ つ 工 事	河川（河川区域）の水底の掘削工事
15	グ ラ ウ ト 工 事	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事（地質調査を除く）
16	杭 打 工 事	鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭（ベノト工法等）施工工事
17	さ く 井 工 事	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事
18	プ レ ハ ブ 建 築 工 事	プレハブ材を用いて施工する建築工事
19	機 械 設 備 工 事	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備及びその他機械設備の工事で電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、通信設備工事及び受変電設備工事に属する工事以外のもの
20	通 信 設 備 工 事	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路（情報管路等を含む）及び通信用鉄塔・反射板等の工事
21	受 変 電 設 備 工 事	受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事
22	橋 梁 補 修 工 事	橋梁工（上下部含む）の改築（全面架替は除く）・改良、床版の取替・全面打替、桁の補強、支承・落橋防止装置等耐震化に係わる付属物工、修繕・補修、保全に係る工事

※国土交通省直轄の橋梁補修工事は従来、工事内容に応じて「維持修繕工事」、「一般土木工事」、「鋼橋上部工事」、「プレストレスト・コンクリート工事」のいずれかの工種で発注されていましたが、令和3年度以降は「橋梁補修工事」から発注されているためご注意ください。

表－４ 工事種別と建設工事（許可）の種類の対応

地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の希望工種区分は申請できません。

NO	希望工種区分	建設工事（許可）の種類	NO	希望工種区分	建設工事（許可）の種類
1	一般土木工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○水道施設工事（水） ○解体工事（解）	11	法面処理工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○防水工事（防）
2	アスファルト舗装工事	舗装工事（舗）	12	塗装工事	塗装工事（塗）
3	鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○解体工事（解）	13	維持修繕工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○電気工事（電） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○舗装工事（舗） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○機械器具設置工事（機） ○解体工事（解）
4	造園工事	造園工事（園）	14	河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事（しゅ）
5	建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○清掃施設工事（清） ○解体工事（解）	15	グラウト工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○解体工事（解）
6	木造建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○屋根工事（屋） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○解体工事（解）	16	杭打工事	とび・土工・コンクリート工事（と） ○解体工事（解）
7	電気設備工事	電気工事（電）	17	さく井工事	さく井工事（井）
8	暖冷房衛生設備工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水） ○消防施設工事（消）	18	プレハブ建築工事	建築一式工事（建）
9	セメント・コンクリート舗装工事	舗装工事（舗）	19	機械設備工事	機械器具設置工事（機） ○鋼構造物工事（鋼）
10	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○解体工事（解）	20	通信設備工事	電気通信工事（通） ○鋼構造物工事（鋼）
			21	受変電設備工事	電気工事（電）
			22	橋梁補修工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○電気工事（電） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○鉄筋工事（筋） ○舗装工事（舗） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○機械器具設置工事（機） ○電気通信工事（通） ○解体工事（解）

※ 建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「一般土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「一般土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、一般土木工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。次頁の大臣官房官庁営繕部でも同様です。

大臣官房官庁営繕部の場合

N0	希望工種区分	建設工事（許可）の種類
1	一般土木工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○水道施設工事（水） ○解体工事（解）
4	造園工事	造園工事（園）
5	建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○清掃施設工事（清） ○解体工事（解）
7	電気設備工事	電気工事（電）
8	暖冷房衛生設備工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水） ○消防施設工事（消）
12	塗装工事	塗装工事（塗）
16	杭打工事	とび・土工・コンクリート工事（と） ○解体工事（解）
19	機械設備工事	機械器具設置工事（機） ○鋼構造物工事（鋼）
20	通信設備工事	電気通信工事（通） ○鋼構造物工事（鋼）
21	受変電設備工事	電気工事（電）

※ 大臣官房官庁営繕部が発注する工事とは、特別なものを除き、中央官衙地区（東京都千代田区霞が関等）において、大臣官房官庁営繕部が直接発注する営繕工事を指します。

表－４－２ 建設業許可の種類と国土交通省（道路・河川・官庁営繕・公園関係）希望工種区分の対応表

【建設業許可の種類と国土交通省「道路・河川・官庁営繕・公園関係」希望工事種別の対応表】																						
建設業許可 国土交通省	01 一般 土木	02 アスファルト	03 鋼橋 上部	04 造園	05 建築	06 木造 建築	07 電気 設備	08 暖冷房 衛生	09 セント・コ ンクリート	10 PC	11 法面 処理	12 塗装	13 維持 修繕	14 河川しゅ んせつ	15 ダクト	16 杭打	17 さく井	18 プレハブ 建築	19 機械 設備	20 通信 設備	21 受変電 設備	22 橋梁 補修
土木一式 (うちPC)	○									★ 1	○		○		○							★ 1
建築一式					○	○												○				
大工					○	○																
左官					○	○																
とび・土工・コンクリート (うち法面処理)	○		○		○	○				○	○		○		○	○						○
石	○				○						★ 2											○
屋根						○																
電気 管							○						○									○
タイル・れんが・ブロック	○				○	○							○									○
鋼構造物 (うち鋼橋上部)			○		○														○	○		★ 3
鉄筋																						○
舗装		○							○				○									○
しゅんせつ														○								
板金																						
ガラス																						
塗装												○	○									○
防水					○						○		○									○
内装仕上					○	○																
機械器具設置													○						○			○
熱絶縁								○														
電気通信																				○		○
造園				○																		
さく井																	○					
建具					○	○																
水道施設	○							○														
消防施設							○															
清掃施設					○																	
解体	○		○		○	○				○			○		○	○						○

表の見方…建設業許可業種④のどの許可があれば、国土交通省「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の希望工事種別④を希望できるのかを○で示しています。
★1…経営事項審査結果の「土木一式」の内訳で計上されている「PC」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「PC」および「橋梁補修」の完工高にのみ計上されます。
★2…経営事項審査結果の「とび・土工・コンクリート」の内訳で計上されている「法面処理」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「法面処理」の完工高にのみ計上されます。
★3…経営事項審査結果の「鋼構造物」の内訳で計上されている「鋼橋上部」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「鋼橋上部」および「橋梁補修」の完工高にのみ計上されます。

(2) 総合点数の算定方法

《 総合点数の算定方法 》

総合点数 ＝ 経営事項評価点数＋ 技術評価点数

(3) 経営事項評価点数の算定方法

次表の各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により希望工種区分ごとに経営事項評価点数を算定します。

客観的事項については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）」に準じて審査が行われます。

経営事項評価点数

＝ 0.25X1 ＋ 0.15X2 ＋ 0.20Y ＋ 0.25Z ＋ 0.15W

X1 ＝ 希望工種区分ごとの年間平均完成工事高の評点

X2 ＝ 自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点

Y ＝ 経営状況分析の評点

Z ＝ 技術力の評点

W ＝ その他の審査項目（社会性等）の評点

《 客観的事項の審査項目 》

区 分	審 査 項 目
(1)経営規模（X）	① 希望工種区分ごとの年間平均完成工事高 ② 自己資本額 ③ 利払前税引前償却前利益
(2)経営状況（Y）	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧ 利益剰余金（絶対額）
(3)技術力（Z）	① 技術職員数（技術者1人2業種まで） ② 年間平均元請完成工事高
(4)その他の審査項目（社会性等）（W）	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

※（2）に係る売上高は、兼業にかかる売上高を含みます。

※ 国土交通省地方整備局で定める上記経営事項評価点数は、22の工事種別（20ページ参照）ごとに算定しているのに対して、建設業法上の経営事項審査の総合評点は29の建設工事の種類ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評定値（P）に差が生じる場合があります。

(4) 技術評価点数の算定方法

令和6年10月1日（令和7・8年度における主観的事項の審査基準日）の前日までの4年間で各地方整備局及び大臣官房官庁営繕部発注において完成した希望工種区分ごとの工事成績等、及び令和6年10月1日の前日までの4年間で都道府県発注において完成した希望工種区分ごとの工事成績に基づき算定します。

なお、許可換えなどにより、総合評定値通知書に記載の建設業許可番号から変更されている場合は変更届の提出が必要です。変更届が提出されない場合は、工事成績等が正しく反映されませんのでご注意ください。

(5) 業者の格付け（ランク付け）

業者の順位付けは、経営事項評価点数と技術評価点数を合算した総合点数の多寡によって行われます。

次に有資格業者は、等級に区分されます。地方整備局では、その発注工事の内容に応じて一般土木工事、建築工事、造園工事等22種類の工事種別を定めています（20

ページ参照)が、これらの工事種別のうち一般土木、建築等の6工事種別については、最大で4つ(A、B、C、D)の等級区分を設定しています(地方整備局によっては等級区分を設定している工事種別、等級区分の数が異なる場合があります。)。

有資格業者は、等級区分が設けられている工事種別にあつては、いずれかの等級に属することになります。この業者に付与された等級を格付けといいます。

なお、等級区分を設けている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事においては、企業の技術評価点数が0点の場合には、最下位等級に格付けします。

5. 「港湾空港関係」の資格審査

次に港湾空港関係の資格審査の概要を説明します。

工事の場合の資格審査は、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）及び「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）に定められており、

- ① まず、欠格要件（5ページ参照）に該当しないことを調査し、
- ② そのうえで、希望する工事区分ごとに客観的事項について算定した数値（客観点数）及び特別事項について算定した数値（特別点数）の審査を行い、客観点数及び特別点数を算出します。
- ③ それらの点数を合算した総合点数に基づき、格付け（等級区分を設けている工事種別に限る）及び順位付けが行われます。

(1) 工事種別

「港湾空港関係」の令和7・8年度資格審査における具体の工事種別については、20ページの表－3及び以下のとおりです（令和5・6年度からの改正はありません。）。

《工事内容の例及び建設工事（許可）の対応》地方整備局（「港湾空港関係」）

コード	希望工種区分	工事内容の例
01	空港等土木工事	港湾空港関係工事に係る土木一式工事で港湾土木工事に属する以外の工事（総合評定値通知書の「土木一式」のうちから「港湾土木工事」を除いた工事）
02	港湾土木工事	(1)外郭施設の築造、改良等の工事 (2)係留施設の築造、改良等の工事 (3)海岸の施設等の築造、改良等の工事
03	港湾等しゅんせつ工事	港湾等における浚渫工事及びそれに付随する工事
04	空港等舗装工事	港湾空港関係の舗装工事
05	港湾等鋼構造物工事	港湾・空港における形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事

※「港湾空港関係」については、下記の表の通り、工事種別が建設業許可と対応しております。ただし、建設業許可の土木一式については、空港等土木工事・港湾土木工事に分割する必要がありますのでご注意ください。

表－5

	希望工種区分	建設工事（許可）の種類
1	空港等土木工事	土木一式工事（土）
2	港湾土木工事	土木一式工事（土）
3	港湾等しゅんせつ工事	しゅんせつ工事（しゅ）
4	空港等舗装工事	舗装工事（舗）
5	港湾等鋼構造物工事	鋼構造物工事（鋼）

「港湾土木の範囲」

港湾の施設である外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁）、係留施設（岸壁、栈橋、係船浮標、浮き栈橋、係船、杭、物揚場、船揚場）その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設の建設に係る土木工事及び前記施設と同種の施設の建設に係る土木工事

注)

1. 港湾の施設とは、港湾法第2条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のマリーナや発電所等の専用港湾の施設を含む。
2. 前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁（外郭施設）」、「岸壁、栈橋、係船浮標、浮き栈橋、係船杭、物揚場、船揚場（係留施設）」その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。
3. 上記1及び2の施設の建設に関連して施工されるケーソン、ブロック等のプレキャスト部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。
4. 上記の工事に係る完成工事高は、請負工事単位で港湾土木工事（請負工事に占める港湾土木工事の割合が、50%以上のものに限る。）に該当するものを計上するものとする。なお、一つの請負工事に係る完成工事高を分割又は重複計上することはできない。
5. 共同企業体工事の場合の実績は、出資率で按分して計上する。

(2) 総合点数の算定方法

《 総合点数の算定方法 》

総合点数 = 客観点数 + 特別点数

(3) 客観点数の算定方法

客観点数の算出式・方法については「道路・河川・官庁営繕・公園関係」における経営事項評価点数の算出式・方法と同様です。

(4) 特別点数の算定方法

定期の資格審査を行う直前の12月1日の港湾工事用保有作業船舶の能力及び定期の資格審査を行う直前の10月1日の前日までの4年間の工事成績等に基づき算定されます。

(5) 業者の格付け（ランク付け）

業者の順位付けは、客観点数と特別点数を合算した総合点数の多寡によって行われます。

次に有資格業者は、等級に区分されます。地方整備局（港湾空港関係）では、空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事の5つの希望工種区分（[27](#)ページ参照）について、名簿を作成します（それ以外の希望工種区分については、地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）と共通の名簿を使用します。）。これらの工事種別のうち空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事の4工事種別については、三つ（A、B、C）、港湾等鋼構造物工事については二つ（A、B）の等級区分を設定しています。

有資格業者は、等級区分が設けられている工事種別にあつては、いずれかの等級に属することになります。この業者に付与された等級を、格付けといいます。

6. 資格認定の通知

申請書の受付後、各地方整備局、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）から「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（資格決定通知書）」が送付されます。

※ 随時受付における資格認定日は、地方整備局等（港湾空港関係を除く）については令和7年4月15日以降、地方整備局（港湾空港関係）については定期受付の認定日より後日となります。

※ 定期受付においては、令和7年3月末までに送付します。

※ 認定通知書は、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の22工種については、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」部署から資格認定通知書が、「港湾空港関係」の5工種については、「港湾空港関係」部署から資格決定通知書がそれぞれ通知されます。

競争参加資格の有効期間（定期受付）：令和7年4月1日～令和9年3月31日
（随時受付）：資格認定日～令和9年3月31日

7. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、下記(1)(2)の変更等が生じた場合には、速やかに、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、変更等の届出をしてください。

提出先等

- ・「道路・河川・官庁営繕・公園関係」、「大臣官房官庁営繕部」及び「国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局総務部契約課への郵送又は持参もしくは、地方整備局総務部契約課所定のメールアドレス（[15](#)ページ 表－1 参照）に提出してください
- ・「港湾空港関係」については、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局総務部経理調達課への郵送もしくは、地方整備局総務部経理調達課所定のメールアドレス（[16](#)ページ 表－2 参照）あてに提出してください。
- ・受付担当部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。

※変更等の届出は電子メール、郵送又は持参にて提出してください（インターネット方式では行うことができません）。

※複数の部局に登録している場合には、変更届に別表を必ず添付してください。

※「変更届」（別表含む）の書式については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html>

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方（以下「有資格業者」という。）が次に該当し、認定（一部を含む）を取り下げの場合

- ① 死亡したとき

- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき（一部廃業も含む。）
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可、同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の全部又は一部を受けていない者になったとき
- ⑧ その他の事由により認定を取り下げる場合

(2)有資格業者が次ページの表に掲げる事項を変更したとき

特に、資本・人的関係に変更があった場合や、親会社等や子会社等が新たに出来た場合、新たに組合へ加入した場合など、資本人的関係（50ページ参照）が新たに出来た場合は、業態調書（様式③－1）の提出が必要となりますので、十分ご注意ください。

《建設工事の場合》

	変更事項	添付書類
法人	本店（建設業許可上の主たる営業所）住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し ※資本人的関係（50ページ参照）に変更がある場合は、業態調書（様式③－1）も併せて提出
	本店の建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号（※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	本店の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号及び建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	【名称、住所、建設業許可工事種別を変更した場合】 営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	営業所の新設（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書（様式③－1）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式③－1）

	業態調書（様式③－５）の記載内容（国土交通省退職者の再就職状況に関する事項）	業態調書（様式③－５）
個人	住所	住民票（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号	建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	業態調書（様式③－１）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式③－１）
JV	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	代表会社の電話番号及びFAX番号	なし
	各構成員の業態調書（様式③－１）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式③－１）
	各構成員の業態調書（様式③－５）の記載内容（国土交通省退職者の再就職状況に関する事項）	業態調書（様式③－５）

【変更届提出にあたっての注意事項】

- ※ 上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。
また、その他の変更事項（例：代表者印の変更、支店長氏名及び市町村合併に伴う住所の変更等）については、変更届を提出する必要はありません。
- ※ 申請内容等の修正等（完成工事高の振分け直し、業態調書③－３における工種の希望順位変更等）は、できません。
- ※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が添付書類等提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。
- ※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html
- ※ 行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名をしてください。代理申請の場合、委任状が必要となります（代理申請をする場合には、86ページを必ず確認してください）。
また、代行と代理の区別については、87ページを確認してください。
- ※ 許可換えなどにより、建設業許可番号が変更された場合は、速やかに変更届を提出してください。変更届が提出されない場合は、工事成績等が正しく反映されませんのでご注意ください。
- ※ 資格認定を受けた後、登録部局や希望工種区分（工種）を追加することはできますが、登録部局や希望工種区分の追加は、新規の扱いとなりますので、変更届ではなく、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局に提出することが必要になります。
- ※ 経常建設共同企業体においては、業態調書③－１及び③－５の記載内容に変更があった場合、どの構成員に係る変更であるかを記載して届け出てください。

- ※ 単体企業として登録している工事種別のうち、経常JVとして申請する工事種別の競争参加資格については「辞退」の変更届（93・119ページ参照）が必要になります。また、単体企業辞退後であっても上記の事項に変更が生じた場合は変更を届け出てください。
- ※ 営業所の新設の変更届を提出する場合で、港湾空港関係の5工種に希望する場合は、その営業所が営業する区域について該当するコード（78ページ参照）を記載すること。（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみを希望される申請者の方は、営業区域（下段）の記載は不要。）
- ※ インターネット一元受付を利用して登録された方であっても、変更届はそれぞれの登録部局へ提出してください。

【変更届の提出案内（建設工事）※港湾空港関係除く】

登録部局	・ 地方整備局「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 ・ 大臣官房官庁営繕部 ・ 国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）
提出先 15ページ参照	本店所在地の受付担当部局（〇〇地方整備局）の総務部契約課 ※2カ所以上に登録がある場合は、別表の提出が必要になります。
別表に記載する「各登録部局名」	東北地方整備局
	関東地方整備局
	北陸地方整備局
	中部地方整備局
	近畿地方整備局
	中国地方整備局
	四国地方整備局
	九州地方整備局
	大臣官房官庁営繕部
	国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

【変更届の提出案内（建設工事）※港湾空港関係】

登録部局	・ 地方整備局「港湾空港関係」
提出先 16ページ参照	本店所在地の受付担当部局（〇〇地方整備局）の総務部経理調達課 ※2カ所以上に登録がある場合は、別表の提出が必要になります。
別表に記載する「各登録部局名」	東北地方整備局
	関東地方整備局
	北陸地方整備局
	中部地方整備局
	近畿地方整備局
	中国地方整備局
	四国地方整備局
	九州地方整備局

- ※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」の両方に登録している方は、それぞれに変更届を提出してください。
- ※ なお、国土交通省大臣官房会計課、国土交通省北海道開発局、他府省等への変更届は地方整備局では受理できません。それぞれの機関にお問い合わせください。

郵送で提出する際の注意事項 ※必ず下記事項を確認の上提出してください。

- ・ 変更届を郵送方式で提出する場合で、受付印が押印された変更届の控え（写し）の郵送を希望される場合は、変更届の控え（写し）及び返信用封筒（切手を貼付するなどしたもの）を同封してください。

電子メールで提出する際の注意事項 ※必ず下記事項を確認の上提出してください。

- ① メール送信後、必ず表記載の電話番号へ申請メール送信の連絡をしてください。
電話連絡がない場合は申請を受理できません。
- ② 添付書類はスキャナー等を使用してPDFにしたものを提出してください。
- ③ 添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。
20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。
- ④ 添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 変更届を電子メールで提出する場合、電子メールにて受け付けた旨の通知を行います。
- ⑥ 変更届を電子メールで提出する場合、メール件名を「（会社名等）変更届の提出」と記載してください。
- ⑦ メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。
- ⑧ 最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

「変更届」の記載例は次頁です。

「変更届」の書式及び記載例

一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届（建設工事）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 地方整備局長 殿

提出日及び提出先部局を記載

港湾空港関係宛の場合は「〇〇地方整備局副局長」（ただし、受付局が四国地整の場合は「〇〇地方整備局次長」）

登録部局名
登録工事種別名
資格認定通知書の
認定年月日・業者コード
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名

〇〇地方整備局
一般土木・舗装・維持修繕
令和〇〇年〇〇月〇〇日
第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
(株) 〇〇建設
代表取締役社長 千代田 太郎
千代田 三郎
(総務部 契約課)
連絡窓口の担当者を記載
変更後の内容を記載

登記 認定通知書に記載されている「認定年月日」及び提出先部局の「業者コード（11ケタ）」

下記のとおり変更があったので届出をします。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
商号	コメコメクンセツ ※※建設	マルマルクンセツ 〇〇建設	令和〇〇年〇〇月〇〇日
代表者の氏名	クンセツ タロウ 建設 太郎	ちよだ たろう 千代田 太郎	令和〇〇年〇〇月〇〇日
建設業許可の区分	(一般建設業) 〇〇知事許可(般-〇〇)第〇〇号	(特定建設業) 国土交通大臣許可(特-〇〇)第〇〇号	令和〇〇年〇〇月〇〇日
本店住所	〒100-XXXX マルマルク マルマル 東京都〇〇区〇〇2-1-3	〒100-XXXX チヨダ・クサミ・セキ 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和〇〇年〇〇月〇〇日
電話番号	XX-XXXX-XXXX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	令和〇〇年〇〇月〇〇日
FAX番号	△△-△△△△-△△△△	□□-□□□□-□□□□	令和〇〇年〇〇月〇〇日

2. 変更事項にかかる添付書類名
登記事項証明書、建設業許可関係の変更届出書の写し

港湾空港関係に営業所の新設を届け出る場合は、営業所の営業区域も記載すること

記載要領

- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

<参考>

- 行政書士が作成した場合は欄外に、行政書士の名義、住所、電話番号の記載が必要になります。
- 住所変更に伴う、電話(FAX)番号の変更が生じない場合は余白に「TEL・FAX変更なし」と記載してください。
- 記載要領1の裏面等については、別紙記載とすることも可能です。

「変更届」（別表）の書式及び記載例

別表

商号又は名称 **(株)〇〇建設**

変更届に記載の「商号又は名称」を記載

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード
〇〇地方整備局	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
××地方整備局	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
△△地方整備局	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
□□地方整備局	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
※※地方整備局	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
大臣官房官庁営繕部	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890
国土技術政策総合研究所	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕	令和〇〇年〇〇月〇〇日	1234567890

※「業者コード」の欄には認定通知書に記載されている業者コードを記載してください。

○業者コードは「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の登録部局は11ケタ、「港湾空港関係」の登録部局は10ケタです。

○認定先部局ごとに業者コードは異なります。

第 3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法

第3. 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」(5ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(18ページ)を確認してください。

1. 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序にまとめて提出してください。

申請書類名	様式 番号	道路・河川・官庁 営繕・公園関係	港湾空港関係	ページ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書	①-1	○	○	38
	①-2	○	—	42
	①-3	—	○	45
2. 工事分割内訳表	②	○	—	46
3. 業態調書	③-1	○	○	50
	③-2	○	—	62
	③-3	○	—	65
	③-4	—	○	71
	③-5	○	○	74
4. 営業所一覧表	④	○	○	77
5. 総合評定値通知書の写し	—	○	○	78
6. 社会保険等の領収書等の写し	—	※1	※1	78
7. 納税証明書その3等の写し	—	○	○	80
8. 受付通知票(返信用葉書、切手を貼付。)	指定	※2	※2	85
9. 委任状		※3	※3	86

※1 「5. 総合評定値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。

※2 郵送方式により提出する場合のみ提出が必要になります。

※3 行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要になります。

※4 申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

※5 納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

2. 提出書類の様式及び記載要領

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－１]（共通様式）

【作成が必要な方】

○ すべての申請者

この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。

01 1: 新規 2: 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード 04 建設業許可番号 00-00000000	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明 第	平成・令和 年 月 日 号
-------------------	-----------	--------------------------------------	-----------------	--------------------	------------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 7・8 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 00 年 00 月 00 日
〇〇 地方整備局長 殿

07 本社(店)郵便番号 100-8918 08 法人番号 1234567890123

フリガナ チヨダカスミガセキ

09 本社(店)住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

フリガナ チヨダケンセツ

10 商号又は名称 (株)千代田建設

11 役職 代表取締役社長

フリガナ チヨダ タロウ
代表者氏名 千代田 太郎

フリガナ チヨダ ハナコ
12 担当者氏名 千代田 花子

13 本社(店)電話番号 03-5253-8111 14 担当者電話番号 03-5253-8111
(内線番号 0000)

15 本社(店)FAX番号 03-5253-8111 16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス 0000@mlit.go.jp

18 代理申請時使用欄
18 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
申請代理人氏名

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	--

20 営業年数 39 年

21 総職員数 (人) 87

22 設立年月日(和暦) 明治 大正 平成 令和 53 年 12 月 1 日

23 みなし大企業 ☒ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※斜文字は記入例

(様式①-1)

項目	記載要領																														
01 新規・更新 ～03 業者コード	記入不要																														
04 建設業許可番号	※記入漏れが非常に多く見られます。必ず記載してください。 ○許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評価値通知書から転記する。																														
05 申請者の規模	記入不要																														
06 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載。																														
07 本社（店）郵便番号	○本社（店）所在地の郵便番号を記入。																														
08 法人番号	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記入する。 ※法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載されますので、<u>誤りのないように正確に記入</u>してください。 ※個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記入の必要はありません。 ※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/																														
09 本社（店）住所	○フリガナの欄は、カタカナで記載する。 ○都道府県名については、フリガナは記載しない。 ○丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載する。 ○建設業許可上の「主たる営業所」の住所を記入してください。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。																														
10 商号又は名称	○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとする。 ○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、株式会社等法人の種類を表わす略号（（株）、（有）等）については、フリガナは記載しない。 <table border="1" data-bbox="456 1765 1396 2063"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr> <tr> <td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr> <tr> <td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr> <tr> <td>経常建設 共同企業体</td><td>（共）</td><td>一般 財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般 社団法人</td><td>（一社）</td></tr> </tbody> </table>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	経常建設 共同企業体	（共）	一般 財団法人	（一財）	一般 社団法人	（一社）
種類	略号	種類	略号	種類	略号																										
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																										
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																										
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																										
経常建設 共同企業体	（共）	一般 財団法人	（一財）	一般 社団法人	（一社）																										

項目	記載要領																
	<table border="1"> <tr> <td>公 益 財団法人</td><td>(公財)</td><td>公 益 社団法人</td><td>(公社)</td><td></td><td></td></tr> </table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	公 益 財団法人	(公財)	公 益 社団法人	(公社)												
公 益 財団法人	(公財)	公 益 社団法人	(公社)														
11 役職・代表者氏名	【役職】 ○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。 <table border="1"> <tr> <td>・取締役</td><td>・取締役社長</td><td>・代表取締役</td><td>・代表取締役社長</td></tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td><td>・代表社員</td><td>・代表者</td><td>・代表理事</td></tr> <tr> <td>・理事長</td><td>・社長</td><td>・副社長</td><td>・無限責任社員</td></tr> <tr> <td>・管財人</td><td>・会長</td><td></td><td></td></tr> </table> ※個人、代表執行役、若しくは該当がない場合には、「代表者」を選ぶこと。 【代表者氏名】 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。 ○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載する。	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																
12 担当者氏名	※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を必ず記入すること。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。																
13 本社（店）電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。																
14 担当者電話番号	○担当者の電話番号を必ず記載すること。また、必要があれば内線番号も記入する。																
15 本社（店）FAX番号	○本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載すること。																
16 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要																
17 メールアドレス	○契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。																
18 申請代理人	※代理申請をする場合には、86ページを必ず確認してください。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。																
19 外資状況	○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。 ○「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。																
20 営業年数	○申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数を記載する。																
21 総職員数	○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事																

項目	記載要領
	業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。
22 設立年月日（和暦）	○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。 （個人については、記載を要しない。）
23 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「 ☐ 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、もとより大企業である場合又は上記に該当しない場合は「 ☐ 該当しない」にチェックを入れること。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
[様式①－2]（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

【作成が必要な方】
○ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する方及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する方
※ 「港湾空港関係」5工種のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競 争 参 加 資 格 希 望 工 種 区 分	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千円)	③ 申 請 を 希 望 す る 部 局										
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	合 計
			東 北	関 東	北 陸	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州	総 合 土 木 研 究 所 政 策	官 本 庁 営 繕 部	
完 成 工 事 高	01 一 般 土 木 工 事	325,000		○	○	○					○	○	5
	02 ア ス フ ァ ル ト 舗 装 工 事	50,000		○	○	○					○	／	4
	03 鋼 橋 上 部 工 事	200,000		○	○	○					○	／	4
	04 造 園 工 事												
	05 建 築 工 事	522,000		○	○	○					○	○	5
	06 木 造 建 築 工 事	41,500		○	○	○					○	／	4
	07 電 気 設 備 工 事												
	08 暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	469,000		○	○	○					○	○	5
	09 セメント・コンクリート舗装工事	35,000		○	○	○					○	／	4
	10 プレストレスト・コンクリート工事	170,000		○	○	○					○	／	4
	11 法 面 処 理 工 事	190,000		○	○	○					○	／	4
	12 塗 装 工 事												
	13 維 持 修 繕 工 事	100,500		○		○						／	2
	14 河 川 し ゅ ん せ つ 工 事											／	
	15 グ ラ ウ ト 工 事											／	
	16 杭 打 工 事	500,000		○									1
	17 さ く 井 工 事											／	
	18 プ レ ハ ブ 建 築 工 事	500		○		○						／	2
	19 機 械 設 備 工 事	1,800		○	○	○					○	○	5
	20 通 信 設 備 工 事	419,500		○	○	○					○		4
	21 受 変 電 設 備 工 事	300,000		○	○	○					○	○	5
	22 橋 梁 補 修 工 事											／	
そ の 他		21,000	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
合 計		3,345,800		15	12	14					12	5	58

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記入例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	※「港湾空港関係」（様式①－3）の記載方法とは多少異なるので注意する。
① 希望工種区分	※この申請書に記載する希望工種区分は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意すること。 ※希望工種区分は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られる。（22ページの表－4「工事種別と建設工事（許可）の種類対応」を参照。）

項目	記載要領
② 年間平均完成工事高	○希望する工事種別ごとに年間平均完成工事高(消費税は除きます。)を千円単位で記載。 ※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」両方を申請する場合、完成工事高の積上げ方法については、経営事項評価の数字を「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」に分割はせず、重複計上する。 【例】 建設業許可の「しゅんせつ」で10億の平均完成工事高があった場合、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の希望工種区分の「14 河川しゅんせつ工事」と「港湾空港関係」の希望工種区分の「3 港湾等しゅんせつ工事」両方ともに10億円と計上する。他の工種についても、同様の扱いとする。 ○「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載する。ただし、建設工事以外の請負契約(測量・建設コンサルタント等)及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載する。 なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合(経営事項審査の端数処理の関係)があるが、本申請書様式①-2の「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。また、総合評定値通知書における「建設工事の種類」のうち「鉄筋工事」、「板金工事」及び「ガラス工事」で「完成工事高」を有している場合は、当該工種の「完成工事高」は「その他」に計上する。 ※消費税を含まない金額を記載すること。 ※総合評定値通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を拾うこと。 ※<u>総合評定値通知書に記載されている一つの「完成工事高」を、二つ以上の希望工種区分に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されている二つ以上の「完成工事高」を一つの希望工種区分に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」(46ページ参照)の提出が必要になるので注意すること。</u> ※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載してください。 ※当該希望工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、総合評定値通知書における「完成工事高」が「0」であっても、希望することは可能である。 ※<u>文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合があるので注意すること。</u>
③ 申請を希望する部局	○希望工種区分ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記載する。 ※<u>地方整備局(国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。))を含む。</u>と大臣官房官庁営繕部では、工事種別が異なるため、20ページの表に十

項目	記載要領
	<u>分留意し、記載する。</u> <u>※国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)に登録を希望した場合については、(国研)土木研究所にも登録を希望されたものと見なす。ただし、(国研)土木研究所に登録を希望しない場合はその旨を申請書に朱書きで記入する。</u> <u>※申請を希望する部局の合計欄等の誤記載、記入漏れが多く見られるので注意すること。</u> <u>※国土技術政策総合研究所の主な工事の発注範囲</u> 主に実験施設の改修工事や構内施設の維持管理業務、国総研敷地内の樹木剪定工事 <u>※大臣官房官庁営繕部の主な工事の発注範囲（地方整備局を除く。）</u> 主に都内の省庁等の施設の新設・改修工事に限る。 （「中央官衙地区（東京都千代田区霞が関等）」）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－３]（港湾空港関係）

（[様式①－３]港湾空港関係の記載方法）

【作成が必要な方】

○ 「港湾空港関係」 5 工種への申請を希望する方

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競 争 参 加 資 格 希 望 工 種 区 分		② 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千円)	③ 申 請 を 希 望 す る 部 局									
				01	02	03	04	05	06	07	08	合 計	
				東 北	関 東	北 陸	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州		
完 工 高	01	空 港 等 土 木 工 事	500,000		○	○	○						3
	02	港 湾 土 木 工 事	70,000		○	○	○						3
	03	港 湾 等 し ゅ ん せ つ 工 事											
	04	空 港 等 舗 装 工 事	85,000		○	○	○						3
	05	港 湾 等 鋼 構 造 物 工 事	150,000		○	○	○						3
	そ の 他		2,540,800	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	合 計		3,345,800		4	4	4						12

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記入例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	○表－３及び《工事内容の例及び建設工事（許可）の対応》地方整備局（「港湾空港関係」）の工事内容に基づき以下のとおり記入する。 ○「②年間平均完成工事高」の各欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を総合評定値通知書から転記し、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」の「その他」欄に一括して計上する。 なお、「港湾土木工事」の完成工事高は、総合評定値通知書の「土木一式」のうちから表－５（27ページ参照）に該当する工事に係る完成工事高を記入し、「空港等土木工事」の完成工事高は、「土木一式」のうちから「港湾土木工事」の完成工事高を除いたものを記入する。 ○１部局に申請できる工種の数には「01 空港等土木工事」から「05 港湾等鋼構造物工事」までの「５種類」の工種となる。それ以外の工種を希望する場合には、42ページの[様式①－２]道路・河川・官庁営繕・公園関係の該当箇所への記載が必要となる。 ○また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事区分に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記入する。 ○共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記入する。 ○「③申請を希望する部局」欄については、希望工種区分ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記入する。

(2) 工事分割内訳表〔様式②〕（道路・河川・官庁営繕・公園関係）
建設業許可工事種別ごとの完成工事高を合算又は分割する方

【作成が必要な方】

○次の2つのいずれにも該当する方。

1. 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する場合及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する場合（「港湾空港関係」5工種と両方に申請を希望する場合も含む。）。
2. 総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合。

又は

総合評定値通知書に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合。

※ 受付番号		※ 業者コード		工 事 分 割 内 訳 表																				(単位：千円)		
概令参加資格希望 工種区分		一般土木	アスファルト 舗装	舗装上部	造園	緑地	水道施設	電気設備	暖冷熱 発生	セメン ト・コン クリート 舗装	プレス トレスト・ コンク リート	造園地盤	舗装	暖熱設備	河川しゅ んせつ	グラウト	鉄釘	さく井	プレハブ 設備	機械設備	通風設備	受電電 線	暖熱設備	その他	※ 合 計	
建設業法上の建設工事																										
01	土木一式	300,000										120,000	50,000		100,000										10,500	580,500
02	舗装一式					450,000	41,500												500							492,000
03	大工																									
04	左官																									
05	とび・土工・コンクリート			50,000							50,000	100,000					500,000									700,000
06	石																									
07	屋根																									
08	電気																					300,000			300,000	
09	管								468,000																	468,000
10	タイル・れんが・ブロック																									
11	鋼構造物			150,000																						150,000
12	鉄筋																									
13	舗装		50,000							35,000					500											85,500
14	しゅんせつ																									
15	板金																									
16	ガラス																									
17	塗装																									
18	防水											40,000														40,000
19	内装仕上																									
20	機械器具設置																				1,800					1,800
21	熱線線																									
22	電気通信																					418,500				418,500
23	造園																									
24	さく井																									
25	建具																									
26	水道施設	25,000																								25,000
27	消防施設																									
28	消防施設					72,000																				72,000
29	解体																									
その他																									10,500	10,500
合 計		325,000	50,000	200,000		522,000	41,500		468,000	35,000	170,000	190,000			100,500		500,000		500	1,800	418,500	300,000		21,000	3,345,800	

記載要領

- 1 本表は、総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 2 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 4 経営事項審査において計上されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に關する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。
なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類（契約書等の写し）を添付すること。

※斜文字は記入例

様式1-②と②の記載方法

様式②

②の希望工種区分合計と1-②の各工種区分年間平均完成高を必ず一致させる。

工 事 分 割 内 訳 表																							(単位：千円)
競争参加資格希望 工種区分	一般土木 72741 舗装	鋼橋上部 72742 造橋	造橋	造橋	水道施設 72743 水道施設	電気設備 72744 電気設備	暖冷設備 72745 暖冷設備	セメント・コン クリート 72746 舗装	プレスト レスト・コンク リート	法面処理 72747 法面処理	建築 72748 建築	臨時設備 72749 臨時設備	河川しゅん せつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ 建築	機械設備 72750 機械設備	電気設備 72751 電気設備	受変電設備 72752 受変電設備	橋梁補修 72753 橋梁補修	その他	合 計
建設業上の建設工事	300,000				450,000	41,500			120,000	50,000		100,000					500					10,500	580,500
01 土木一式																							492,000
02 建築一式																							
03 大工																							
04 左官																							
05 とび・土工・コンクリート		50,000							50,000	100,000					500,000								700,000
06 石																							
07 屋根																							
08 電気																				300,000			300,000
09 管							469,000																469,000
10 タイル・れんが・ブロック																							
11 鋼橋造物		150,000																					150,000
12 鉄筋																							
13 舗装	50,000							35,000				500											85,500
14 しゅんせつ																							
15 板金																							
16 ガラス																							
17 塗装																							
18 防水									40,000														40,000
19 内装仕上																							
20 機械器具設置																			1,800				1,800
21 熱線																							
22 電気通信																				419,500			419,500
23 造園																							
24 さく井																							
25 建具																							
26 水道施設	25,000																						25,000
27 消防施設																							
28 清掃施設																							
29 解体																							
その他																						10,500	10,500
合 計	325,000	50,000	200,000		522,000	41,500		469,000	35,000	170,000	190,000		100,500		500,000		500	1,800	419,500	300,000		21,000	3,345,800

総合評定値通知書の完成工事高と②の該当の工事の横の合計は、必ず一致させる。

様式1-②

総合評定値通知書

24	① 競争参加資格希望 工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高	
						N年平均	評点 (X1)
完 成 工 事 高	01 一般土木工事	325,000	特	土木一式	aaa	580,500	
	02 アスファルト舗装工事	50,000	特	プレストレストコンクリート構造物	bbb	120,000	
	03 鋼橋上部工事	200,000	特	建築一式	ccc	492,000	
	04 造園工事			大工			
	05 建築工事	522,000		左官			
	06 木造建築工事	41,500		とび・土工・コンクリート	ddd	700,000	
	07 電気設備工事			法面処理	eee	100,000	
	08 暖冷房衛生設備工事	469,000		石			
	09 セメント・コンクリート舗装工事	35,000		屋			
	10 プレストレスト・コンクリート工事	170,000	特	電	fff	300,000	
	11 法面処理工事	190,000	特	管	ggg	469,000	
	12 塗装工事			タイル・れんが・ブロック			
	13 維持修繕工事	100,500	特	鋼橋造物	hhh	150,000	
	14 河川しゅんせつ工事			鋼橋上部	iii	150,000	
	15 グラウト工事		特	鉄筋	jjj	85,500	
	16 杭打工事	500,000		しゅんせつ			
	17 さく井工事			板金			
	18 プレハブ建築工事	500		ガラス			
	19 機械設備工事	1,800		塗装			
	20 通信設備工事	419,500	特	防水			
	21 受変電設備工事	300,000		内装仕上	kkk	40,000	
	22 橋梁補修工事		特	機械器具設置			
	その他	21,000		熱線	lll	1,800	
	合 計	3,345,800	特	電気通信	mmm	419,500	
				造橋			
				さく井			
				建具			
				水道施設			
				消防施設	nnn	25,000	
				清掃施設			
			特	解体	ooo	72,000	
				その他	qqq	10,500	
				合 計		3,345,800	

総合評定値通知書と1-②、②の合計を一致させる。 ※但し、経審の合計が端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、1-②と②は単純に足し合わせた数値を記入する。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
建設業法上の建設工事の平均完成工事高	○年間平均完成工事高（消費税は除きます。）を千円単位で記載する。 ○右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と同一であること。 ※工事分割内訳表の「合計」と様式①－２（<u>42</u>ページ参照。）の「合計」を一致させること。 ※総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と様式②の「※合計」の欄に記載する数値は、必ず一致させること。 ※この工事分割内訳表の各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がある（経営事項審査の端数処理の関係）が、<u>この工事分割内訳表における各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。</u> ※工種別の注意事項 【土木一式工事からプレストレスト・コンクリート工事への分割】 総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分であるプレストレスト・コンクリートおよび橋梁補修にしか計上できない。 【とび・土工・コンクリート工事から法面処理工事への分割】 総合評定値通知書における、とび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である法面処理にしか計上できない。 【鋼構造物工事から鋼橋上部工事への分割】 総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である鋼橋上部および橋梁補修にしか計上できない。 ○総合評定値通知書に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「建設業法上の建設工事」最下段に記載の「その他」の「維持修繕工事」の欄に記載すること。なお、この欄に記載する場合は、完成工事高が確認できる書類（契約書等の写し）を添付すること。

【参考】

表－４－２ 建設業許可の種類と国土交通省（道路・河川・官庁営繕・公園関係）希望工種区分の対応表（再掲）

【建設業許可の種類と国土交通省「道路・河川・官庁営繕・公園関係」希望工事種別の対応表】

国土交通省	01 一般 土木	02 アスファルト	03 鋼橋 上部	04 造園	05 建築	06 木造 建築	07 電気 設備	08 暖冷房 衛生	09 セメント・コ ンクリート	10 PC	11 法面 処理	12 塗装	13 維持 修繕	14 河川しゅん せつ	15 クラウト	16 杭打	17 さく井	18 プレハブ 建築	19 機械 設備	20 通信 設備	21 受変電 設備	22 橋梁 補修
建設業許可																						
土木一式	○									○	○		○		○							○
（うちPC）										★1												★1
建築一式					○	○												○				
大工					○	○																
左官					○	○																
とび・土工・コンクリート	○		○		○	○				○	○		○		○	○						○
（うち法面処理）											★2											
石	○				○								○									○
屋根						○																
電気							○						○								○	○
管								○														
タイル・れんが・ブロック	○				○	○							○									○
鋼構造物			○		○														○	○		○
（うち鋼橋上部）			★3																			★3
鉄筋																						○
舗装		○							○				○									○
しゅんせつ														○								
板金																						
ガラス																						
塗装												○	○									○
防水					○						○		○									○
内装仕上					○	○																
機械器具設置													○					○				○
熱絶縁								○														
電気通信																				○		○
造園				○																		
さく井																	○					
建具					○	○																
水道施設	○							○														
消防施設								○														
清掃施設					○																	
解体	○		○		○	○				○			○		○	○						○

表の見方…建設業許可業種④のどの許可があれば、国土交通省「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の希望工事種別④を希望できるのかを○で示しています。

★1…経営事項審査結果の「土木一式」の内訳で計上されている「PC」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「PC」及び「橋梁補修」の完工高にのみ計上されます。

★2…経営事項審査結果の「とび・土工・コンクリート」の内訳で計上されている「法面処理」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「法面処理」の完工高にのみ計上されます。

★3…経営事項審査結果の「鋼構造物」の内訳で計上されている「鋼橋上部」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「鋼橋上部」及び「橋梁補修」の完工高にのみ計上されます。

(3) 業態調書

[様式③－１] (共通様式)

資本人的関係の確認

【作成が必要な方】

- すべての申請者
- 該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付してください。(この場合、この項目以外は空欄としてください。)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号〔最終改正平成30年4月26日付け国地契第1号〕、（平成27年3月17日付け国港総第493号〔最終改正平成30年6月25日付け国港総第100号〕）により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項をご記入ください。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等に関する事項（商号名称、本店住所等）
- 申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

※申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】

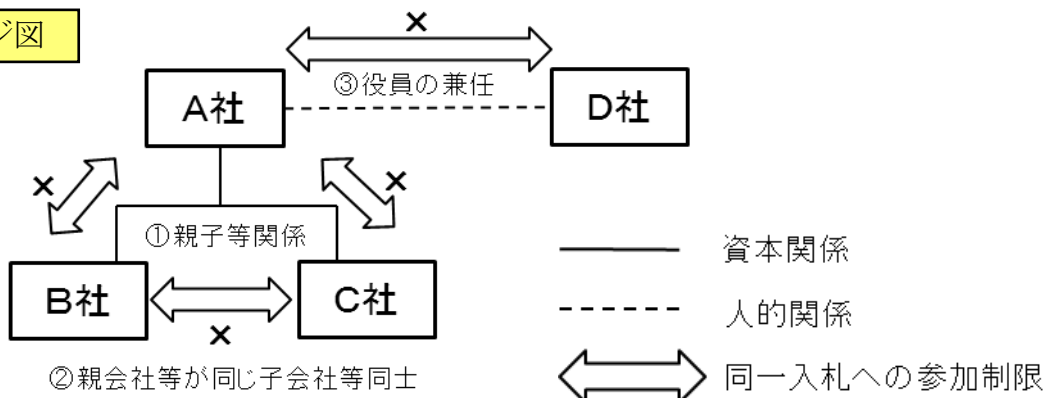
- ①親会社等と子会社等の二者
- ②親会社等を同じくする子会社等同士
- ③役員の兼任
- ④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員

※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図



【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

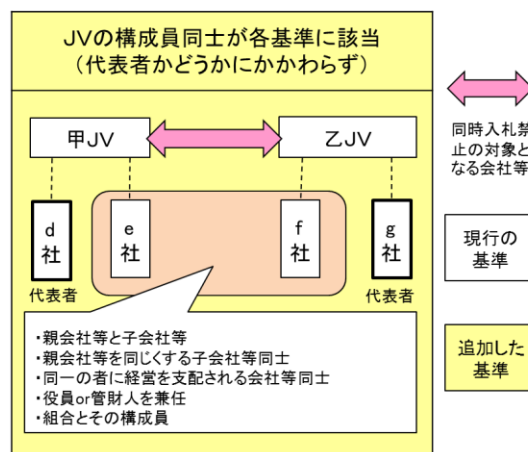
資本・人的関係のある者の同時入札禁止について(基準の一部改正)

資本関係		人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等と同じく する子会社等同士	同一の者に 経営を支配される 会社等同士	役員or管財人を兼任
組合とその構成員 など			

親 A社 子 a社 経営を支配	親 A社 子 a社 子 b社 経営を支配 経営を支配	親 x氏 子 a社 子 b社 経営を支配 経営を支配	A社 B社 x氏 x氏がA社の役員or管財人 x氏がB社の役員or管財人 ※更生会社、民事再生中の会社等を除く。	A組合 a社 b社 c社
--------------------------------------	---	---	--	--

「経営を支配」とは
① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1 ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当 イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超 ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3 ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在 ニ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超 ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在 ③ 自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
 (会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2)



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等間士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監

査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

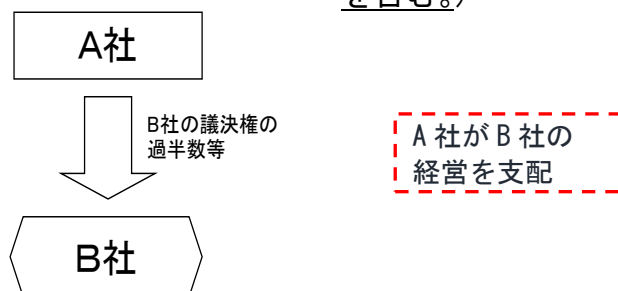
第2条第4号の2

イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I (①親会社等と子会社等の関係)

A社は、B社の「親会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)及び個人を含む。)



B社は、A社の「子会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)を含む。)

(業態調書に記入する対象会社)

ケース I における業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

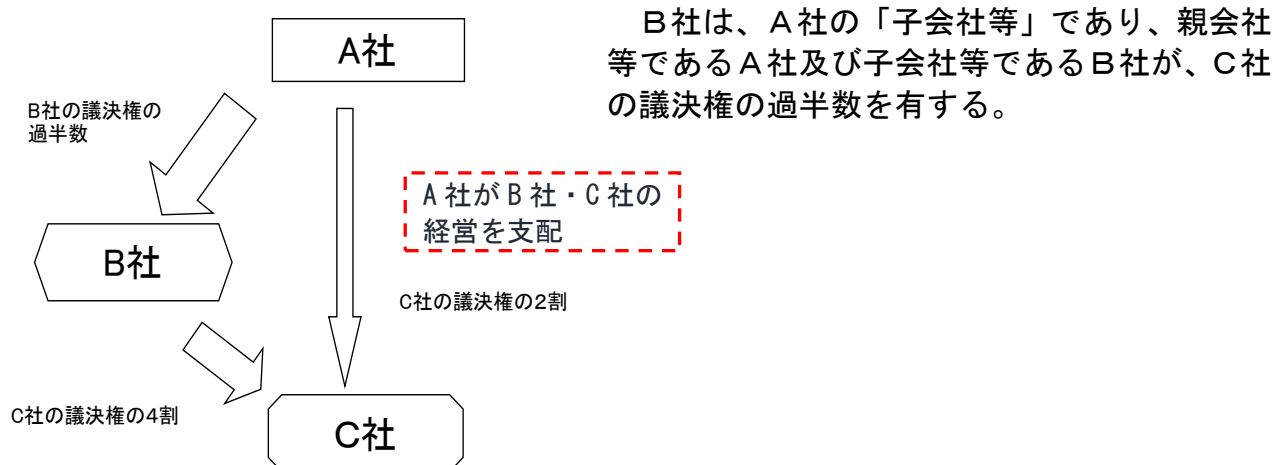
※以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※親会社等は建設業者に限らず持株会社等(個人株主も含む)も記載の対象となります。

※民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

ケースⅡ (①親会社等と子会社等の関係)

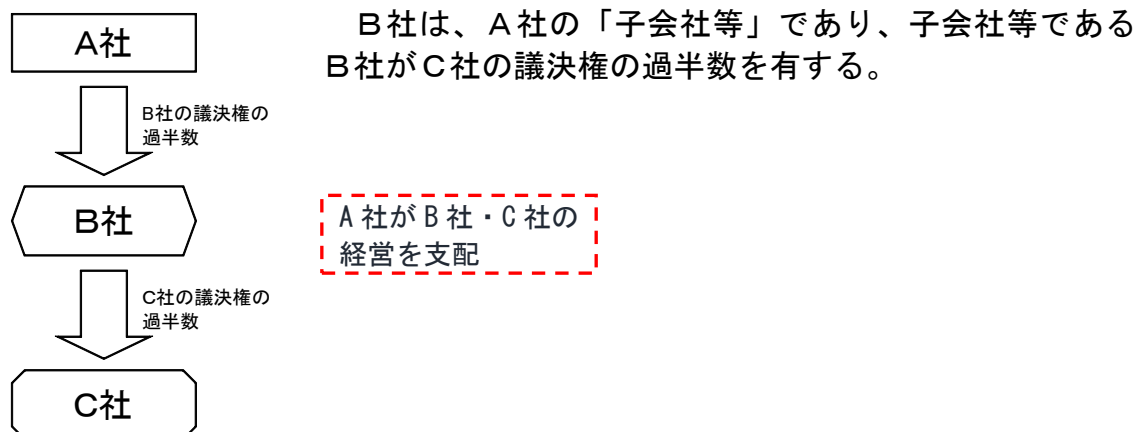


B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

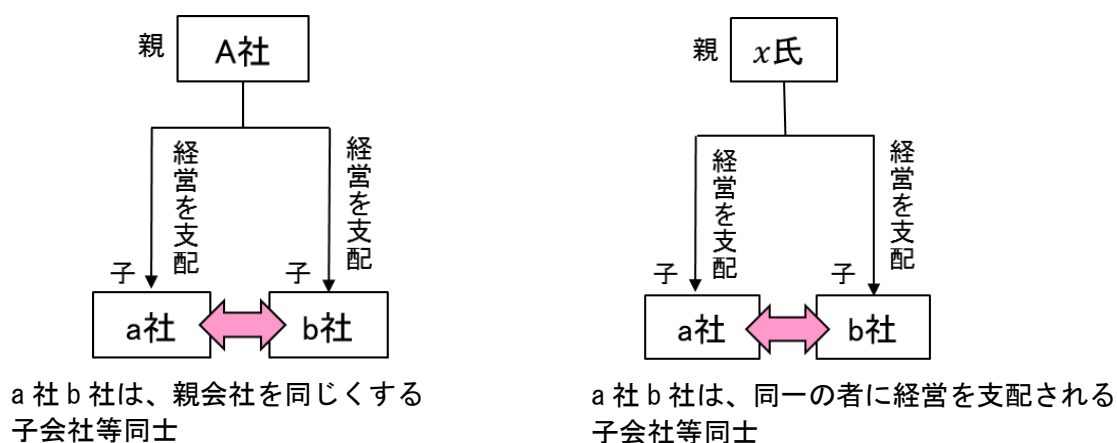
ケース III (①親会社等と子会社等の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	—

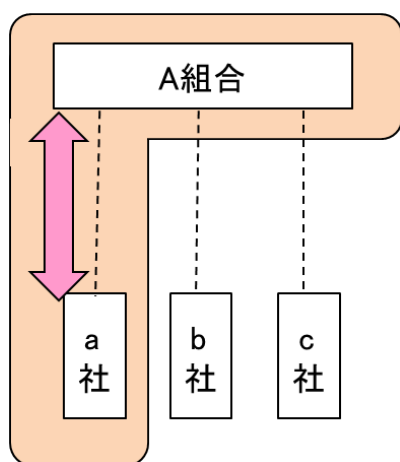
ケース IV (②親会社等を同じくする子会社等同士の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社	A社または x 氏	-
b社	A社または x 氏	-
A社	-	a社・ b社
x 氏	-	a社・ b社

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



組合の構成員 (a 社・b 社・c 社) は、資本人的関係の有無に関わらず、組合 (A 組合) を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

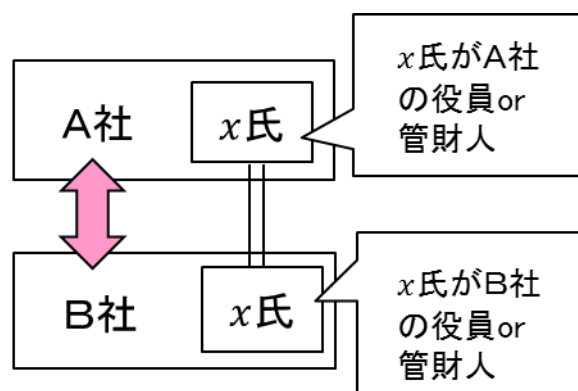
申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
<u>a 社・ b 社・ c 社※</u>	A 組合	-

※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準 (ケース I ~ ケース IV 等) に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役③持分会社 (合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。) の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

※更生会社、民事再生中の会社等を除く。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

様式③－1

※受付番号		※建設業許可番号	
業 態 調 書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共 通 ）			

該当の有無について 有 ☒ 無 ☐

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)*所属する組合

1 建設業許可番号 00 - 000000 本店電話番号(代表) 00 - 00000 - 00000 組合を記載した場合 親会社等 ☒ 所属する組合 ☐

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称 (株) 東京建設

本店住所 東京都千代田区東京1-1-1

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)*所属する組合

2 建設業許可番号 11 - 111111 本店電話番号(代表) 11 - 11111 - 11111 組合を記載した場合 親会社等 ☒ 所属する組合 ☒

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称 (業) 千代田工業組合

本店住所 東京都千代田区東京2-2-2

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)	建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)
1 99 - 999999	東京建設(株)	11 -	
2 -		12 -	
3 -		13 -	
4 -		14 -	
5 -		15 -	
6 -		16 -	
7 -		17 -	
8 -		18 -	
9 -		19 -	
10 -		20 -	

役員の兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1 代表取締役	千代田 太郎	99 - 999999	東京建設(株)	取締役イ
2 -		-		
3 -		-		
4 -		-		
5 -		-		
6 -		-		
7 -		-		
8 -		-		
9 -		-		
10 -		-		

【記載要領】

- 本調書は、申請日現在で作成すること。
- 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。
- 役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。
「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札に参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通り。
取締役イ:監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
取締役ロ:指名委員会等設置会社における取締役
取締役ハ:社外取締役
取締役ニ:定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
取締役ホ:上記イからニに掲げる者以外の取締役

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領									
受付番号・建設業許可番号	記入不要									
該当の有無について	○ 該当する項目に「レ」を付してください。 ○ 該当する者が無い場合には、「無」に「レ」を付してください。									
親会社等・所属する組合	○申請者の親会社等・所属する組合について記入する。 <u>組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には親会社等欄に「レ」を付し、所属する組合の場合には所属する組合欄に「レ」を付すこと。</u> <table><thead><tr><th>(A組合を記載した場合の記入例)</th><th>A組合が親会社等である</th><th>A組合が親会社等でない</th></tr></thead><tbody><tr><td>A組合に所属している</td><td>親会社等に☑、所属する組合に☑</td><td>所属する組合に☑</td></tr><tr><td>A組合に所属していない</td><td>親会社等に☑</td><td></td></tr></tbody></table> ※親会社等（組合（JVを含む）及び個人を含む）は建設業者に限らず、持株会社等（個人を含む）も記載の対象となります。 ※申請者が組合に所属している場合は、資本人的関係の有無に関わらず、当該組合について記載すること。 ※親会社等・所属する組合が3社以上ある場合には、様式③－1を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての親会社等について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあります</u>ので注意してください。 ※該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記	(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない	A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑	A組合に所属していない	親会社等に☑	
(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない								
A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑								
A組合に所属していない	親会社等に☑									

項目	記載要領																																				
	載する。																																				
親会社等・所属する組合 －建設業許可番号	○親会社等・所属する組合が建設業許可を受けている場合は、建設業許可番号【大臣・知事コード（２桁）－許可番号（６桁）】（総合評定値通知書の右上「許可」の番号）を記入する。 ※親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、「なし」と記載する。																																				
親会社等・所属する組合 －本社(店)電話番号（代表）	○親会社等・所属する組合の代表の電話番号を記入する。 ○親会社等が個人である場合は、記載を要しない。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。																																				
親会社等・所属する組合 －更生会社・再生手続中の会社等	○当該親会社等が会社更生法第２条第７項に規定する <u>更生会社</u> （以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する <u>再生手続中の会社</u> （以下「再生手続中の会社」という。） <u>である場合には、「○」印を付す。</u>																																				
親会社等・所属する組合 －商号又は名称	※該当する親会社等・所属する組合がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。 ○親会社等・所属する組合の商号又は名称を記入する。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を記入する。氏名については、姓と名前との間は１文字あけること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとする。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>(株)</td><td>有限会社</td><td>(有)</td><td>合資会社</td><td>(資)</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>(名)</td><td>協同組合</td><td>(同)</td><td>協業組合</td><td>(業)</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>(企)</td><td>合同会社</td><td>(合)</td><td>有限責任事業組合</td><td>(責)</td></tr><tr><td>経常建設 共同企業体</td><td>(共)</td><td>一般 財団法人</td><td>(一財)</td><td>一般 社団法人</td><td>(一社)</td></tr><tr><td>公 益 財団法人</td><td>(公財)</td><td>公 益 社団法人</td><td>(公社)</td><td></td><td></td></tr></table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	経常建設 共同企業体	(共)	一般 財団法人	(一財)	一般 社団法人	(一社)	公 益 財団法人	(公財)	公 益 社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
経常建設 共同企業体	(共)	一般 財団法人	(一財)	一般 社団法人	(一社)																																
公 益 財団法人	(公財)	公 益 社団法人	(公社)																																		
親会社等・所属する組合 －本社（店）住所	○丁目、番地は数字で、「－（ハイフン）」により省略して記載する。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を記載する。 <u>（都道府県・市区町村までの記載とする）</u>																																				
子会社等	○申請者の子会社等について記入する。 ※子会社等（組合（ＪＶを含む）を含む）は建設業者（建設業者とは、建設業法第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者（ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者は含む）を																																				

項目	記載要領
	対象とし、また有資格者でない者を含む。以下同じ。)を記載対象とする。 ※子会社等が21社以上ある場合には、様式③-1を複数枚使用する か、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての子会社等 について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り 消されることがあります</u>ので注意してください。 ※更生会社又は再生手続中の会社等でも有効な支配従属関係が存在しな いと認められるもの以外は記載の対象となります。(記入の対象外であ った場合も当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更 届を提出すること。) ※該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記 入する。
子会社等 ー建設業許可番号	○子会社等が建設業許可を受けている場合に記入する。 ○子会社等の建設業許可番号【大臣・知事コード(2桁)ー許可番号(6 桁)】(総合評定値通知書の右上「許可」の番号)を記入する。 ○子会社等が建設業許可を受けていない場合には「なし」と記入する。
子会社等 ー商号又は名称	※該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記 入する。 ○子会社等の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>を記入する。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等ー商号又は名 称欄の説明を参照の上、記入する。
役員の兼任	○申請者の役員のうち、<u>他の建設業者の役員を兼任している役員</u>(以下「兼 任役員」という。)について記入する。 ※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続中の会社等で、「代表 取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、 記載しないこと。(ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合 には、直ちに変更届を提出すること。) ※該当する役員がいなかった場合には、氏名欄に「なし」と記載する。 ※役員の兼任が1人以上ある場合には、様式③-1を複数枚使用す るか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての兼任役 員について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が 取り消されることがあります</u>ので注意してください。
役員の兼任 ー役職名	○兼任役員の申請者における役職を記入する。 ○「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締 役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管 財人」、又は「その他」のいずれかを記入する。 ※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場 合には、上記のうち該当するものを記入してください。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役(後述「取締役ロ」)が執行役を 兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成 31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当し ませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役 ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当

項目	記載要領																																				
	分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には理事長を含む。																																				
役員の兼任 ー氏名	※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。 ○兼任役員の氏名を記入する。 ○氏名については、姓と名前との間は1文字空けること。																																				
役員の兼任 ー兼任先の建設業 許可番号	○兼任役員の兼任先が建設業許可を受けている場合に記入する。 ○兼任役員の兼任先の建設業許可番号【大臣・知事コード（2桁）ー許可番号（6桁）】（総合評定値通知書の右上「許可」の番号）を記入する。 ○兼任役員の兼任先が建設業許可を受けていない場合には「なし」と記入する。																																				
役員の兼任 ー兼任先の商号又は 名称	○兼任役員の兼任先の商号又は名称のうち、初めから40文字分のみを記入する。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとする。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>(株)</td><td>有限会社</td><td>(有)</td><td>合資会社</td><td>(資)</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>(名)</td><td>協同組合</td><td>(同)</td><td>協業組合</td><td>(業)</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>(企)</td><td>合同会社</td><td>(合)</td><td>有限責任事業組合</td><td>(責)</td></tr><tr><td>経常建設 共同企業体</td><td>(共)</td><td>一般 財団法人</td><td>(一財)</td><td>一般 社団法人</td><td>(一社)</td></tr><tr><td>公益 財団法人</td><td>(公財)</td><td>公益 社団法人</td><td>(公社)</td><td></td><td></td></tr></table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	経常建設 共同企業体	(共)	一般 財団法人	(一財)	一般 社団法人	(一社)	公益 財団法人	(公財)	公益 社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
経常建設 共同企業体	(共)	一般 財団法人	(一財)	一般 社団法人	(一社)																																
公益 財団法人	(公財)	公益 社団法人	(公社)																																		
役員の兼任 ー兼任先での役職	○兼任役員の兼任先における役職を記入する。 ○「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」「その他」のいずれかを記入する。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」																																				

項目	記載要領
	※指名委員会等設置会社における取締役（「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 <u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通りです。</u> 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には理事長を含む。

業態調書

[様式③－2] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】

○ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する方及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する方

※ 「港湾空港関係」5工種のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

有資格技術職員内訳

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数	
施 工	建設機械施工技士	111 1	
	二 級	212 1	
	一 級	113 2 0	
	土木施工管理技士	214 7	
	二 級	215 1	
	鋼構造物塗装	216 1	
	薬液注入	120 1 7	
	建築施工管理技士	221 5	
	二 級	222 1	
	躯体	223 2	
管 理	電気工事施工管理技士	127 1	
	二 級	228 2	
	管工事施工管理技士	129 0	
	二 級	230 2	
	電気通信工事施工管理技士	131 1	
	二 級	232 1	
	二 級	133 3	
	二 級	234 1	
	二 級		
	二 級		

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数	
技 術 部 門	建設	142 2	
	「鋼構造及びコンクリート」	141 1	
	その他	143 0	
	農業	「農業土木」	144 1
	電気電子部門	—	146 1
	機械	「流体工学」又は「熱工学」	145 0
	その他	「上水道及び工業用水道」	148 1
	上下水道	その他	147 0
	森林	「林業」	150 0
	衛生工学	「森林土木」	151 0
士	「水質管理」	153 1	
	「廃棄物管理」	154 1	
	その他	152 0	
	建築士	一級建築士	137 1 1
	二級建築士	238 1 5	
	水道建築士	239 1	
	建築設備士	—	62 2
	施工管理技士・技術士・建築士等の合計		1 0 6
	実 人 数		8 7

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数
技 術 部 門	「鋼構造及びコンクリート」	42 1
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」	41 0
	「農業農村工学」	43 0
	電気電子部門に係る選択科目	44 0
	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46 0
	機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45 0
	「上水道及び工業用水道」	48 0
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの	47 0
	「林業・林産」	50 0
	「森林土木」	51 0
士	「水質管理」	53 0
	「廃棄物・資源循環」	54 0
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	52 0

記載要領

※ 「有資格技術者職員内訳」の人数については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。

※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別紙二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。

※ 令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。

※ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※斜文字は記載例

62

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
有資格技術職員内訳	1. 「人数」欄 ○申請時点で在籍（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいう）している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者ははずしてカウントすること。 なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがあります。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 ※1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上すること。 2. 「合計」欄 ○施工管理技士、技術士及び建築士等のそれぞれの検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載する。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 3. 「実人数」欄 ※必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になる。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 4. 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、<u>監理技術者講習修了証を所持している技術者</u>を集計し、合計人数を記入する。（2の「合計」欄には含まない。） ※令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 5. 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 ○建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。 （2の「合計」欄には含まない。） ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。

※技術士資格取得人数入力時の注意事項

平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数に含めて計上すること。

赤字は技術士法の改正により、平成31年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

技術部門	平成30年度以前選択科目	計上する項目 (平成31年度以降選択科目)
総合技術 監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの
	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門にかかる選択科目	電気電子部門にかかる選択科目
	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	機械部門に係る選択科目のうち 「流体力学」又は「熱工学」以外のもの	機械部門に係る選択科目のうち 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの
建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	その他	その他
農業	「農業土木」	「農業農村工学」
電気電子部門	—	—
機械	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	その他	その他
上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	その他	その他
森林	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	その他	その他

※電気電子部門については電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

業態調書
[様式③－3] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】
○ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する方及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する方
※ 「港湾空港関係」5工種のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2)

電気設備工事における屋内の工事の比率

暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率

100

工務局	工事種別	一般土木								電気設備		プレストレスト・コンクリート		法面処理		塗装				維持修繕					杭打					機械設備						通信設備			受変電設備		
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位	4位	5位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位			
東北																																									
関東		E	B	H	A	F	D	C	G			B	A	A	B					A	B	C				A	B	A	B	C				A	B	C	D	A	B		
北陸		C	B	E	G	A						B		A	B												C	D	E				A	B	C	D	A	B			
中部		E	B	H	A	F	D	C	G			B	A	A	B					A	B	C					A	B	C				A	B	C	D	A	B			
近畿																																									
中国																																									
四国																																									
九州																																									

電気設備

プレストレスト・コンクリート

法面処理

塗装

維持修繕

杭打

機械設備

通信設備

受変電設備

建設電気設備

建築電気設備

プレテンション

ポストテンション

アンカー工

その他

建物塗装

橋梁塗装・水門扉塗装

区画線

その他

監視制御・情報通信設備

防災・情報表示設備

有線通信線路

鉄塔・反射板

受変電設備

発電設備

その他の電源設備

記載要領
1 「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に対応するコードを希望する順位の順番に記載すること。
様式①～②において希望した工事種別のみ記入すること。
2 申請後の希望順位の変更、追加、削除はできません。

※斜文字は記載例

※ 上記の例は、北陸地方整備局の一般土木については、第1希望が「構造物」、第2希望が「道路」、第3希望が「トンネル」、第4希望が「軟弱地盤」、第5希望が「河川・海岸」であり、「砂防・地すべり防止」、「ダム」及び「都市土木」は希望していないことを意味します。

また、北陸地方整備局のプレストレスト・コンクリートについては、第1希望が「ポストテンション」であり、「プレテンション」は希望しないことを意味します。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
設備工事比率	1. 「電気設備工事における屋内の工事の比率」欄 ○電気設備工事を希望する場合に、屋内の工事（構内の外線路工事を含む。）の年間平均完成工事高が電気設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{屋内の工事の比率(\%)} = \frac{\text{屋内の年間平均完成工事高}}{\text{電気設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第1位を四捨五入する。 ※「0」（ゼロ）の場合には、「0」を記載すること。 2. 「暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率」欄 ○暖冷房衛生設備工事を希望する場合に、暖冷房設備工事の年間平均完成工事高が暖冷房衛生設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{暖冷房設備工事の比率(\%)} = \frac{\text{暖冷房設備の年間平均完成工事高}}{\text{暖冷房衛生設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第1位を四捨五入する。 ※「0」（ゼロ）の場合には、「0」を記載すること。
希望する工事の内容	○ 次の工種に登録を希望する場合には、<u>登録を希望する部局の欄に希望する工事の内容に対応するコードを希望順位の順番に記載する</u>（希望する工事の内容のみ記入することとし、必ず全部のコードを記入する必要はないが、少なくとも一つのコードは記入する）。 ①一般土木 ②電気設備 ③プレストレスト・コンクリート ④法面処理 ⑤塗装 ⑥維持修繕 ⑦杭打 ⑧機械設備 ⑨通信設備 ⑩受変電設備 ※コードについては、<u>67</u>ページ以降参照。 ※コードを記入する工事種別は、<u>様式①-2（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」）</u>で記入した希望工種区分と一致させる。（希望する工事種別のみ記入すること。） ※この「希望する工事の内容」の記載は、工事希望型競争入札において技術資料の提出を求める者の選択などで勘案されます。

【希望工事内容のコード】

①一般土木工事

「一般土木」の欄には、一般土木工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から8までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	河川・海岸	築堤、護岸、根固・水制、海岸構造物等の工事
B	道路	擁壁・カルバート等のコンクリート構造物、道路土工、情報ボックス（IRN）等の工事
C	構造物	R C 橋・橋梁下部等のコンクリート構造物、橋梁の床版工、遮音壁、床止、堰・水門、樋管、伏せ越し、水路、管きょ推進、揚排水機場、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、地中連続壁等の工事（鋼管矢板基礎、既製杭にかかる工事を含む。）、構造物撤去工事
D	砂防・地すべり防止	砂防、砂防ダム、地すべり防止、落石防止、なだれ防止等の工事
E	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）
F	ダム	ダム工事
G	軟弱地盤	軟弱地盤処理工事（グラウトを除く。）
H	都市土木	共同溝、下水道等の工事

②電気設備工事

「電気設備」の欄には、電気設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1、2の「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	建設電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備、水浄化施設・ロードヒーティング設備等の電気応用施設及び駐車場電気設備等の工事
B	建築電気設備	建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、車路警報、電話、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事

③プレストレスト・コンクリート工事

「プレストレスト・コンクリート」の欄には、プレストレスト・コンクリート工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1、2の「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容
A	プレテンション
B	ポストテンション

④法面処理工事

「法面処理」の欄には、法面処理工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1、2の「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容
A	アンカー工
B	その他

⑤塗装工事

「塗装」の欄には、塗装工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から4までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容
A	建物塗装
B	橋梁塗装・水門扉塗装
C	区画線
D	その他

⑥維持修繕工事

「維持修繕」の欄には、維持修繕工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から5までの「希望順位」欄に記載してください。

※道路清掃・水面清掃・除草・除雪の作業のみの作業については、建設業の許可を有しない方でも希望可能です。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	舗装維持	路面補修作業
B	舗装以外の道路維持	除草、除雪、ガードレール・道路標識等の道路付属物等の新設・補修等の工事
C	河川維持	水面清掃、除草、護岸水制補修、堤防天端補修、標識の新設・補修等の工事
D	道路清掃作業	路面、側溝、道路付属物、トンネルの清掃作業
E	その他の補修	電気通信設備等の補修

⑦杭打工事

「杭打」の欄には、杭打工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1、2の「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	既製杭	鋼杭、鋼矢板、P C 杭等の既製杭打ち込み、中堀、埋込の工事
B	場所打ちコンクリート杭	ベノト杭、深礎杭等の場所打ちコンクリート杭工事

⑧機械設備工事

「機械設備」の欄には、機械設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から7までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	水門設備	河川用水門設備、ダム用放流設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
B	ポンプ設備	揚排水ポンプ設備、水質浄化設備、道路排水設備、非常用施設等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
C	換気設備	トンネル換気設備、共同溝換気設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
D	ダム施工機械設備	骨材生産設備、コンクリート生産設備、骨材貯蔵・輸送設備、コンクリート打設設備、コンクリート冷却設備、コンクリート運搬設備、濁水処理設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
E	昇降機設備	昇降機設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
F	消・融雪設備	消・融雪設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
G	その他	機械式駐車場設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）、鋼製付属設備等の工事

⑨通信設備工事

「通信設備」の欄には、通信設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から4までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	監視制御・情報通信設備	ダム・堰制御設備、施設計測・監視・制御設備、C C T V、電子応用計測設備、河川情報設備、道路情報設備、レーダ雨雪量計、テレメータ・放流警報、路側通信設備、ラジオ再放送設備、無線通信設備、有線通信設備（光通信を含む。）等の工事
B	防災・情報表示設備	トンネル防災設備、道路防災設備、情報表示設備等の工事
C	有線通信線路	光通信等の有線通信路の工事（情報管路等を含む。）
D	鉄塔・反射板	通信用鉄塔、反射板等の工事

⑩受変電設備工事

「受変電設備」の欄には、受変電設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべてに1から3までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	受変電設備	ダム、揚排水機場、トンネル、道路等の受変電設備の工事
B	発電設備	ダム、揚排水機場、トンネル、道路等の発電設備の工事
C	その他の電源設備	直流電源設備、無停電電源設備、その他の電源設備の工事

業態調書
〔様式③－４〕（港湾空港関係）

【作成が必要な方】
○ 「港湾空港関係」 ５工種への申請を希望する方
※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する方は提出不要。

※受付番号

※業者コード

業 態 調 書（「港湾空港関係」）

港湾工事用作業船保有状況

25	区 分		能 力	単 位	単 位 総 数							
					自社保有船舶		共有船舶		借上船舶		合 計	
	1	浚渫船	掘削力	m3/h (浚渫能力)	1	0	0	0	0	1	0	0
	2	揚土船	揚土力	m3/h (揚土能力)	1	0	0	0	0	1	0	0
	3	起重機船(15t吊以上)	築造力	t (吊荷重)	1	0	0	0	0	1	0	0
	4	杭打船	杭打力	PS (主機馬力)	1	0	0	0	0	1	0	0
	5	ケーソン製作作業台船	製作力	t (揚荷能力)	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	地盤改良船	地 盤 改良力	隻数	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	砕岩船	砕岩力	隻数	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	その他特殊船	—	隻数	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	環境性能の高い作業船	—	隻数	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注)
1. 揚土船には、リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む。
2. 起重機船には、クレーン付台船を含む。
3. 地盤改良船には、固化材プラント船を含む。
4. 砕岩船には、砕岩専用船を記入する。(グラブ浚渫船等との兼用船は含まない)
5. その他特殊船は、砂撒船、トレミー船、コンクリートミキサー船とする。
6. 環境性能の高い作業船とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める、窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足する作業船を指す。
対象とする作業船は、区分1～8に示す作業船と同じとし、該当する場合は重複して記載することとする。
7. 記載事項の基準日は定期の資格審査を行う直前の12月1日とする。

専門技術者状況

26	登録海上起重基幹技能者 ※1	30 人
	海上起重作業管理技士 ※2	2 人

一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記載。
※1「登録海上起重基幹技能者」のみの登録、又は「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者の人数を記入する。
※2「海上起重作業管理技士」のみの登録を受けている者の人数を記入する。(「登録海上起重基幹技能者」と重複して計上しない。)
なお、「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者がいる場合は、重複して人数を記入しないこと。
また、記載事項の基準日は定期の資格審査を行う直前の10月1日とする。

※斜文字は記載例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
25港湾工事用作業船保有状況	※「単位総数」欄に区分ごとの単位総数を記入する。 なお、単位総数の記入に当たっては、以下の「※①業態調書〔③－４〕（港湾空港関係）「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数記入及び算定方法」を必ず参照すること。 ※「港湾等しゅんせつ工事」の等級決定については、以下の「※②「港湾等しゅんせつ工事」等級決定に関わる浚渫船の能力要件」を参照すること。
26専門技術者状況	※一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記入する。「登録海上起重基幹技能者」の人数には、「登録海上起重基幹技能者」のみの登録、又は「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の両方の登録を受けている者の人数を記入する。「海上起重作業管理技士」の人数には、「海上起重作業管理技士」のみの登録を受けている者の人数を記入する（「登録海上起重基幹技能者」と重複して計上しないこと）。また、記載事項の基準日は定期の資格審査を行う直前の10月1日とする。

※①業態調書〔③－４〕（港湾空港関係）「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数記入及び算定方法

業態調書〔③－４〕（港湾空港関係）「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数の記入に際しての留意事項及びその具体的な算定方法は、以下のとおりです。

1. 単位総数の記入に係る留意事項

- ①自社保有船舶については、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶を含めて記入することが出来ます。ただし、親会社が自社保有船舶として申請した場合は、子会社において重複計上は出来ません。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う船舶は、自社保有船舶に含めることが出来ます。
- ②共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶を記入してください。
- ③借上船舶については、長期用船契約等により用船契約期間が資格有効期間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）を通じて使用できる船舶を記入してください。
- ④浚渫船、起重機船、杭打船等の兼用船は、主たる用途に対応する区分に記入してください。よって、他の兼用する船種への重複計上は出来ません。
 なお、浚渫船には、クラブ付自航運搬船（ガット船）は含みません。

2. 単位総数の算定方法

- ①自社保有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法により、少数第2位（少数第3位

切り上げ) とします。

$$\text{単位総数 (自社保有船舶)} = \Sigma \{ \text{能力 (または隻数)} \times \text{保有係数} \}$$

能力 : 浚渫船にあつては浚渫能力、揚土船にあつては揚土能力、起重機船にあつては吊り荷重、杭打船にあつては主機関馬力、ケーソン製作作業台船にあつては揚荷能力、地盤改良船・砕岩船・その他特殊船・環境性能の高い作業船にあつては隻数です。

保有係数 : 1.5

ただし、長期用船契約等により他社に貸し出す船舶の場合は、0.75 とします。

- ②共有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法により、少数第2位 (少数第3位切り上げ) とします。

$$\text{単位総数 (共有船舶)} = \Sigma \{ \text{能力 (または隻数)} \times \text{保有係数 (1.5} \times \text{持分比率)} \}$$

能力 : ①自社保有船舶の場合と同様です。

持分比率 : 当該船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために投資した費用の割合とします。

なお、建設機械打刻証明書や共有船舶契約書等、共有者の合意に基づきその割合を規定したものにより証明が可能なものとします。

- ③借上船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法により、少数第2位 (少数第3位切り上げ) とします。

$$\text{単位総数 (借上船舶)} = \Sigma \{ \text{能力 (または隻数)} \times \text{保有係数 (借上係数)} \}$$

能力 : ①自社保有船舶の場合と同様です。

借上係数 : 0.5

ただし、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には0.75 とします。

(1) 令和5年4月1日～令和6年12月1日の間に、当該船舶の使用または維持管理費等を負担した実績があるもの。

(2) 長期用船契約等において、令和6年12月1日～令和9年3月31日の間に当該船舶の維持管理費等を負担する契約が盛り込まれているもの。

なお、「維持管理費等」とは、修理費、管理費、個別の工事に伴う要請に対応するための局所的な改造費など、本申請に係る資格有効期間において当該船舶の機能保持に係る必要経費であつて、長期用船契約等により確認可能なものとします。

- ④各区分の合計欄は、以下の計算により算出してください。

$$\text{合計} = \text{単位総数 (自社保有船舶)} + \text{単位総数 (共有船舶)} + \text{単位総数 (借上船舶)}$$

3. その他

自社保有船舶の貸出、共有船舶、借上船舶に関する数値の記入及び算定にあつては、齟齬が生じないように関係会社と調整の上、提出してください。

また、申請時または申請後において、各契約書及び証明書等で申請内容について確認する場合があります。

※②「港湾等しゅんせつ工事」等級決定に関わる浚渫船の能力要件

「港湾等しゅんせつ工事」の等級決定については、以下の算定式によって得られる浚渫船団力も考慮して決定されます。

$$\text{○浚渫船団力} = (\text{浚渫能力の単位総数}) \times 1.0 + (\text{揚土能力の単位総数}) \times 0.5$$

業態調書

〔様式③－５〕（共通様式）

【作成が必要な方】

- すべての申請者
- 該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付してください。（この場合、この項目以外は空欄としてください）。

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月１日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。

ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書を作成してください。

（別 紙）

平成17年10月１日
国 土 交 通 省

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成17年7月29日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。

また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、（１）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（２）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところではありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。

該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂けるようお願いいたします。

記

国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注１）のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者（注２）について、平成17年10月１日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。

注１）国家公務員法第103条第２項に規定する「密接な関係」と同様の考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。

- ① 国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業
- ② 職員の離職の日から５年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちのいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が２千万円以上である営利企業
- ③ 国土交通省による行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業
- ④ ①から③までに掲げる営利企業の商法（明治３２年法律第４８号）第２１１条の２第１項に規定する子会社である営利企業
- ⑤ ①から④までに掲げる営利企業と同様の事情にあると認められる営利企業

注２）退職後５年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時期在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から５年を経過しない者をいう。

※受付番号

※建設業許可番号

業 態 調 書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共 通 ）

国土交通省退職者の特定部署への就任自肅等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。
については、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について 有 ☒ 無 ☐

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

1 国土 太 郎

国土交通省における退職日

平成
令和

1 7

年

6

月

3 0

日

平成17年10月1日以降における役職

営業部長

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

平成
令和

1 7

年

1 2

月

1

日

国土交通省における退職時の官職

〇〇地方整備局××河川国道事務所工務課長

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

2

国土交通省における退職日

平成
令和

年

月

日

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

平成
令和

年

月

日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

3

国土交通省における退職日

平成
令和

年

月

日

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

平成
令和

年

月

日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

4

国土交通省における退職日

平成
令和

年

月

日

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

平成
令和

年

月

日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

5

国土交通省における退職日

平成
令和

年

月

日

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

平成
令和

年

月

日

国土交通省における退職時の官職

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. **社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)**
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例:〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領
受付番号・建設業許可番号	記入不要
該当の有無について	○ 該当する項目に「レ」を付してください。 ○ 要請内容に該当する者が無い場合には、「無」に「レ」を付してください。
「平成17年10月1日以降に営業部署に就いた者の氏名」	○社内異動及び新規採用は問わず、国土交通省退職者で退職後5年を経過していない者で、営業担当部署に就いている者の氏名を記入してください。
「平成17年10月1日以降における役職」	○ 該当者の役職名（営業担当部署）を記入してください。

項目	記載要領
「営業部署への就任年月日」	○該当者が営業担当部署に就いた年月日を記入してください。 ※必ず平成17年10月1日以降の日付になります。
「国土交通省における退職日」	○該当者が国土交通省を退職した年月日を記載してください。（把握している範囲で記入してください。）
「国土交通省における退職時の官職」	○該当者の国土交通省在籍時の官職を記載してください。（把握している範囲で、できるだけ詳しく記入してください。） ※記入にあたっては、「国土交通省」は記入しないでください。 （例：〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長）

※1枚で足りない場合には、適宜様式を追加して記入してください。

(4) 營業所一覽表〔様式④〕（共通様式）

【作成が必要な方】

○ すべての申請者

※受付番号		※業者コード	
-------	--	--------	--

營業所一覽表	
1	東京
2	大阪
3	名古屋
4	京都
5	福岡
6	札幌
7	仙台
8	新潟
9	金沢
10	富山
11	石川
12	福井
13	滋賀
14	岐阜
15	愛知
16	三重
17	奈良
18	和歌山
19	鳥取
20	徳島
21	高松
22	香川
23	岡山
24	広島
25	山口
26	熊本
27	大分
28	宮崎
29	鹿児島
30	沖縄

[illegible]

記載要領

- 1 本表は、申請日時点において作成すること。
2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「－（ハイフン）」で区切り記載すること。
4 「建設業許可業種（上段）」の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すこと。
5 「営業区域（下段）」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。**ただし、道路・河川・官庁管轄・公園関係のみを希望する場合は、「営業区域」の欄への記載は要しないこと。**

※斜文字は記入例

※本表は、申請日現在で作成すること。

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
番号	○最初に本店を記載し、「0」と記載する。 ○以降の営業所については、1 から連番を記載。
営業所名称	○<u>経営事項審査を受けた建設業許可業種を有しているすべての本店又は支店営業所の名称</u>を記載 ○本店の郵便番号・住所・電話番号・FAX番号は様式①－1 と一致させること。 ○本店の場合 本店と記載 (例) 霞ヶ関建設(株)の本店の場合 営業所名称の欄に「本店」と記載する。 ○支店の場合、名称欄には、商号又は名称を省くこと。 (例) 霞ヶ関建設(株)の丸の内支店の場合 営業所名称の欄には「丸の内支店」と記載する。

項目	記載要領
	○支店・営業所の名称は重複しないこと。
所在地	○営業所の所在地を <u>都道府県名から記載する。</u> ○丁目、番地は「ー（ハイフン）」により省略して記載する。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載する。 ○市外局番、市内局番及び番号は「ー（ハイフン）」で区切る。 ○FAX番号が無い場合は、「なし」と記載。
建設業許可業種 （上段）	○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する <u>経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。</u> ※「本店」には、申請者が有しているすべての経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。 ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないこと。
営業区域（下段）	○港湾空港関係の5工種に希望する場合は、その営業所が営業する区域について該当するコード（下記コード表参照）を記載 ※ <u>「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみを希望される申請者の方は、営業区域（下段）の記載は不要。</u>

営業区域欄に記入するコード表

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(5) 総合評定値通知書の写し

- ※ 経営状況（Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。
- ※ 「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。
- ※ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類の提出がない場合には、申請書は受理できません。

(6) 社会保険等の領収書等の写し

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

（記載例）

（参考）

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局長 殿

申請者
商号又は名称
代表者役職・氏名

適用除外誓約書

別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

（別紙）

（健康保険・厚生年金保険）

☐ 従業員5人未満の個人事業所であるため。

☐ 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

☐ 役員のための法人であるため。

☐ 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

☐ その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(7) 納税証明書の写し

【提出が必要な方】

○ すべての申請者

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする競争参加資格審査（建設工事、測量建設コンサルタント等業務）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」

という内容が記載されていることを確認してください。

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

④ 提出方法

申請書類に添付して提出してください。

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その 3 の 2 ・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書
（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

- ※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- 法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(8) 受付通知票

【提出が必要な方】

○ 郵送方式で申請書類を提出する方

郵送方式により申請書類を提出する場合は、通常はがき又は切手を貼付した葉書（13ページ参照）を申請書類と併せて提出してください。ただし、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」の両方へ申請される方は、それぞれの申請書に受付通知書が必要です。

また、葉書には、送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載してください。

※ 通常はがき又は切手を貼付した葉書の提出がない場合は、受付通知票を送付できません。

(9) 委任状

【提出が必要な方】

- 申請代理人による代理申請をする方

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものを提出してください。

【委任状の条件】

- ① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。
※ただし、資格認定通知書の受領の権限を委任することはできません。
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。

(委任状の例)

委 任 状	
受 任 者	
住 所	
登録番号	
氏 名	
私は上記の者を代理人と定め、国土交通省地方整備局等の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
委任事項	
1. 申請書類の作成	
1. 申請代理	
1. 記載事項の訂正	
令和 年 月 日	
	委 任 者
	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名

その他

- 資格の認定通知書は、申請者本人に郵送されます。（代理受領はできません。）
- 従来 of 申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください。（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。）

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行の場合は、申請書の作成及び提出のみを対象とするため、申請内容に関する確認は申請企業へ行うこととなります。

申請内容に関する問い合わせ対応を行政書士等が行う場合は、申請の代理として取り扱うため、委任状の提出をお願いします。

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

3. 道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する方で、建設業の許可を有しない方の申請方法について（「道路・河川・市営・公園関係」のみ）

(1) 提出書類

道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する場合で、建設業の許可を有しないときは、37ページに記載されている提出書類のうち「5. 総合評定値通知書(写し)」に代えて以下の書類が必要となります。

《必要となる提出書類》

提出書類名	法人	個人
① 登記事項証明書（写しでも可）	○	
② 財務諸表（2年又は3年分）	○	○
③ 技術職員名簿	○	○
④ 社会性などの状況を示す資料	○	○

※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

※ 上記書類②の補足資料として、申請された実績高を確認するための書類(契約書等の写し)を提出してください。

※ 上記資料④の社会保険等加入状況が「無」であっても、申請することが可能です。

(2) 提出方法

資格審査申請書類は、10ページの提出方法に準じて提出してください。

なお、(1)の提出書類は複数の地方整備局に登録を希望する場合であっても受付担当部局に一括して提出してください。

(3) 提出書類の記載要領

① 登記事項証明書（写しでも可）

○発行官公署において定めた様式によるもの

○証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

※この写しは複写機による鮮明なもの（拡大・縮小はしない。ただし、用紙はできるだけA4とする）を提出してください。

② 財務諸表

財務諸表の様式は、申請者が法人である場合には建設業法施行規則別記様式第15号から第17号の3までを参考とし、申請者が個人である場合には建設業法施行規則別記様式第18号、第19号を参考にして作成してください。

なお、提出する財務諸表は、資格審査の申請をする直前の営業年度及びその前の営業年度の2年度分、もしくは直前の営業年度、前営業年度及び前々営業年度の3年分（平均完成工事高で用いた平均年数に応じて）の財務諸表を提出してください。

おって、会社法及び会社計算規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表を提出してください。

③ 技術職員名簿

別紙の建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙二の様式を参考にして作成してください。

④ 社会性等の状況を示す資料

別紙の建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙三の様式を参考にして作成してください。

建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙二の様式

別紙二

(用紙A4)
2005

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 番 数 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審 査 基準日 現在の 満年齢		業 種 コード 3	有 資 格 区 分 コード 5	講 習 受 講	業 種 コード 10	有 資 格 区 分 コード	講 習 受 講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単 位取得 数
1			年 月 日		8 2								
2			年 月 日		8 2								
3			年 月 日		8 2								
4			年 月 日		8 2								
5			年 月 日		8 2								
6			年 月 日		8 2								
7			年 月 日		8 2								
8			年 月 日		8 2								
9			年 月 日		8 2								
10			年 月 日		8 2								
11			年 月 日		8 2								
12			年 月 日		8 2								
13			年 月 日		8 2								
14			年 月 日		8 2								
15			年 月 日		8 2								
16			年 月 日		8 2								
17			年 月 日		8 2								
18			年 月 日		8 2								
19			年 月 日		8 2								
20			年 月 日		8 2								
21			年 月 日		8 2								
22			年 月 日		8 2								
23			年 月 日		8 2								
24			年 月 日		8 2								
25			年 月 日		8 2								
26			年 月 日		8 2								
27			年 月 日		8 2								
28			年 月 日		8 2								
29			年 月 日		8 2								
30			年 月 日		8 2								

建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙三の様式

別紙三

(関係あり)
200004

その他の審査項目(社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	
雇用保険加入の有無	4 1 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 3 [1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 3 [1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 3 [1. 有、2. 無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 3 [1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 3 [1. 該当、2. 非該当]
OP単位取得数	4 9 3 5 6 7 8 9 10 (単位) 性別者数 11 12 13 14 15 (人)
技能レベル向上者数	5 0 3 4 5 6 7 8 9 10 (人) 技能者数 11 12 13 14 15 (人) 技能対象者数 16 17 18 19 20 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 3 [1. えるぽし認定(1段階目)、2. えるぽし認定(2段階目)、3. えるぽし認定(3段階目)、4. プラチナえるぽし認定、5. 非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 3 [1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 3 [1. ユースボール認定、2. 非該当]
建設工事に従事する者の就業状態を把握するために必要な措置の実施状況	5 4 3 [1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	5 5 3 4 5 (年) 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 3 [1. 有、2. 無]
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	5 7 3 [1. 有、2. 無]
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 8 3 [1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5 9 3 [1. 有、2. 無]
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	6 0 3 [1. 会計監査人の設置、2. 会計監査人の設置、3. 経理処理の適正を確保した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	6 1 3 4 5 6 7 8 9 10 (人)
二級経理経理試験合格者等の数	6 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (人)
研究開発の状況	
研究開発費(2期平均)	6 3 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円) 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 4 5 6 7 8 9 10 (台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	
エコアクション21の認証の有無	6 5 3 [1. 有、2. 無]
ISO9001の登録の有無	6 6 3 [1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	6 7 3 [1. 有、2. 無]

第 4 経常建設共同企業体の申請方法

第4. 経常建設共同企業体の申請方法

1. 経常建設共同企業体の資格審査

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）とは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成される企業体であり、結成目的がこれに合致する企業体のみ申請できます。

(1) 共同企業体の構成員の条件

共同企業体の構成員の組合せは、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 資本金の額もしくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社もしくは個人
- 等級のある希望工種区分（道路・河川・官庁営繕・公園関係の6工種、及び港湾空港関係5工種）に登録を申請する場合にあっては、同一の等級または直近の等級に認定された有資格業者またはこれと同等と認められる者
- 欠格要件（[5](#)ページ参照。）に該当しない者。

(2) 注意事項

単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

※平成19・20年度の定期受付より一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録が出来なくなりました。

※ただし、経常建設共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けている事が必要となりますので、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、(1)の条件を満たしている場合に限り、単体企業としての認定を取り下げる旨を明らかにしたうえで申請することになります。

※具体的には、定期受付等の単体企業の申請が無い場合での経常建設共同企業の申請については、単体企業と経常建設共同企業体を同時に申請し、経常建設共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別についての認定を取り下げるものとします。」と記載するものとします。

また、単体企業として認定を受けた後、経常建設共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、認定を取り下げる旨の届出を添付するものとします（[119](#)ページ参照）。

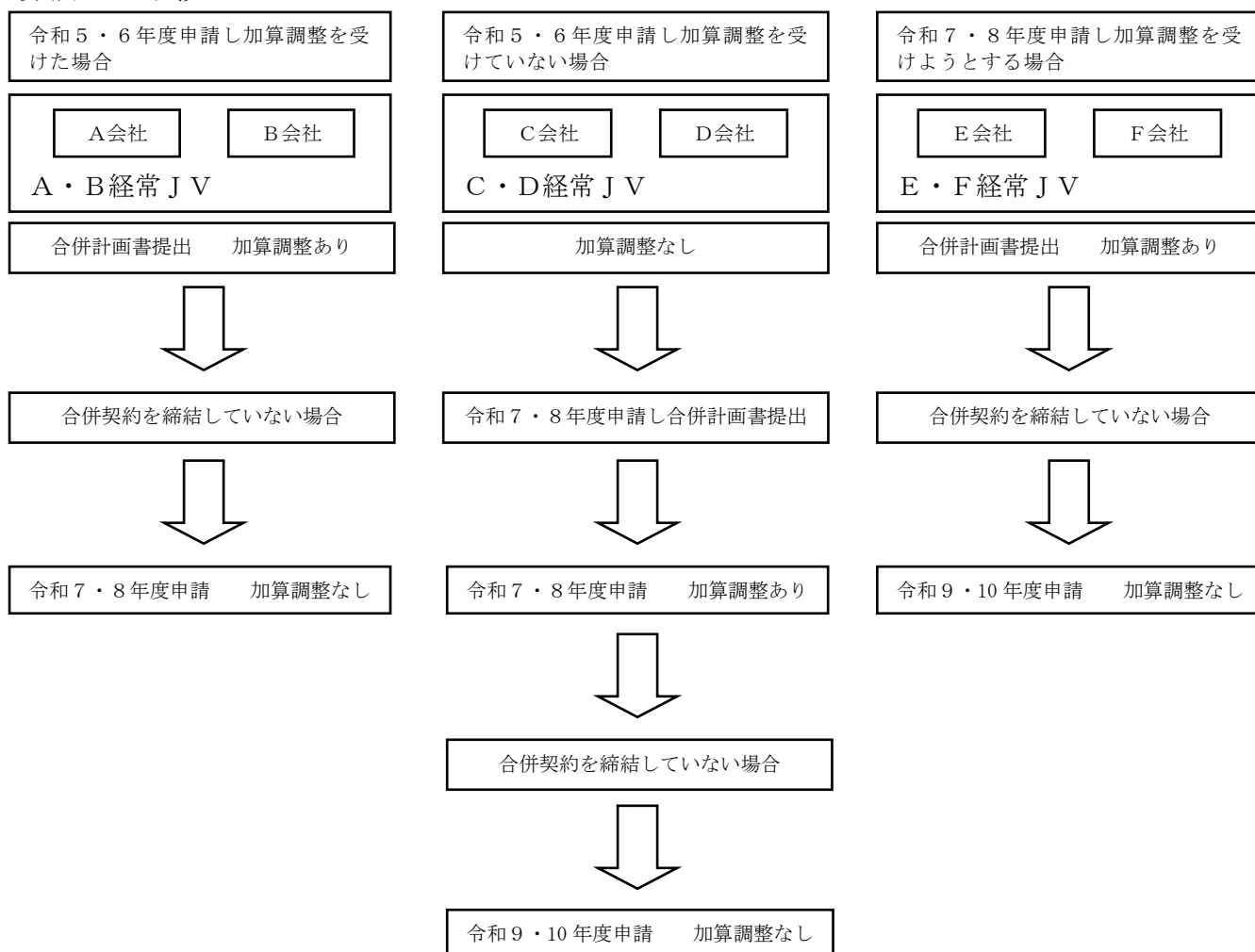
加算調整の廃止

※平成19・20年度の定期受付より、従来までの経営事項評価点数及び技術評価点数に対しての10%の加算調整が、一部の場合を除き廃止となりました。

※具体的には、合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の認定日まで合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から令和7・8年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算措置を行います。

- ※ なお、次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の認定において、加算調整は行わないものとします。
- ※ 加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、次期の定期の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請してきた場合には、当該経常建設共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、10%プラスの加算調整は行わないものとします。
- ※ ただし、2社により構成される経常建設共同企業体のうち、1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。

●加算調整の取扱い



※加算の取扱いの図で、

左、中央については、令和5・6年度に手続きした場合の取扱いです。

令和5・6年度に加算調整の適用を受けた経常JVで、合併契約を締結していない場合は、加算調整の適用がありません。

右については、令和7・8年度に手続きをした場合の取扱いです。

共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内。

※従来（平成31・32年度資格審査以前から、構成員を変更することなく継続して結成している場合）から、登録部局に4社又は5社で認定されている共同企業体のみ、令和7・8年度資格審査においても4社又は5社で申請することが可能です。

一つの登録部局に対して登録できる共同企業体は、一つのみ。

※一つの登録部局に対して、構成員の異なる二つの共同企業体の構成員としては登録できませんので注意してください。

※同一地方整備局でも、道路・河川・官庁営繕・公園関係（22工種）と港湾空港関係（5工種）とで別の共同企業体を登録することはできます。

2. 申請書類の提出方法

代表者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出願います。

3. 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序にまとめて提出してください。

申請書類名	様式 番号	道路・河川・官庁 営繕・公園関係	港湾空港関係 5工種	ペ ー ジ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書	①-1	○	○	97
	①-2	○	×	100
	①-3	×	○	103
2. 工事分割内訳表	②	○	×	104
3. 業態調書	③-2	○	×	107
	③-3	○	×	110
	③-4	×	○	110
4. 営業所一覧表	④	○	○	111
5. 建設共同企業体協定書の写し	⑤	○	○	113
6. 共同企業体等調書	⑥	×	○	116
7. 総合評定値通知書の写し	—	○	○	117
8. 社会保険等の領収書等の写し	—	※1	※1	117
9. 納税証明書その3等の写し	—	○	○	117
10. 受付通知票（返信用葉書、切手を貼付。）	指定	※2	※2	118
11. 合併計画を明らかにした書面		※3	※3	118
12. 委任状		※4	※4	119
13. 各構成員が単体有資格業者として申請した時の書類（営業所一覧表を除く。）の写し		※5	×	119
14. 単体有資格業者として認定を受けている工事種別（経常建設共同企業体として申請する工事種別に限る）の競争参加資格を辞退する旨を記載した変更届		※6	※6	119

- ※1 「7. 総合評価値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。
- ※2 郵送方式により提出をする場合に限り提出が必要になります。
- ※3 経営事項評価点数及び技術評価点数に対しての10%の加算調整を希望する場合に限り提出が必要になります。
- ※4 行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要になります。
- ※5 経常建設共同企業体と当該建設共同企業体の構成員の申請日が異なる場合に限り提出が必要になります。（定期受付でインターネット方式を利用して単体の申請を行った場合は、確定後の申請データの写しが必要となります。）
- ※6 単体有資格業者として「認定通知書」を受け取っている方で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う場合に限り変更届の提出が必要になります。
なお、変更届には、経常建設共同企業体として認定を受けようとする部局名と単体有資格業者として認定を受けている工事種別のうち、経常建設共同企業体として申請する工事種別について競争参加資格を辞退する旨を記載してください。

4. 提出書類の様式及び記載要領

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」(5ページ)及び「申請に当た
るの注意事項」(18ページ)を確認してください。

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
[様式①-1] (共通様式)

【作成が必要な方】

- すべての経常建設共同企業体

単体企業と経常建設共同企業体を同時申請する場合には、単体企業として申請する工事種別のうち経常建設共同企業体として申請する工事種別の競争参加資格については辞退する旨を記載してください。

構成員ごとに許可番号を記入してください。また、代表者とする会社名を○で囲ってください。

01 1:新規 2:更新	※02 受付番号	※03 業 者 コー ド 04 建設業許可番号 00-00000000	※申請者 05 の規模 06 適格組合証明 平成・令和 年 月 日 号
一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)			
令和 7・8 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。			
令和 年 月 日			
〇〇 地方整備局長 殿			
07 本社(店)郵便番号	100-8918	08 法人番号	1234567890123
フリガナ	チヨダクカスミガセキ		
09 本社(店)住所	東京都千代田区霞が関3-3-1		
フリガナ	チヨダケンセツ		
10 商号又は名称	千代田建設・日本建設(共)		
11 役職	代表者		
フリガナ	チヨダ タロウ	フリガナ	チヨダ ハナコ
代表者氏名	千代田 太郎	12 担当者氏名	千代田 花子
13 本社(店)電話番号	03-5253-8111	14 担当者電話番号	03-5253-8111 (内線番号 0000)
15 本社(店)FAX番号	03-5253-8111	16 電子入札用ICカードの登録番号	
17 メールアドレス	0000@mlit.go.jp		
(18 代理申請時使用欄)			
18 申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人電話番号
19 外資状況	1 外国籍会社 [国名:] 2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%) 3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)		
20 営業年数	29 年		
21 総職員数(人)	157		
22 設立年月日(和暦)	明治 大正 昭和 令和 10 年 12 月 1 日		
23 みなし大企業	☒ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業		

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

商号又は名称には、共同企業体の名称を記入してください。
代表者氏名には、「代表会社の代表者氏名」を記入してください。

営業年数には各構成員の平均値を入れてください。(1年未満切捨て)

(様式①-1)

項目	記載要領
01 新規・更新 ～03 業者コード	記入不要
04 建設業許可番号	共同企業体の申請では記入不要。 <u>ただし、右上の余白に各構成員の会社名及び許可番号を記入し、代表とする会社名を○で囲ってください。</u> ※建設業許可番号(8桁)は、各構成員の総合評定値通知書から転記する。
05 申請者の規模	記入不要
06 適格組合証明	記入不要
07 本社(店)郵便番号	○ <u>共同企業体の代表会社の本社(店)所在地</u> の郵便番号を記入。
08 法人番号	○特段、共同企業体として法人番号の指定を受けている場合のみ記入。 ○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13桁)を記入する。 ※法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がありますので、 <u>誤りのないよう正確に記入してください。</u>
09 本社(店)住所	○ <u>共同企業体の代表会社の本社(店)住所</u> を記入。 ○フリガナの欄は、カタカナで記載する。 ○都道府県名については、フリガナは記載しない。 ○丁目、番地は、「ー(ハイフン)」により省略して記載する。
10 商号又は名称	○ <u>共同企業体の名称(協定書と同じ名称)</u> を記載してください。 ○法人の種類を表わす文字は、「(共)」を用いることとする。
11 役職・代表者氏名	【役職】 ○ <u>「代表者」と記載</u> する。なお、フリガナは不要です。 【代表者氏名】 ○ <u>代表会社の代表者氏名(個人名)</u> を記入する。 ○氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字あけること。
12 担当者氏名	※申請する <u>共同企業体の代表会社の職員</u> のうち申請内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入してください ○氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字あけること。
13 本社(店)電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。
14 担当者電話番号	○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入する。
15 本社(店)FAX番号	
16 電子入札用ICカード	記入不要

項目	記載要領
一ドの登録番号	
17 メールアドレス	※契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。
18 申請代理人	※代理申請をする場合には、<u>86</u>ページを必ず確認してください。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。
19 外資状況	記入不要
20 営業年数	○各構成員の申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数の <u>平均年数</u> （その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を記載する。
21 総職員数	○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を <u>各構成員の総職員数の合計値を合計した人数</u> を記載する。
22 設立年月日（和暦）	○共同企業体の設立年月日を記載すること。 ○共同企業体協定書等に記載の設立年月日（和暦）を記載すること。
23 みなし大企業	○共同企業体として、下記に該当する場合にはチェックを入れること。 ○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「☐下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「☐該当しない」にチェックを入れること。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－2] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する経常建設共同企業体及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する経常建設共同企業体

※「港湾空港関係」5工種のみへの申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競争参加資格区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局										合計
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	
			東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	国土 総合 研究所 政策	官本 庁省 営繕 部	
完成工事高	01 一般土木工事	325,000		○	○	○					○	○	5
	02 アスファルト舗装工事	50,000		○	○	○					○	○	4
	03 鋼橋上部工事	200,000		○	○	○					○	○	4
	04 造園工事												
	05 建築工事	522,000		○	○	○					○	○	5
	06 木造建築工事	41,500		○	○	○					○	○	4
	07 電気設備工事												
	08 暖冷房衛生設備工事	469,000		○	○	○					○	○	5
	09 セメント・コンクリート舗装工事	35,000		○	○	○					○	○	4
	10 プレストレスト・コンクリート工事	170,000		○	○	○					○	○	4
	11 法面処理工事	190,000		○	○	○					○	○	4
	12 塗装工事												
	13 維持修繕工事	100,500		○		○							2
	14 河川しゅんせつ工事												
	15 グラウト工事												
	16 杭打工事	500,000		○									1
	17 さく井工事												
	18 プレハブ建築工事	500		○		○							2
	19 機械設備工事	1,800		○	○	○					○	○	5
	20 通信設備工事	419,500		○	○	○					○		4
	21 受変電設備工事	300,000		○	○	○					○	○	5
	22 橋梁補修工事												
	その他	21,000											
	合計	3,345,800		15	12	14					12	5	58

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記入例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	※「港湾空港関係」（様式①－３）の記載方法とは多少異なるので注意する。
① 希望工種区分	※この申請書に記載する希望工種区分は、建設業法第３条第２項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意すること。 ※全ての構成員が単体企業として認定を受けているものに限られる。
② 年間平均完成工事高	○<u>分割内訳は、各構成員単体での申請の分割内訳と合わせることを。</u> <u>（単体申請時に使用する総合評定値通知書と、経常建常共同企業体申請時に使用する総合評定値通知書が同一であり、かつ、単体申請時の土木一式100の分割内訳が一般土木80、維持修繕20である場合の例）</u> <u>共同企業体として登録を希望する一般土木は80を計上し、共同企業体として登録を希望しない維持修繕20については、その他へ計上すること。</u> ○<u>共同企業体として希望する工事種別ごとに各構成員の年間平均完成工事高（消費税は除きます。）を合計した金額を千円単位で記載。</u> ※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」両方を申請する場合、完成工事高の積上げ方法については、経営事項評価の数字を「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」に分割はせず、重複計上する。 【例】 建設業許可の「しゅんせつ」で10億の平均完成工事高があった場合、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の希望工種区分の「14 河川しゅんせつ工事」と「港湾空港関係」の希望工種区分の「3 港湾等しゅんせつ工事」両方ともに10億円と計上する。他の工種についても、同様の扱いとする。 ○「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載する。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載する。 なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合（経営事項審査の端数処理の関係）があるが、本申請書様式①－２の「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。また、総合評定値通知書における「建設工事の種類」「鉄筋工事」、「板金工事」及び「ガラス工事」で「完成工事高」を有している場合は、当該工種の「完成工事高」は「その他」に計上する。 ※消費税を含まない金額を記載すること。 ※総合評定値通知書の完成工事高の２年ないし３年平均の欄から金額を拾うこと。 ※<u>総合評定値通知書に記載されている一つの「完成工事高」を、二つ以上の希望工種区分に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載</u>

項目	記載要領
	<u>されている二つ以上の「完成工事高」を一つの希望工種区分に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」(104ページ参照)の提出が必要になるので注意すること。</u> ※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載してください。 ※当該希望工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、総合評定値通知書における「完成工事高」が「0」であっても、希望することは可能である。 ※文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合があるので注意すること。
③ 申請を希望する部局	○希望工種区分ごとに<u>共同企業体として登録を希望する部局</u>の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記載する。 ※各部局において構成員のそれぞれが単体で登録されていて、認定を受けている工事種別については、JVの登録を希望することができません。<u>ただし、単体で登録されている認定を取り下げれば、共同企業体としての登録は可能です。</u> ※地方整備局（国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)を含む。）と大臣官房官庁営繕部では、工事種別が異なるため、20ページの表に十分留意し、記載する。 ※国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)に登録を希望した場合については、(国研)土木研究所にも登録を希望されたものと見なす。<u>ただし、(国研)土木研究所に登録を希望しない場合はその旨を申請書に朱書きで記入する。</u> ※申請を希望する部局の合計欄等の誤記載、記入漏れが多く見られるので注意すること。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－３]（港湾空港関係）

【作成が必要な方】

○ 「港湾空港関係」 5 工種への申請を希望する経常建設共同企業体

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競争参加資格区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局							
			01	02	03	04	05	06	07	08
			東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
完成工事高	01 空港等土木工事	500,000		○	○	○				
	02 港湾土木工事	70,000		○	○	○				
	03 港湾等しゅんせつ工事									
	04 空港等舗装工事	85,000		○	○	○				
	05 港湾等鋼構造物工事	150,000		○	○	○				
	その他	2,540,800								
	合計	3,345,800	4	4	4					12

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記入例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	○表－３及び《工事内容の例及び建設工事（許可）の対応》地方整備局（「港湾空港関係」）の工事内容に基づき以下のとおり記入する。 ○「②年間平均完成工事高」の各欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を総合評定値通知書（又は経営事項審査結果通知書）から転記し、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」の「その他」欄に一括して計上する。 なお、「港湾土木工事」の完成工事高は、総合評定値通知書の「土木一式」のうちから表－５（27ページ参照）に該当する工事に係る完成工事高を記入し、「空港等土木工事」の完成工事高は、「土木一式」のうちから「港湾土木工事」の完成工事高を除いたものを記入する。 ○１部局に申請できる工種の数「01 空港等土木工事」から「05 港湾等鋼構造物工事」までの「５種類」の工種となる。それ以外の工種を希望する場合には、100ページの[様式①－２]道路・河川・官庁営繕・公園関係の該当個所への記載が必要となる。 ○また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事区分に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記入する。 ○共同企業体として登録を希望する工事種別ごとに各構成員の年間平均完成工事高を合計した金額を記入する。 ○「③申請を希望する部局」欄については、希望工種区分ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記入する。

(2) 工事分割内訳表〔様式②〕（道路・河川・官庁営繕・公園関係）
建設業許可工事種別ごとの完成工事高を合算又は分割する方

【作成が必要な方】

○次の2つのいずれにも該当する経常建設共同企業体。

1. 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する場合及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する場合（「港湾空港関係」5工種と両方に申請を希望する場合も含む。）。
2. 総合評定値通知書等に記載されている一つの年間平均完成工事高を幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合。

又は

総合評定値通知書に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合。

※ 受付番号 _____ ※ 業者コード _____

工 事 分 割 内 訳 表

(単位：千円)

競争参加資格希望 工種区分	一般土木	アスファルト 舗装	鋼橋上部	造園	建築	水道施設	電気設備	暖冷房設備 衛生	セメント・コン クリート 舗装	プレスト レスト・コン クリート リート	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅ んせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ 建築	機械設備	通信設備	受変電設 備	橋梁補修	その他	※ 合 計
建設業法上の建設工事																								
01 土木一式	300,000									120,000	50,000		100,000										10,500	580,500
02 建築一式					450,000	41,500												500						492,000
03 大工																								
04 左官																								
05 とび・土工・コンクリート			50,000							50,000	100,000					500,000								700,000
06 石																								
07 屋根																								
08 電気																				300,000				300,000
09 管								468,000																468,000
10 タイル・れんが・ブロック																								
11 鋼橋造物			150,000																					150,000
12 敷設																								
13 舗装		50,000							35,000				500											85,500
14 しゅんせつ																								
15 板金																								
16 ガラス																								
17 塗装																								
18 防水											40,000													40,000
19 内装仕上																								
20 機械器具設置																			1,800					1,800
21 熱絶縁																								
22 電気通信																				419,500				419,500
23 造園																								
24 さく井																								
25 建具																								
26 水道施設	25,000																							25,000
27 消防施設																								
28 清掃施設					72,000																			72,000
29 船体																								
その他																							10,500	10,500
合 計	325,000	50,000	200,000		522,000	41,500		468,000	35,000	170,000	190,000		100,500			500,000		500	1,800	419,500	300,000		21,000	3,345,800

記載事項

- 1 本表は、総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 2 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 4 経営事項審査において計上されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。
なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類（契約書の写し）を添付すること。

※斜文字は記入例

様式1-②と②の記載方法

様式②

②の希望工種区分合計と1-②の各工種区分年間平均完成高を必ず一致させる。

工 事 分 割 内 訳 表																								(単位：千円)
競争参加資格希望 工種区分	一般土木	22744 舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生	セメント・コン クリート 舗装	プレスト レスト・ コンク リート	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅ んせつ	クラフト	杭打	さく井	プレハブ 建築	機械設備	通信設備	変電設備	橋梁補修	その他	合 計
建設業法上の建設工事																								
01 土木一式	300,000									120,000	50,000		100,000										10,500	580,500
02 建築一式					450,000	41,500													500					492,000
03 大工																								
04 左官																								
05 とび・土工・コンクリート			50,000							50,000	100,000					500,000								700,000
06 石																								
07 屋根																								
08 電気																				300,000				300,000
09 管							469,000																	469,000
10 タイル・れんが・ブロック																								
11 鋼構造物			150,000																					150,000
12 鉄筋																								150,000
13 舗装	50,000								35,000				500											85,500
14 しゅんせつ																								
15 板金																								
16 ガラス																								
17 塗装																								
18 防水											40,000													40,000
19 内装仕上																								
20 機械器具設置																			1,800					1,800
21 熱絶縁																								
22 電気通信																				419,500				419,500
23 造園																								
24 さく井																								
25 建具																								
26 水道施設	25,000																							25,000
27 消防施設																								
28 清掃施設						72,000																		72,000
29 解体																								
その他																							10,500	10,500
合 計	325,000	50,000	200,000		522,000	41,500		469,000	35,000	170,000	190,000		100,500			500,000		500	1,800	419,500	300,000		21,000	3,345,800

総合評価値通知書の完成工事高と②の該当の工事の横の合計は、必ず一致させる。

様式1-②

総合評価値通知書

24	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高
		(千円)
01	一般土木工事	325,000
02	アスファルト舗装工事	50,000
03	鋼橋上部工事	200,000
04	造園工事	
05	建築工事	522,000
06	木造建築工事	41,500
07	電気設備工事	
08	暖冷房衛生設備工事	469,000
09	セメント・コンクリート舗装工事	35,000
10	プレストレスト・コンクリート工事	170,000
11	法面処理工事	190,000
12	塗装工事	
13	維持修繕工事	100,500
14	河川しゅんせつ工事	
15	グラウト工事	
16	杭打工事	500,000
17	さく井工事	
18	プレハブ建築工事	500
19	機械設備工事	1,800
20	通信設備工事	419,500
21	変電設備工事	300,000
22	橋梁補修工事	
	その他	21,000
	合 計	3,345,800

許可区分	建設工事の種類	総合評価値(P)	完成工事高	
			N年平均	評点(X1)
特	土木一式	aaa	580,500	
特	プレストレストコンクリート構造物	bbb	120,000	
特	建築一式	ccc	492,000	
特	大工			
特	左官			
特	とび・土工・コンクリート	ddd	800,000	
特	法面処理	eee	100,000	
特	石			
特	屋根			
特	電気	fff	300,000	
特	管	ggg	469,000	
特	タイル・れんが・ブロック			
特	鋼橋構造物	hhh	150,000	
特	鋼橋上部	iii	150,000	
特	鉄			
特	しゅんせつ	jjj	85,500	
特	板金			
特	ガラス			
特	塗装			
特	防水			
特	内装仕上	kkk	40,000	
特	機械器具設置			
特	熱絶縁	lll	1,800	
特	電気通信			
特	造園	mmm	419,500	
特	さく井			
特	建具			
特	水道施設			
特	消防施設	nnn	25,000	
特	清掃施設			
特	解体	ooo	72,000	
特	その他	qqq	110,500	
	合 計		3,345,800	

総合評価値通知書と1-②、②の合計を一致させる。 ※但し、経審の合計が端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、1-②と②は単純に足し合わせた数値を記入する。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
競争参加資格希望工種区分	○全ての構成員が単体企業として認定を受けているものに限られる。
建設業法上の建設工事の平均完成工事高	○各構成員の年間平均完成工事高を合計した金額を記入。 ○年間平均完成工事高（消費税は除きます。）を千円単位で記載する。 ○右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と同一であること。 ※工事分割内訳表の「合計」と様式①－2（<u>100</u>ページ参照。）の「合計」を一致させること。 ※総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と様式②の「※合計」の欄に記載する数値は、必ず一致させること。 ※この工事分割内訳表の各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がある（経営事項審査の端数処理の関係）が、<u>この工事分割内訳表における各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。</u> ※工種別の注意事項 【土木一式工事からプレストレスト・コンクリート工事への分割】 総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分であるプレストレスト・コンクリートおよび橋梁補修にしか計上できない。 【とび・土工・コンクリート工事から法面処理工事への分割】 総合評定値通知書における、とび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である法面処理にしか計上できない。 【鋼構造物工事から鋼橋上部工事への分割】 総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である鋼橋上部および橋梁補修にしか計上できない。

(3) 業態調査

[様式③－２] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する経常建設共同企業体及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係 5 工種以外の工事への申請を希望する経常建設共同企業体

※「港湾空港関係」5 工種のみへの申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

有資格技術職員内訳

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数
技 術 部 門	建設機械施工技士	1
	二 級	2
工 務 部 門	土木施工管理技士	7
	二 級	1
管 理 部 門	建築施工管理技士	5
	二 級	1
技 術 部 門	電気工事施工管理技士	1
	二 級	2
技 術 部 門	管工施工管理技士	0
	二 級	2
技 術 部 門	電気通信工事施工管理技士	1
	二 級	1
技 術 部 門	造園施工管理技士	3
	二 級	1

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数
技 術 部 門	「鋼構造及びコンクリート」	1
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」	0
	「農業農村工学」	0
	電気電子部門に係る選択科目	0
	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	0
	機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	0
	「上下水道及び工業用水道」	0
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの	0
	「林業・林産」	0
	「森林土木」	0
	「水質管理」	0
	「廃棄物・資源循環」	0
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	0

記載要領

- ※ 「有資格技術職員内訳」の人数については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
- ※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別添二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。
- ※ 令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。
- ※ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※斜文字は記載例

技 術 部 門	選 択 科 目	人 数
技 術 部 門	建設	2
	「鋼構造及びコンクリート」	1
	その他	1
	農業	0
	「農業土木」	1
	電気電子部門	1
	「流体工学」又は「熱工学」	1
	機械	0
	その他	1
	上下水道	1
	「上下水道及び工業用水道」	0
	その他	1
	森林	0
	「森林土木」	0
	衛生工学	1
	「水質管理」	1
	「廃棄物管理」	0
	その他	0
	建築士	1
	一級建築士	1
	二級建築士	5
	水道建築士	1
	建築設備士	2

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	1 0 6
実 人 数	8 7

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	3 5
登録基幹技能者講習修了証の所持者数	1

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
有資格技術職員内訳	1. 「人数」欄 <u>○各構成員の有資格技術職員数を合計した人数を記載</u> ○申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者ははずしてカウントすること。 なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがあります。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 ※1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上すること。 2. 「合計」欄 ○検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載する。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 3. 「実人数」欄 ※必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になる。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 4. 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 <u>○各構成員の該当人数を合計した人数を記載</u> ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、<u>監理技術者講習修了証を所持している技術者</u>を集計し、合計人数を記入する。（2の「合計」欄には含まない。） ※令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 5. 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 <u>○各構成員の該当人数を合計した人数を記載</u> ○建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。 （2の「合計」欄には含まない。） ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。

※技術士資格取得人数入力時の注意事項

平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数に含めて計上すること。

赤字は技術士法の改正により、平成31年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

技術部門	平成30年度以前選択科目	計上する項目 (平成31年度以降選択科目)
総合技術 監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの
	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門にかかる選択科目	電気電子部門にかかる選択科目
	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	機械部門に係る選択科目のうち 「流体力学」又は「熱工学」以外のもの	機械部門に係る選択科目のうち 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの
建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	その他	その他
農業	「農業土木」	「農業農村工学」
電気電子部門	—	—
機械	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	その他	その他
上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	その他	その他
森林	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	その他	その他

※電気電子部門については電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

業態調書

[様式③－ 3] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する経常建設共同企業体及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係 5 工種以外の工事への申請を希望する経常建設共同企業体

※ 「港湾空港関係」5 工種のみへの申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

単体の申請と同一のため、65ページ以降を参照

業態調書

[様式③－ 4] (港湾空港関係)

【作成が必要な方】

- 「港湾空港関係」5 工種への申請を希望する経常建設共同企業体

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

単体の申請と同一のため、71ページ以降を参照

【作成が必要な方】
○ すべての経常建設共同企業体

記載要領

- ※斜文字は記入例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
番号	○ 「0」と記載する。 ○ 本店の郵便番号・住所・電話番号・FAX番号は様式①－１と一致させること。
営業所名称	○ <u>共同企業体の代表者の連絡先を「本店」という名称</u> で記載する。
所在地	○ 営業所の所在地を <u>都道府県名から記載する。</u> ○ 丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載する。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○ 上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載する。 ○ 市外局番、市内局番及び番号は「－（ハイフン）」で区切る。 ○ FAX番号が無い場合は、「なし」と記載。

項目	記載要領
建設業許可業種 (上段)	○記入不要
営業区域(下段)	○港湾空港関係の5工種に希望する場合は、その営業所が営業する区域について該当するコード(下記コード表参照)を記載。 ※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみを希望される申請者の方は、 <u>営業区域(下段)の記載は不要。</u>

営業区域欄に記入するコード表

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(5) 建設共同企業体協定書の写し[様式⑤]

【提出が必要な方】

- すべての経常建設共同企業体

共同企業体協定書 [様式⑤]

〇〇経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び

発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合は、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 ○〇〇〇〇〇〇工事
2 出資の割合 ○〇建設株式会社〇〇%
○〇建設株式会社〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合は、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

令和 年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 印

(6) 共同企業体等調書〔様式⑥〕（港湾空港関係）

【作成が必要な方】

「港湾空港関係」5工種への申請を希望する経常建設共同企業体

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 受付番号

※ 業者コード

共同企業体等調書 その1（「港湾空港関係」）

建設工事の種類	1 級						講習受講					2 級						3 級						4 級						5 級						6 級						7 級						8 級						9 級						10 級						11 級						12 級						13 級						14 級						15 級						16 級						17 級						18 級						19 級						20 級						21 級						22 級						23 級						24 級						25 級						26 級						27 級						28 級						29 級						30 級						31 級						32 級						33 級						34 級						35 級						36 級						37 級						38 級						39 級						40 級						41 級						42 級						43 級						44 級						45 級						46 級						47 級						48 級						49 級						50 級						51 級						52 級						53 級						54 級						55 級						56 級						57 級						58 級						59 級						60 級						61 級						62 級						63 級						64 級						65 級						66 級						67 級						68 級						69 級						70 級						71 級						72 級						73 級						74 級						75 級						76 級						77 級						78 級						79 級						80 級						81 級						82 級						83 級						84 級						85 級						86 級						87 級						88 級						89 級						90 級						91 級						92 級						93 級						94 級						95 級						96 級						97 級						98 級						99 級						100 級						101 級						102 級						103 級						104 級						105 級						106 級						107 級						108 級						109 級						110 級						111 級						112 級						113 級						114 級						115 級						116 級						117 級						118 級						119 級						120 級						121 級						122 級						123 級						124 級						125 級						126 級						127 級						128 級						129 級						130 級						131 級						132 級						133 級						134 級						135 級						136 級						137 級						138 級						139 級						140 級						141 級						142 級						143 級						144 級						145 級						146 級						147 級						148 級						149 級						150 級						151 級						152 級						153 級						154 級						155 級						156 級						157 級						158 級						159 級						160 級						161 級						162 級						163 級						164 級						165 級						166 級						167 級						168 級						169 級						170 級						171 級						172 級						173 級						174 級						175 級						176 級						177 級						178 級						179 級						180 級						181 級						182 級						183 級						184 級						185 級						186 級						187 級						188 級						189 級						190 級						191 級						192 級						193 級						194 級						195 級						196 級						197 級						198 級						199 級						200 級						201 級						202 級						203 級						204 級						205 級						206 級						207 級						208 級						209 級						210 級						211 級						212 級						213 級						214 級						215 級						216 級						217 級						218 級						219 級						220 級						221 級						222 級						223 級						224 級						225 級						226 級						227 級						228 級						229 級						230 級						231 級						232 級						233 級						234 級						235 級						236 級						237 級						238 級						239 級						240 級						241 級						242 級						243 級						244 級						245 級						246 級						247 級						248 級						249 級						250 級						251 級						252 級						253 級						254 級						255 級						256 級						257 級						258 級						259 級						260 級						261 級						262 級						263 級						264 級						265 級						266 級						267 級						268 級						269 級						270 級						271 級						272 級						273 級						274 級						275 級						276 級						277 級						278 級						279 級						280 級						281 級						282 級						283 級						284 級						285 級						286 級						287 級						288 級						289 級						290 級						291 級						292 級						293 級						294 級						295 級						296 級						297 級						298 級						299 級						300 級						301 級						302 級						303 級						304 級						305 級						306 級						307 級						308 級						309 級						310 級						311 級						312 級						313 級						314 級						315 級						316 級						317 級						318 級						319 級						320 級						321 級						322 級						323 級						324 級						325 級						326 級						327 級						328 級						329 級						330 級						331 級						332 級						333 級						334 級						335 級						336 級						337 級						338 級						339 級						340 級						341 級						342 級						343 級						344 級						345 級						346 級						347 級						348 級						349 級						350 級						351 級						352 級						353 級						354 級						355 級						356 級						357 級						358 級						359 級						360 級						361 級						362 級						363 級						364 級						365 級						366 級						367 級						368 級						369 級						370 級						371 級						372 級						373 級						374 級						375 級						376 級						377 級						378 級						379 級						380 級						381 級						382 級						383 級						384 級						385 級						386 級						387 級						388 級						389 級						390 級						391 級						392 級						393 級						394 級						395 級						396 級						397 級						398 級						399 級						400 級						401 級						402 級						403 級						404 級						405 級						406 級						407 級						408 級						409 級						410 級						411 級						412 級						413 級						414 級						415 級						416 級						417 級						418 級						419 級						420 級						421 級						422 級						423 級						424 級						425 級						426 級						427 級						428 級						429 級						430 級						431 級						432 級						433 級						434 級						435 級						436 級						437 級						438 級						439 級						440 級						441 級						442 級						443 級						444 級						445 級						446 級						447 級						448 級						449 級						450 級						451 級						452 級						453 級						454 級						455 級						456 級						457 級						458 級						459 級						460 級						461 級						462 級						463 級						464 級						465 級						466 級						467 級						468 級						469 級						470 級						471 級						472 級						473 級						474 級						475 級						476 級						477 級						478 級						479 級						480 級						481 級						482 級						483 級						484 級						485 級						486 級						487 級						488 級						489 級						490 級						491 級						492 級						493 級						494 級						495 級						496 級						497 級						498 級						499 級						500 級						501 級						502 級						503 級						504 級						505 級						506 級						507 級						508 級						509 級						510 級						511 級						512 級						513 級						514 級						515 級						516 級						517 級						518 級						519 級						520 級						521 級						522 級						523 級						524 級						525 級						526 級						527 級						528 級						529 級						530 級						531 級						532 級						533 級						534 級						535 級						536 級						537 級						538 級						539 級						540 級						541 級						542 級						543 級						544 級						545 級						546 級						547 級						548 級						549 級						550 級						551 級						552 級						553 級						554 級						555 級						556 級						557 級						558 級						559 級						560 級						561 級						562 級						563 級						564 級						565 級						566 級						567 級						568 級						569 級						570 級						571 級						572 級						573 級						574 級						575 級						576 級						577 級						578 級						579 級						580 級						581 級						582 級						583 級						584 級						585 級						586 級						587 級						588 級						589 級						590 級						591 級						592 級						593 級						594 級						595 級						596 級						597 級						598 級						599 級						600 級						601 級						602 級						603 級						604 級						605 級						606 級						607 級						608 級						609 級						610 級						611 級						612 級						613 級						614 級						615 級						616 級						617 級						618 級						619 級						620 級						621 級						622 級						623 級						624 級						625 級						626 級						627 級						628 級						629 級						630 級						631 級						632 級						633 級						634 級						635 級						636 級						637 級						638 級						639 級						640 級						641 級						642 級						643 級						644 級						645 級						646 級						647 級						648 級						649 級						650 級						651 級						652 級						653 級						654 級						655 級						656 級						657 級						658 級						659 級						660 級						661 級						662 級						663 級						664 級						665 級						666 級						667 級						668 級						669 級						670 級						671 級						672 級						673 級						674 級						675 級						676 級						677 級						678 級						679 級						680 級						681 級						682 級						683 級						684 級						685 級						686 級						687 級						688 級						689 級						690 級						691 級						692 級						693 級						694 級						695 級						696 級						697 級						698 級						699 級						700 級						701 級						702 級						703 級						704 級						705 級						706 級						707 級						708 級						709 級						710 級						711 級						712 級						713 級						714 級						715 級						716 級						717 級						718 級						719 級						720 級						721 級						722 級						723 級						724 級						725 級						726 級						727 級						728 級						729 級						730 級						731 級						732 級						733 級						734 級						735 級						736 級						737 級						738 級						739 級						740 級						741 級						742 級						743 級						744 級						745 級						746 級						747 級						748 級						749 級						750 級						751 級						752 級						753 級						754 級						755 級						756 級						757 級						758 級						759 級						760 級						761 級						762 級						763 級						764 級						765 級						766 級						767 級						768 級						769 級						770 級						771 級						772 級						773 級						774 級						775 級						776 級						777 級						778 級						779 級						780 級						781 級						782 級						783 級						784 級						785 級						786 級						787 級						788 級						789 級						790 級						791 級						792 級						793 級						794 級						795 級						796 級						797 級						798 級						799 級						800 級						801 級						802 級						803 級						804 級						805 級						806 級						807 級						808 級						809 級						810 級						811 級						812 級						813 級						814 級						815 級						816 級						817 級						818 級						819 級						820 級						821 級						822 級						823 級						824 級						825 級						826 級						827 級						828 級						829 級						830 級						831 級						832 級						833 級						834 級						835 級						836 級						837 級						838 級						839 級						840 級						841 級						842 級						843 級						844 級						845 級						846 級						847 級						848 級						849 級						850 級						851 級						852 級						853 級						854 級						855 級						856 級						857 級						858 級						859 級						860 級						861 級						862 級						863 級						864 級						865 級						866 級						867 級						868 級						869 級						870 級						871 級						872 級						873 級						874 級						875 級						876 級						877 級						878 級						879 級						880 級						881 級						882 級						883 級						884 級						885 級						886 級						887 級						888 級						889 級						890 級						891 級						892 級						893 級						894 級						895 級						896 級						897 級						898 級						899 級						900 級						901 級						902 級						903 級						904 級						905 級						906 級						907 級						908 級						909 級						910 級						911 級						912 級						913 級						914 級						915 級						916 級						917 級						918 級						919 級						920 級						921 級						922 級						923 級						924 級						925 級						926 級						927 級						928 級						929 級						930 級						931 級						932 級						933 級						934 級						935 級						936 級						937 級						938 級						939 級						940 級						941 級						942 級						943 級						944 級						945 級						946 級						947 級						948 級						949 級						950 級						951 級						952 級						953 級						954 級						955 級						956 級						957 級						958 級						959 級					
---------	-----	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	※ 数値	※ 点数	※ 合計	※ 評点 (X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況										※ 評点 (Y)
その他の評価項目										※ 評点 (W)

※共同企業体の場合は、共同企業体等調書（その1）のみを作成してください。この場合、様式中「⑥or計」とあるのは「計」として作成してください。

※各欄については、次により記入してください。

①「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「1級」、「講習受講」、「監理補佐」「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数値を「計」欄に記入してください。

また、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記入します。

②「自己資本額」及び「利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段にそれぞれ上記①と同様の要領により転記してください。

③「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記してください。

④「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記してください。

(7) 総合評定値通知書の写し

【提出が必要な方】

- すべての経常建設共同企業体

各構成員分を提出してください。

- ※ 経営状況（Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。
- ※ 「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。
- ※ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類の提出がない場合には、申請書は受理できません。

(8) 社会保険等の領収書等の写し

【提出が必要な方】

- 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった方

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

※適用除外誓約書の作成例は79ページを参照してください。

(9) 納税証明書の写し

【提出が必要な方】

- すべての経常建設共同企業体

※各構成員分を提出してください。

詳細については、単体申請と同様のため、80ページ以降を参照。

(10) 受付通知票

【提出が必要な方】

- 郵送方式で申請書類を提出する経常建設共同企業体

単体申請と同様のため、85ページを参照してください。

(11) 合併計画を明らかにした書面

【提出が必要な方】

- 経営事項評価点数及び技術評価点数に対しての加算調整（10％）を希望する経常建設共同企業体

次期の定期の競争参加資格の認定（決定）日までに合併契約を締結する旨が記載された書面で、構成員の会社及び代表者名を記載したものに代表者印を押印した書面（任意様式）を提出してください。

（記載例）

令和 年 月 日
○○地方整備局長 殿
名 称 代表者の役職 氏 名 名 称 代表者の役職 氏 名
合併の計画について
下記のとおり合併する計画をしておりますので、お知らせします。
記
1 合併の方法 （合併形態、存続及び消滅会社名等を記載）
2 合併の目的・理由
3 合併の計画 （内容及び合併契約締結予定日等を記載）

(12) 委任状

【提出が必要な方】

- 申請代理人による代理申請をする方

単体申請と同様のため、[86](#)ページを参照して、委任状を作成してください。

(13) 各構成員が単体有資格業者として申請した時の書類の写し

【提出が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する経常建設共同企業体及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する経常建設共同企業体
- ※ 「港湾空港関係」5工種のみへ申請を希望する経常建設共同企業体は提出不要。

[単体での申請を電子メール方式・郵送方式・持参方式で行った構成員](#)

- 各構成員が単体有資格業者として申請した申請書類一式（添付書類を含む）の写しを提出してください。
- ※ 営業所一覧表は不要です。

[単体での申請をインターネットで行った構成員](#)

- 受付票及び地方整備局の申請に係る出力帳票の写し
- ※ 営業所一覧表は不要です。

(14) 単体有資格業者として認定を受けている工事種別を取り下げる旨の変更届

【提出が必要な方】

- 単体有資格業者としての「認定通知書」を受け取っている方で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う方

代表会社の本店所在地を所管する受付担当部局に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、単体有資格業者として認定を受けている工事種別を取り下げる旨の届出をしてください（[29](#)ページを参照してください。）。

第5 事業協同組合の申請方法

第5. 事業協同組合の申請方法

1. 事業協同組合の資格審査

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することになっております。

また、事業協同組合は、国土交通省地方整備局等の発注する工事では、経常建設共同企業体の構成員及び特定建設工事共同企業体の構成員となることはできませんので予めご注意ください。

※ 単体企業と当該企業を構成員とする事業協同組合については、一つの発注機関における同一工事種別内での同時登録も可能です。

2. 特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等

(1) 申請書類の提出方法

電子メール方式、郵送方式及び持参方式の場合、事業協同組合の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出願います。

(2) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序にまとめて提出してください。

申請書類名	様式 番号	道路・河川・官庁 営繕・公園関係	港湾空港関係 5工種	ペ ー ジ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書	①-1	○	○	122
	①-2	○	×	122
	①-3	×	○	122
2. 工事分割内訳表	②	○	×	122
3. 業態調書	③-2	○	×	122
	③-3	○	×	122
	③-4	×	○	122
	③-5	○	○	122
4. 営業所一覧表	④	○	○	122
5. 総合評価値通知書の写し	—	○	○	122
6. 社会保険等の領収書等の写し	—	※1	※1	122
7. 納税証明書その3等の写し	—	○	○	123
8. 受付通知票（返信用葉書、切手を 貼付。）	指定	※2	※2	123
9. 委任状		※3	※3	123

※1 「5. 総合評価値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。

※2 郵送方式により提出をする場合に限り提出が必要になります。

※3 行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要になります。

(3) 提出書類の様式及び記載要領

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合の提出書類の様式及び記載要領は次のとおり。

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」(5ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(18ページ)を確認してください。

※記載する内容は、事業協同組合自体のものとしてください。

※基本的に単体の申請の記載要領(38ページから88ページ)に従い記載してください。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) [様式①-1, 2, 3]

38ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

様式①-2の「24 完成工事高」の欄には、42ページの「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の記載方法を参照し、様式①-3の「24 完成工事高」の欄には45ページの「港湾空港関係」の記載方法を参照のうえ、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

② 工事分割内訳表 [様式②] (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」を希望する方～建設業許可工事種別を合算又は分割する方)

46ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

「年間平均完成工事高」の欄には、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

③ 業態調書 [様式③-2, 3, 4, 5]

62ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

「有資格技術職員内訳」の部分には、事業協同組合自体の有資格技術職員数を記載してください。

④ 営業所一覧表 [様式④] (共通様式)

77ページ以降を参照して記載してください。

⑤ 総合評定値通知書等の写し

78ページ以降を参照してください (事業協同組合自体のものを提出してください)。

⑥ 社会保険等の領収書等の写し

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
 - ・適用除外誓約書
- ※適用除外誓約書の記載例は79ページを参照してください。

⑦ 納税証明書その3等の写し

80ページ以降を参照してください（事業協同組合自体のものを提出してください）。

⑧ 受付通知票（郵送方式により提出する場合のみ）

85ページを参照してください。

⑨ 委任状（申請代理人による代理申請をする場合のみ）

86ページ以降を参照してください。

3. 特例扱いを希望する事業協同組合の申請方法等

(1) 特例扱いを希望することができる事業協同組合

次の条件をすべて満たす事業協同組合は特例扱いを希望することができます。

1. 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合であること。
2. 建設業法第 3 条による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている事業協同組合であること。
3. 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合

なお、特例扱いは、事業協同組合の希望工種区分のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工種区分（表－3 工事種別²⁰・²⁷ページ参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工種区分についてのみ行います。

(2) 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 当該組合の組合員であること
2. 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること
3. 当該希望工種区分に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者であること
4. 欠格要件（⁵ページ参照）に該当しない者であること

※審査対象者は10を超えることはできません。

※審査対象者の指定に当たっては、事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項（¹⁴⁷ページ参照）に留意のうえ行ってください。

(3) 申請書類の提出方法

事業協同組合の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出願います。

(4) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序にまとめて提出してください。

申請書類名	様式 番号	道路・河川・官庁 営繕・公園関係 のみ希望	港湾空港関係 5工種のみ 希望	両方 を 希望	ペ ー ジ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書	①-1	○	○	○	126
	①-2	○	×	○	129
	①-3	×	○	○	132
2. 工事分割内訳表	②	○	×	○	133
3. 業態調書	③-2	○	×	○	136
	③-3	○	×	○	139
	③-4	×	○	○	139
	③-5	○	○	○	139
4. 営業所一覧表	④	○	○	○	140
5. 共同企業体等調書	⑥	×	○	○	142
6. 総合評定値通知書の写し	—	○	○	○	144
7. 社会保険等の領収書等の写し	—	※1	※1	※1	144
8. 納税証明書その3等の写し	—	○	○	○	144
9. 役員名簿及び組合員名簿		○	○	○	145
10. 官公需適格組合証明書の写し		○	○	○	145
11. 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類		○	○	○	145
12. 審査対象者の次の書類 ①総合評定値通知書の写し ②完成工事高表及び工事分割内訳表 ③納税証明書その3等の写し		○	○	○	146
13. 受付通知票（返信用葉書、切手を貼付。）	指定	※2	※2	※2	146
14. 委任状		※3	※3	※3	146

※1 「6. 総合評定値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。

※2 郵送方式により提出をする場合に限り提出が必要になります。

※3 申請代理人が代理申請をする場合に限り提出が必要になります。

(5) 提出書類の様式及び記載要領

事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類の様式及び記載要領は次のとおり。

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」(5ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(18ページ)を確認してください。

①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

[様式①-1] (共通様式)

【作成が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない事業協同組合は122ページ参照

※ 特例扱いを希望する場合は、「令和 年 月 日」と記載されている欄の右の余白に特例扱いを希望する旨(例えば「特例計算を希望します。」)及びその希望工種区分を朱書してください。

01 新規 2 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード 04 建設業許可番号 00-0000000	※ 申請者 05 の規模	06 資格組 合証明	平成 令和 年 月 日 第 号
---------------	-----------	-------------------------------------	-----------------	---------------	--------------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 7・8 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
〇〇 地方整備局長 殿

07 本社(店)郵便番号 100-8918 08 法人番号 1234567890123

フリガナ チヨダクスミガセキ

09 本社(店)住所 東京都千代田区霞が関3-3-1

フリガナ チヨダケンセツ

10 商号又は名称 千代田建設・日本建設(共)

11 役職 代表者

フリガナ チヨダ タロウ
代表者氏名 千代田 太郎

フリガナ チヨダ ハナコ
12 担当者氏名 千代田 花子

13 本社(店)電話番号 03-5253-8111 14 担当者電話番号 03-5253-8111
(内線番号 0000)

15 本社(店)FAX番号 03-5253-8111 16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス 0000@mlt.go.jp

(18 代理申請時使用欄)
18 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号 申請代理人氏名

19 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	[国名:] (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------

20 営業年数 29 年

21 総職員数(人) 157

22 設立年月日(和暦) 明治 大正 平成 令和 10 年 12 月 1 日

23 みなし大企業

☒ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同し)。

※斜文字は記入例

(様式①-1)

項目	記載要領
01 新規・更新 ～03 業者コード	記入不要
04 建設業許可番号	事業協同組合の建設業許可番号を記入。 ※建設業許可番号（8桁）は、事業共同組合の総合評定値通知書から転記する。
05 申請者の規模	記入不要
06 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載。
07 本社（店）郵便番号	○ <u>事業協同組合の本社（店）所在地</u> の郵便番号を記入。
08 法人番号	○特段、事業協同組合として法人番号の指定を受けている場合のみ記入。 ○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記入する。 ※法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載されますので、 <u>誤りのないように正確に記入してください。</u>
09 本社（店）住所	○ <u>事業協同組合の本社（店）住所</u> を記入。 ○フリガナの欄は、カタカナで記載する。 ○都道府県名については、フリガナは記載しない。 ○丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して記載する。 ○建設業許可上の「主たる営業所」の住所を記入してください。
10 商号又は名称	○ <u>事業協同組合の名称</u> を記載してください。 ○法人の種類を表わす文字は、「（同）」を用いることとする。
11 役職・代表者氏名	○左詰めで記載。 【役職】 ○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・管財人 【代表者氏名】 ○ <u>事業協同組合の代表者氏名（個人名）</u> を記入する。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
12 担当者氏名	※申請する事業協同組合の職員のうち申請内容を把握している方（ <u>当方からの、当該申請についての質問に答えられる方</u> ）を記入してください ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
13 本社（店）電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

項目	記載要領
14担当者電話番号 15本社（店）FAX番号	○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入する。
16 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要
17 メールアドレス	※契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。
18 申請代理人	※代理申請をする場合には、<u>86</u>ページを必ず確認してください。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。
19 外資状況	記入不要
20 営業年数	○ <u>事業協同組合及び審査対象者の</u> 申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数の <u>平均年数</u> （その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を記載する。
21 総職員数	○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を <u>事業協同組合及び審査対象者の総職員数の合計値</u> を記載する。
22 設立年月日（和暦）	○事業協同組合の設立年月日を記載すること。 ○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。
23 みなし大企業	○事業協同組合として、下記に該当する場合にはチェックを入れること。 ○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「☐下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「☐該当しない」にチェックを入れること。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）〔様式①－２〕（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

【作成が必要な方】

○ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する事業協同組合及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係5工種以外の工事への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合）

※ 「港湾空港関係」5工種のみへの申請を希望する事業協同組合は提出不要。

※ 特例扱いを希望しない場合には、122ページ参照。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競 争 参 加 資 格 希 望 工 種 区 分	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千円)	③ 申 請 を 希 望 す る 部 局											
			01 東 北	02 関 東	03 北 陸	04 中 部	05 近 畿	06 中 国	07 四 国	08 九 州	09 総 合 土 技 術 研 究 所 政 策	10 官 本 庁 営 繕 部	合 計	
完 成 工 事 高	01 一 般 土 木 工 事	325,000		○	○	○					○	○	5	
	02 ア ス フ ァ ル ト 舗 装 工 事	50,000		○	○	○					○	／	4	
	03 鋼 橋 上 部 工 事	200,000		○	○	○					○	／	4	
	04 造 園 工 事													
	05 建 築 工 事	522,000		○	○	○					○	○	5	
	06 木 造 建 築 工 事	41,500		○	○	○					○	／	4	
	07 電 気 設 備 工 事													
	08 暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事	469,000		○	○	○					○	○	5	
	09 セメント・コンクリート舗装工事	35,000		○	○	○					○	／	4	
	10 プレストレスト・コンクリート工事	170,000		○	○	○					○	／	4	
	11 法 面 処 理 工 事	190,000		○	○	○					○	／	4	
	12 塗 装 工 事													
	13 維 持 修 繕 工 事	100,500		○		○						／	2	
	14 河 川 し ゅ ん せ つ 工 事											／		
	15 グ ラ ウ ト 工 事											／		
	16 杭 打 工 事	500,000		○									1	
	17 さ く 井 工 事											／		
	18 プ レ ハ ブ 建 築 工 事	500		○		○						／	2	
	19 機 械 設 備 工 事	1,800		○	○	○					○	○	5	
	20 通 信 設 備 工 事	419,500		○	○	○					○		4	
	21 受 変 電 設 備 工 事	300,000		○	○	○					○	○	5	
	22 橋 梁 補 修 工 事											／		
	そ の 他		21,000	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
	合 計		3,345,800		15	12	14					12	5	58

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記載例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	※「港湾空港関係」（様式①－３）の記載方法とは多少異なるので注意する。
① 希望工種区分	※この申請書に記載する希望工種区分は、建設業法第３条第２項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意すること。 ※希望工種区分は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていて、その許可業種に対して「官公需適格組合証明書」を受けているものに限られる。（22ページの表－４「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」を参照。）
② 年間平均完成工事高	○事業協同組合として希望する工事種別ごとに<u>事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高（消費税は除きます。）を合計した金額を記載</u>（ただし、特例計算を希望をしない工種については、事業協同組合の年間平均完成工事高を記載）。なお、単体申請をしている（する）場合の<u>年間平均完成工事高と相違のないようにすること。</u> ※「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」両方を申請する場合、完成工事高の積上げ方法については、経営事項評価の数字を「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」に分割はせず、重複計上する。 【例】 建設業許可の「しゅんせつ」で10億の平均完成工事高があった場合、「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の希望工種区分の「14 河川しゅんせつ工事」と「港湾空港関係」の希望工種区分の「3 港湾等しゅんせつ工事」両方ともに10億円と計上する。他の工種についても、同様の扱いとする。 ○「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載する。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載する。 なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合（経営事項審査の端数処理の関係）があるが、本申請書様式①－２の「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。また、総合評定値通知書における「建設工事の種類」「鉄筋工事」、「板金工事」及び「ガラス工事」で「完成工事高」を有している場合は、当該工種の「完成工事高」は「その他」に計上する。 ※消費税を含まない金額を記載すること。 ※総合評定値通知書の完成工事高の２年ないし３年平均の欄から金額を拾うこと。 ※総合評定値通知書に記載されている一つの「完成工事高」を、二つ以上

項目	記載要領
	<u>の希望工種区分に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されている二つ以上の「完成工事高」を一つの希望工種区分に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」(133ページ参照)の提出が必要になるので注意すること。</u> ※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載してください。 ※当該希望工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、総合評定値通知書における「完成工事高」が「0」であっても、希望することは可能である。 ※文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合があるので注意すること。
③ 申請を希望する部局	○希望工種区分ごとに<u>事業協同組合として登録を希望する部局</u>の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記載する。 ※<u>地方整備局（国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)を含む。）と大臣官房官庁営繕部では、工事種別が異なるため、20ページの表に十分留意し、記載する。</u> ※<u>国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)に登録を希望した場合については、(国研)土木研究所にも登録を希望されたものと見なす。ただし、(国研)土木研究所に登録を希望しない場合はその旨を申請書に朱書きで記入する。</u> ※<u>申請を希望する部局の合計欄等の誤記載、記入漏れが多く見られるので注意すること。</u>

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）〔様式①－３〕（港湾空港関係）

【作成が必要な方】

○ 「港湾空港関係」 5 工種への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合）

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する事業協同組合は提出不要。

※特例扱いを希望しない場合には 122 ページ参照。

※ 受付番号

※ 業者コード

24	① 競 争 参 加 資 格 希 望 工 区 分		② 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千円)	③ 申 請 を 希 望 す る 部 局									
				01	02	03	04	05	06	07	08	合 計	
				東 北	関 東	北 陸	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州		
完 工 高	01	空 港 等 土 木 工 事	500,000		○	○	○						3
	02	港 湾 土 木 工 事	70,000		○	○	○						3
	03	港 湾 等 し ゅ ん せ つ 工 事											
	04	空 港 等 舗 装 工 事	85,000		○	○	○						3
	05	港 湾 等 鋼 構 造 物 工 事	150,000		○	○	○						3
	そ の 他		2,540,800	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	合 計		3,345,800		4	4	4						12

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記載例

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
24 完成工事高	○表－3 及び《工事内容の例及び建設工事（許可）の対応》地方整備局（「港湾空港関係」）の工事内容に基づき以下のとおり記入する。 ○「②年間平均完成工事高」の各欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を総合評定値通知書から転記し、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」の「その他」欄に一括して計上する。 なお、「港湾土木工事」の完成工事高は、総合評定値通知書の「土木一式」のうちから表－5（27 ページ参照）に該当する工事に係る完成工事高を記入し、「空港等土木工事」の完成工事高は、「土木一式」のうちから「港湾土木工事」の完成工事高を除いたものを記入する。 ○1 部局に申請できる工種の数には「01 空港等土木工事」から「05 港湾等鋼構造物工事」までの「5 種類」の工種となる。それ以外の工種を希望する場合には、129 ページの〔様式①－2〕道路・河川・官庁営繕・公園関係の該当個所への記載が必要となる。 ○また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事区分に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記入する。 ○事業協同組合及び審査対象者の年間平均完成工事高の合計金額をそれぞれ記入する。 ○「③申請を希望する部局」欄については、希望工種区分ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記入する。

様式1-②と②の記載方法

様式②

②の希望工種区分合計と1-②の各工種区分年間平均完成高を必ず一致させる。

		工 事 分 割 内 訳 表																			(単位：千円)	
競争参加資格希望 工種区分	一般土木 22741 舗装	鋼橋上部 造園	造園	土木建築 土木建築	電気設備 電気設備	暖冷房衛生 暖冷房衛生	セメント・コン クリート舗装	プレスト レスト・コン クリート	法面処理 法面処理	建築 建築	臨時舗装 臨時舗装	河川しゅん せつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ 建築	機械設備 機械設備	通気設備 通気設備	受変電設備 受変電設備	橋梁補修 橋梁補修	その他	合 計
建設業上の建設工事	300,000							120,000	50,000		100,000					500					10,500	580,500
01 土木一式				450,000	41,500																	492,000
02 建築一式																500						
03 大工																						
04 左官																						
05 とび・土工・コンクリート		50,000						50,000	100,000					500,000								700,000
06 石																						
07 屋根																			300,000			300,000
08 電気																						468,000
09 管						468,000																
10 タイル・れんが・ブロック																						
11 鋼橋造物		150,000																				150,000
12 鉄筋																						
13 舗装	50,000						35,000				500											85,500
14 しゅんせつ																						
15 板金																						
16 ガラス																						
17 塗装									40,000													40,000
18 防水																						
19 内装仕上																						
20 機械器具設置																	1,800					1,800
21 熱絶縁																		418,500				418,500
22 電気通信																						
23 造園																						
24 さく井																						
25 建具																						
26 水道施設	25,000																					25,000
27 消防施設																						
28 清掃施設																						
29 解体																						
その他																					10,500	10,500
合 計	325,000	50,000	200,000	522,000	41,500	468,000	35,000	170,000	190,000		100,500			500,000		500	1,800	418,500	300,000		21,000	3,345,800

総合評定値通知書の完成工事高と②の該当の工事の横の合計は、必ず一致させる。

様式1-②

総合評定値通知書

24	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高	
						N年平均	評点 (X1)
完 成 工 事 高	01 一般土木工事	325,000	特	土木一式	aaa	580,500	
	02 アスファルト舗装工事	50,000	特	プレストレストコンクリート構造物	bbb	120,000	
	03 鋼橋上部工事	200,000	特	建築一式	ccc	492,000	
	04 造園工事			大工			
	05 建築工事	522,000		左官			
	06 木造建築工事	41,500	特	とび・土工・コンクリート	ddd	600,000	
	07 電気設備工事			法面処理	eee	100,000	
	08 暖冷房衛生設備工事	468,000		石			
	09 セメント・コンクリート舗装工事	35,000		屋			
	10 プレストレスト・コンクリート工事	170,000	特	電	fff	300,000	
	11 法面処理工事	190,000	特	管	ggg	468,000	
	12 塗装工事			管	hhh	150,000	
	13 維持修繕工事	100,500	特	鋼橋上部	iii	150,000	
	14 河川しゅんせつ工事			鉄			
	15 グラウト工事		特	しゅんせつ	jjj	85,500	
	16 杭打工事	500,000		板			
	17 さく井工事			ガラス			
	18 プレハブ建築工事	500		塗			
	19 機械設備工事	1,800	特	装			
	20 通信設備工事	418,500	特	防			
	21 受変電設備工事	300,000		内装仕上	kkk	40,000	
	22 橋梁補修工事		特	機械機器設置	lll	1,800	
	その他	21,000	特	熱絶縁			
	合 計	3,345,800	特	電気通信	mmm	418,500	
			特	造園	nnn	25,000	
			特	さく井	ooo	72,000	
			特	建具	qqq	110,500	
			特	水道施設			
			特	消防施設			
			特	清掃施設			
			特	解体			
			特	その他			
			合 計			3,345,800	

総合評定値通知書と1-②、②の合計を一致させる。 ※但し、経審の合計が端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、1-②と②は単純に足し合わせた数値を記入する。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
建設業法上の建設工事の平均完成工事高	○事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記入。 ○年間平均完成工事高（消費税は除きます。）を千円単位で記載する。 ○右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と同一であること。 ※工事分割内訳表の「合計」と様式①－２（129ページ参照。）の「合計」を一致させること。 ※総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と様式②の「※合計」の欄に記載する数値は、必ず一致させること。 ※この工事分割内訳表の各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がある（経営事項審査の端数処理の関係）が、<u>この工事分割内訳表における各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工種区分の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載する。</u> ※工種別の注意事項 【土木一式工事からプレストレスト・コンクリート工事への分割】 総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分であるプレストレスト・コンクリートおよび橋梁補修にしか計上できない。 【とび・土工・コンクリート工事から法面処理工事への分割】 総合評定値通知書における、とび・土工・コンクリート工事の内訳表示である法面処理工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である法面処理にしか計上できない。 【鋼構造物工事から鋼橋上部工事への分割】 総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の「完成工事高」は、国土交通省が発注する工事の希望工種区分である鋼橋上部および橋梁補修にしか計上できない。

③ 業態調査

[様式③－２] (道路・河川・官庁営繕・公園関係)

【作成が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する事業協同組合及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係 5 工種以外の工事への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合。）

※ 「港湾空港関係」 5 工種のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 特例扱いを希望しない場合には、122 ページ参照

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

有資格技術職員内訳

種 別		級別・種別・資格区分コード	人 数
施	建設機械施工技士	一 級	111 1
		二 級	212 2
工	土木施工管理技士	一 級	113 2 0
		土木	214 7
		二 級	215 1
		鋼構造物塗装	216 1
管	建築施工管理技士	一 級	120 1 7
		建築	221 5
		二 級	222 1
		仕上げ	223 2
技	電気工事施工管理技士	一 級	127 1
		二 級	228 2
士	管工事施工管理技士	一 級	129 0
		二 級	230 2
電	電気通信工事施工管理技士	一 級	131 1
		二 級	232 1
造	造園施工管理技士	一 級	133 3
		二 級	234 1

技 術 部 門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コ ー ド	人 数
附 合 技 術 監 理 部 門	「鋼構造及びコンクリート」	42 1
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」	41 0
	「農業農村工学」	43 0
	電気電子部門に係る選択科目	44 0
	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46 0
	機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45 0
	「上下水道及び工業用水道」	48 0
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの	47 0
	「林業・林産」	50 0
	「森林土木」	51 0
	「水質管理」	53 0
	「廃棄物・資源循環」	54 0
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	52 0

記載要領

- ※ 「有資格技術職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
- ※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別紙二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。
- ※ 令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。
- ※ 「登録基幹技術者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技術講習修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※斜文字は記載例

技 術 部 門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コー ド	人 数	
附 合	建設「鋼構造及びコンクリート」	142 2	
	その他	141 1	
	農業「農業土木」	143 0	
	電気電子部門	— 144 1	
	機械「流体工学」又は「熱工学」	146 1	
	その他	145 0	
	上下水道「上下水道及び工業用水道」	148 1	
	その他	147 0	
	森林「林業」	150 0	
	「森林土木」	151 0	
	衛生工学「水質管理」	153 1	
	「廃棄物管理」	154 1	
	その他	152 0	
	建 築 士	建築士一級建築士	137 1 1
		二級建築士	238 1 5
		木造建築士	239 1
		建築設備士	— 62 2

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	1 0 6
実 人 数	8 7

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	3 5
登録基幹技術者講習修了証の所持者数	1

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
有資格技術職員内訳	1. 「人数」欄 <u>○事業協同組合及び各審査対象者の有資格技術職員数を合計した人数を記載</u> ○申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者ははずしてカウントすること。 なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがあります。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 ※1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上すること。 2. 「合計」欄 ○検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載する。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 3. 「実人数」欄 ※必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になる。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 4. 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 <u>○事業協同組合及び各審査対象者の該当人数を合計した人数を記載</u> ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、<u>監理技術者講習修了証を所持している技術者</u>を集計し、合計人数を記入する。（2の「合計」欄には含まない。）。 ※令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。 5. 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 ○建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記載すること。 （2の「合計」欄には含まない。） ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入する。

※技術士資格取得人数入力時の注意事項

平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数に含めて計上すること。

赤字は技術士法の改正により、平成31年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

技術部門	平成30年度以前選択科目	計上する項目 (平成31年度以降選択科目)
総合技術 監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの
	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門にかかる選択科目	電気電子部門にかかる選択科目
	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	機械部門に係る選択科目のうち 「流体力学」又は「熱工学」以外のもの	機械部門に係る選択科目のうち 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの
建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	その他	その他
農業	「農業土木」	「農業農村工学」
電気電子部門	—	—
機械	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	その他	その他
上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	その他	その他
森林	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	その他	その他

※電気電子部門については電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

業態調書〔様式③－３〕（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

【作成が必要な方】

- 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」への申請を希望する事業協同組合及び港湾空港関係が発注する港湾空港関係 5 工種以外の工事への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合。）

※ 「港湾空港関係」 5 工種のみへの申請を希望する方は提出不要。

※ 特例扱いを希望しない場合には、122 ページ参照

単体の申請と同様のため、65 ページ以降を参照

業態調書〔様式③－４〕（港湾空港関係）

【作成が必要な方】

- 「港湾空港関係」 5 工種への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合。）

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する事業協同組合は提出不要。

※ 特例扱いを希望しない場合には、122 ページ参照。

単体の申請と同様のため、71 ページ以降を参照

業態調書〔様式③－５〕（共通様式）

【作成が必要な方】

- 特例扱いを希望する事業協同組合
- 組合及び審査対象者全員に係る分をそれぞれ作成する

単体の申請と同様のため、74 ページ以降を参照

※作成にあたっては、欄外に「〇〇社に係る分」等を明記すること（代表者及び構成員毎に作成するため）

④ 営業所一覽表〔様式④〕（共通様式）

【作成が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、122ページ参照。

※ 受付番号		※ 業者コード	
--------	--	---------	--

營 業 所 一 覽 表	
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...

[illegible]

記載要領

- 1 本表は、申請日時点において作成すること。
2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「－（ハイフン）」で区切り記載すること。
4 「建設業許可業種（上段）」の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すこと。
5 「営業区域（下段）」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。**ただし、道路・河川・官庁官舎・公園関係のみを希望する場合は、「営業区域」の欄への記載は要しないこと。**

※斜文字は記入例

※本表は、申請日現在で作成すること。

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
番号	○一番最初に本店を記載し、「0」と記入する。 ○以降の事業協同組合の営業所については1から連番を記載。 ○本店の郵便番号・住所・電話番号・FAX番号は様式①-1と一致させること。
営業所名称	○ <u>事業協同組合の営業所</u> を記載。
所在地	○営業所の所在地を<u>都道府県名から記載する。</u> ○丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載する。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載する。 ○市外局番、市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切る。
建設業許可業種 （上段）	○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する<u>経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。</u> ※「本店」には、申請者が有しているすべての経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。 ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないこと。
営業区域（下段）	○港湾空港関係の5工種に希望する場合は、その営業所が営業する区域について該当するコード（下記コード表参照）を記載 ※<u>「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみを希望される申請者の方は、営業区域（下段）の記載は不要。</u>

営業区域欄に記入するコード表

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

⑤ 共同企業体等調書〔様式⑥〕（港湾空港関係）

【作成が必要な方】

「港湾空港関係」5工種への申請を希望する事業協同組合（特例扱いを希望する場合。）

※ 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」のみへの申請を希望する事業協同組合は提出不要。

※ 特例扱いを希望しない場合には、116ページ参照。

※ 受付番号

※ 業者コード

共同企業体等調書 その1（「港湾空港関係」）

建設工事の種類	1 級										講習受講					監理補佐					基 幹					2 級					そ の 他					合計	劣評点 (Z1)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩							
01 土木一式																																					
02 建築一式																																					
03 大工																																					
04 左官																																					
05 とび・土工・コンクリート																																					
06 石																																					
07 屋根																																					
08 電気																																					
09 管																																					
10 タイル・れんが・ブロック																																					
11 鋼構造物																																					
12 鉄筋																																					
13 舗装																																					
14 しゅんせつ																																					
15 板金																																					
16 ガラス																																					
17 塗装																																					
18 防水																																					
19 内装仕上																																					
20 機械器具設置																																					
21 熱絶縁																																					
22 電気通信																																					
23 造園																																					
24 さく井																																					
25 建具																																					
26 水道施設																																					
27 消防施設																																					
28 清掃施設																																					
29 解体																																					
合 計																																					

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	※ 数値	※ 点数	※ 合計	※ 評点 (X2)
自己資本額										
利益額										
経営状況										
その他の評価項目										

共 同 企 業 体 等 調 書 そ の 2 (「港湾空港関係」)

建設工事の種類	1 級					講習受講					監理補佐					基 幹					2 級					そ の 他					合計	※ 評点 (Z1)
	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑦	⑧	⑨	⑩	計		
01 土木一式																																
02 建築一式																																
03 大工																																
04 左官																																
05 土工・土工・コンクリート																																
06 石																																
07 屋根																																
08 電気																																
09 管																																
10 タイル・れんが・ブロック																																
11 鋼構造物																																
12 鉄筋																																
13 舗装																																
14 しゅんせつ																																
15 板金																																
16 ガラス																																
17 塗装																																
18 防水																																
19 内装仕上																																
20 機械器具設置																																
21 熱絶縁																																
22 電気通信																																
23 造園																																
24 さく井																																
25 構築																																
26 水道施設																																
27 消防施設																																
28 清掃施設																																
29 解体																																
合 計																																

区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	計	※ 数値	※ 点数	※ 合計	※ 評点 (X2)
自己資本額									
利益額									
経営状況							※ 評 点 (Y)		
その他の評価項目							※ 評 点 (W)		

※官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）のみを作成してください。この場合、様式中「⑥or計」とあるのは「計」として作成してください。

上記を超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その2）の両方の作成が必要となります。

この場合、様式（その1）中「⑥or計」とあるのは、「⑥」と考え作成してください。

※各欄については、次により記入してください。

①「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「1級」、「講習受講」、「監理補佐」、「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数値を「計」欄に記入してください。

なお、官公需適格組合の場合は、組合の数値を「①」の欄に記入し、「②」以降に審査対象事業者の数値を記入してください。

また、A者の場合には①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記入し、B者の場合には、①から⑩までの各欄の合計数値を「計」欄に記入します。

②「自己資本額利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段にそれぞれ上記①と同様の要領により転記してください。

③「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記してください。

④「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記してください。

⑥ 総合評定値通知書の写し

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、117ページ参照。

※ 事業協同組合分を提出してください。審査対象者分は、⑫を参照。

※ 経営状況（Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。

※ 「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類の提出がない場合には、申請書は受理できません。

⑦ 社会保険等の領収書等の写し

【提出が必要な方】

○ 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった方

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

※適用除外誓約書の記載例は79ページを参照してください。

⑧ 納税証明書その3等の写し

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合。

※ 特例扱いを希望しない場合には、123ページ参照。

※事業協同組合分を提出してください。

審査対象者分は、⑫を参照。

詳細については、単体申請と同様のため、80ページ以降を参照。

⑨ 役員名簿及び組合員名簿

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、提出不要

任意の様式で提出してください。

⑩ 官公需適格組合証明書の写し

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、提出不要

有効期間内の官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

⑪ 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、提出不要

様式は任意で構いません。

ただし、2以上の希望工種区分について特例扱いを希望する場合で、すべての希望工種区分の審査対象者が同じでないときは、次のような審査対象者一覧表を提出してください。
(様式例)

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する希望工種区分			
	商号又は名称 代表者及び役員 の氏名	住所 電話番号	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事	〇〇工事
00- 000000	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市・・・・ TEL 00-0000-0000	○	○	○	○
00- 000000	(株)〇〇組 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇郡〇〇町・・ TEL 00-0000-0000	—	○	—	○
00- 000000	(株)〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市・・・・ TEL 00-0000-0000	○	○	○	—

※「特例扱いを希望する希望工種区分」の欄の「○」は当該希望工種区分の審査対象者であること、「—」は当該希望工種区分の審査対象者ではないことを表します。

⑫ 審査対象者の次の書類

【提出が必要な方】

○ 特例扱いを希望する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、122ページ参照。

1) 総合評定値通知書の写し

全ての審査対象者の総合評定値通知書の写し

詳細は78ページ参照

2) 完成工事高表及び工事分割内訳表

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の様式①－2、①－3及び様式②

詳細122ページ参照

3) 納税証明書その3等の写し

全ての審査対象者の納税証明書その3等の写し

詳細は80ページ以降参照

⑬ 受付通知票

【提出が必要な方】

○ 郵送方式で申請書類を提出する事業協同組合

※ 特例扱いを希望しない場合には、123ページ参照。

85ページを参照してください。

⑭ 委任状

【提出が必要な方】

○ 申請代理人による代理申請をする方

86ページを参照して、委任状を作成してください。

(6) 申請した事項の変更等の届出

① 変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格業者と認定された後、29ページの変更等の届出事由が生じたときのほか、事業協同組合の特例扱いを希望する場合で、次に該当するときは、速やかに申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局にその旨を一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）（34ページ参照）によ

り、変更等の届出をしてください。この場合、届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨であるときには、更新された官公需適格組合証明書の写しを併せて提出してください。

なお、官公需適格組合証明の有効期間を経過した後 1 月以内に官公需適格証明の更新を受けた旨の届出が無い場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

- (ア) 審査対象者が審査対象者の要件（124ページ参照）に該当しなくなったとき
- (イ) 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき
- (ウ) 官公需適格組合証明が取り消されたとき
- (エ) 官公需適格組合証明の更新を受けたとき

② 官公需適格組合証明の内容が更新された場合等の取扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工種区分のうち、特例扱いを希望する希望工種区分について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を変更することがあります。

- (ア) 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき
- (イ) 官公需適格組合証明が取り消されたとき
- (ウ) 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき
- (エ) 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後 1 月以内に更新を受けた旨の届出がないとき

(7) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項

事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定に当たっては、特例扱いを希望する希望工種区分ごとに、十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

第 6 協業組合・企業組合の申請方法

第6. 協業組合・企業組合の申請方法

1. 協業組合・企業組合の資格審査

協業組合とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」に基づき設立され、企業組合とは、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づき設立されたものをいいます。

協業組合及び企業組合（以下「協業組合等」といいます。）は、中小建設業者がその事業につき、協業して、施工能力の増大を図り建設工事の施工に当たることができる組織であり、ひいては中小建設業の体質の改善強化に資するものであることから、国土交通省地方整備局等の発注する工事では当分の間（設立から10年間）、申請した協業組合等が施工実績に著しく劣る場合を除き、経営事項評価点数及び技術評価点数についてそれぞれ10%加算することにより調整できることとしています。

また、協業組合等は、国土交通省地方整備局等の発注する工事では経常建設共同企業体の構成員及び特定建設共同企業体の構成員となることはできません（ただし、組合員全員の競業を禁止している場合は、例外的に除きます。）ので予めご注意ください。

2. 申請書類の提出方法

電子メール方式、郵送方式及び持参方式の場合、組合の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に提出願います。

3. 提出書類

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序にまとめて提出してください。

申請書類名	様式 番号	道路・河川・官庁 営繕・公園関係	港湾空港関係	ページ
1. 一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書	①-1	○	○	152
	①-2	○	×	152
	①-3	×	○	152
2. 工事分割内訳表	②	○	×	152
3. 業態調書	③-2	○	×	152
	③-3	○	×	152
	③-4	×	○	152
	③-5	○	○	152
4. 営業所一覧表	④	○	○	152
5. 総合評定値通知書の写し	—	○	○	152
6. 社会保険等の領収書等の写し	—	※1	※1	152
7. 納税証明書その3等の写し	—	○	○	153
8. 受付通知票（返信用葉書、切手を貼付。）	指定	※2	※2	153
8. 委任状		※3	※3	153

※1 「5. 総合評定値通知書」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。

※2 郵送方式により提出をする場合に限り提出が必要になります。

※3 行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要になります。

(2) 追加提出資料

下記（A）又は（B）に該当する方は追加提出書類が必要になります。

追加提出が必要な協業組合等（A）

次のいずれにも該当する協業組合等

○設立から令和6年10月1日の前日までの期間が24箇月以上であること。

○令和4年10月1日以降に新たに組合員の加入があったこと。

提出が必要な書類

次に掲げる事項を記載した書類。（様式は任意）

- ① 新たに加入した組合員の加入年月日
- ② 新たに加入した組合員の商号又は名称
- ③ 新たに加入した組合員の代表者名
- ④ 新たに加入した組合員の住所及び電話番号

追加提出が必要な協業組合等（B）

次に該当する協業組合等

○設立から令和6年10月1日の前日までの期間が24箇月未満であること。

提出が必要な書類

次に掲げる事項を記載した書類。（様式は任意）

- ① 各組合員の商号又は名称
- ② 各組合員の代表者名
- ③ 各組合員の住所及び電話番号

4. 提出書類の様式及び記載要領

※申請書の作成にあたっては、必ず「登録申請前の確認」5ページ) 及び「申請に当たっての注意事項」18ページ) を確認してください。

※記載する内容は、協業組合等自体のものとしてください。

※基本的に単体の申請の記載要領 (38ページから91ページ) に従い記載してください。

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）〔様式①－1, 2, 3〕

38ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

様式①－2の「24 完成工事高」の欄には、42ページの「道路・河川・官庁営繕・公園関係」の記載方法を参照し、様式1－②の「24 完成工事高」の欄には、45ページの「港湾空港関係」の記載方法を参照のうえ、協業組合等自体の年間平均完成工事高を記載してください。

② 工事分割内訳表〔様式②〕（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」を希望する方～建設業許可工事種別を合算又は分割する方）

46ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

「年間平均完成工事高」の欄には、協業組合等自体の年間平均完成工事高を記載してください。

③ 業態調書〔様式③－2, 3, 4, 5〕

62ページ以降の記載要領にしたがって記載してください。

「有資格技術職員内訳」の部分には、協業組合等自体の有資格技術職員数を記載してください。

④ 営業所一覧表〔様式④〕（共通様式）

77ページ以降を参照して記載してください。

⑤ 総合評定値通知書等の写し

78ページを参照してください（協業組合等自体のものを提出してください。）。

⑥ 社会保険等の領収書等の写し

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類の提出がない場合には、申請書は受理できません。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

※適用除外誓約書の記載例は79ページを参照してください。

⑦ 納税証明書その3等の写し

80ページを参照してください（協業組合等自体のものを提出してください）。

⑧ 受付通知票（郵送方式により提出する場合のみ）

85ページを参照してください。

⑨ 委任状（郵送方式により提出する場合のみ）

86ページ以降を参照してください。

第 7 特殊な資格審査制度

第7. 特殊な資格審査制度

特殊な資格審査制度の概要について記載します。

単体として認定後も含め、ここに記載したケースに該当することとなった場合には、随時再認定（又は新規の認定）を行いますので、申請者の本店所在地を受付担当部局とする各地方整備局（[15](#)・[16](#)ページ参照）までお問い合わせください。

1. 合併等により設立された会社
2. グループ経営事項審査結果に基づく建設業者
3. 持株会社経営事項審査結果に基づく建設業者
4. 大手企業連携型建設共同企業体

1. 合併等により設立された会社の資格審査

(1) 合併等により新たに設立された会社等

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいいます。

- ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」といいます。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」といいます。）
- ② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」といいます。）
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」といいます。）
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」といいます。）を行った会社（以下「分割会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」といいます。）

(2) 技術評価点数における特例

- ① 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定します。
 - ② 営業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、資格審査の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算定します。
- ※ 上記(2)①及び②にあつては、技術評価点数以外に「施工実績」についても同様に、

合併新設会社、合併存続会社、子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社の施工実績とみなします。

(3) 点数加算措置

国土交通省地方整備局等の有資格業者間による合併が、上記(1)①の合併新設会社又は合併存続会社並びに営業(建設業)の全部を譲受した場合等、資格審査の取扱いにおいて合併と同等と見なし得る子会社、承継譲受会社又は譲受業者の申請した希望工種区分ごとの経営事項評価点数及び技術評価点数は、合併等後の期間(合併等期日から主観的事項の審査基準日までの期間をいいます。なお、令和7・8年度国土交通省地方整備局資格審査にあつては、主観的事項の審査基準日は、令和6年10月1日となります。)が、3年未満又は3年以上5年未満の場合、それぞれ次のように加算されます。

① 3年未満の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・15%加算

② 3年以上5年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・10%加算

※ 前述のとおり、登録を希望する工事種別に対して、合併前の合併当事会社がそれぞれ国土交通省地方整備局等の有資格業者であることが前提となります。

また、等級区分が設けられている工事種別にあつては、合併前の合併当事会社が同一の等級若しくは直近の等級に認定されている場合又はこれと同等と認められる場合に限られます。

※ 点数加算措置は、当該資格認定に際して、重複して適用されることはありません。

例えば、主観的事項の審査基準日までの過去5年間に、複数回数にわたり合併した会社があつても、最後の合併期日を基準時として、最後の合併当事会社のみ、経営事項評価点数と技術評価点数に対して加算措置を行うこととなります。

(4) 受注機会の確保

等級区分が設けられている工事種別にあつては、合併新設会社又は合併存続会社に関しては、その認定された等級において指名することを原則としていますが、合併前の合併当事会社のうち1社以上が当該等級の直近下位の等級又は二等級下位の等級に認定されていた場合は、必要に応じて、直近下位の等級においても指名することができます。また、営業(建設業)の全部譲渡を受けた場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等と見なし得る場合の親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、又は譲渡業者と譲受業者についても同様の扱いがなされます。なお、この取扱いは、合併後5年間程度、適用することとしています。

(上位の等級業者がランクアップしない場合)

【2社合併】

$A + A = A$: Aのみ

$A + B = A$: A・(必要がある場合) B

$A + C = A$: A・(必要がある場合) B

$A + D = A$: Aのみ

$A + \text{未登録} = A$: Aのみ

【3社合併】

$A + B + D = A$: A・(必要がある場合) B

$A + C + D = A$: A・(必要がある場合) B

(上位の等級業者が1ランクアップする場合)

$B + B = A$: A・(必要がある場合) B

$B + C = A$: A・(必要がある場合) B

(上位の等級業者が2ランクアップする場合)

$C + C = A$: A・(必要がある場合) B

(5) その他

- ① 既に合併を行っていたが、令和7・8年度以前の国土交通省地方整備局等の資格審査において合併の事実について申請していなかった場合でも、令和6年10月1日から過去5年間以内に合併された会社等にあつては、合併の事実について申請があれば上記の規定が適用されます。
- ② 合併等の後1年未満であり、合併等会社として決算を済まされていない合併等会社にあつては、点数加算措置等の適用を受けるためには、合併日もしくは営業譲渡日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。
- ③ 資格審査申請の際に使用する総合評定値通知書は、合併日・譲渡日、分割日を基準日とした合併時経審・譲渡日経審・分割時経審が必要となります。(これらの基準日以降に新たに経審を受けている場合を除く。)

2. グループ経営事項審査結果に基づく建設業者の資格審査

「建設産業の再編の促進について」（平成13年2月国土交通省決定）等を踏まえ、具体的施策の一つとして「金融商品取引法適用会社が、機能別にグループ再編を行った場合において、当該グループを対象とした経営事項審査の特例措置の適用を検討する」との位置付けで、国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）が平成13年7月から施行されております。概要は下記の通りです。

- ①対象…金融商品取引法の規定により有価証券報告書を作成している企業を親会社とし、企業集団を構成する企業の役割が許可業種毎に機能分担されていると認められる場合における当該企業集団に属する建設業者であること。
- ②範囲…金融商品取引法の適用を受ける企業及びその連結子会社であること。
- ③審査基準日…原則として当該グループ経審を申請する日の直前の親会社の事業年度終了日。（合併等に係る取扱いに準じて、買収や会社分割の期日も審査基準日とする。）

④算定方法

項目	算定方法
X1(完成工事高)	企業集団に属する全企業の完成工事高を合算し、算定する。ただし、グループ構成企業間での取引については、相殺消去する。
X2(自己資本額) (利払前税引前償却前利益の額)	企業集団に属する全企業の自己資本額・利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。ただし、グループ構成企業相互の投資は相殺消去する。
Y(経営状況)	企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定する。
Z(技術力) (年間平均元請完成工事高)	企業集団に属する全企業の種類別の技術職員数を合算し、算定する。 企業集団に属する全企業の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算出する。
W(労働福祉の状況)、 (営業年数)	原則として、企業集団に属する全企業が加入又は導入している場合にのみ、加入又は導入しているものとして認める。 原則として、親会社の営業年数とする。
(防災協定締結の有無)	原則として、企業集団に属する全企業が締結している場合にのみ、締結しているものとして認める。
(法令遵守の状況)	原則として、企業集団に属する全企業の法令遵守の状況を、審査する。
(公認会計士等数)	企業集団に属する全企業の公認会計士等の一を合算し、算定する。
(監査の受審状況)	原則として、親会社の監査の受審状況とする。
(研究開発費)	企業集団に属する全企業の研究開発費の額を合算し、算定する。
(建設機械の保有状況)	企業集団に属する全企業の建設機械の保有台数を合算し、算定する。
(国際標準化機構が定めた規格による登録の状況)	原則として、企業集団に属する全企業が登録を受けている場合にのみ、登録しているものとして認める。

(若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況)	企業集団に属する全企業の若年の技術者、技能労働者数を合算し、算定する。
---------------------------	-------------------------------------

⑤審査結果…グループ経審に基づく経営事項審査評点(→経営事項評価点数の事ではありません。)は、建設業の種類毎に、企業集団に属する一建設業者(代表建設業者)にのみ付与される。他方、代表建設業者以外のグループ構成企業に対しては、実績を0として経審点が付与される。

⑥手続き…国土交通大臣が企業集団及び企業集団としての数値等を認定し、その認定書をもって許可を受けた行政庁に対して、グループ経審を申請する。

上記のグループ経審の資格審査上の取扱いですが、企業集団の各々の工事種別において代表建設業者に限り、資格審査の申請を行う事が出来ます。(代表建設業者以外の構成子会社の申請は認めておりません。従前、有資格業者であったとしても、その資格は取り消されます。)

国土交通省においては、新規にグループ化を試みる事(＝グループ経審を取得すること。)は、合併に近い行為とみなし、点数加算措置を行っています。大臣による企業集団の認定後3年未満は15%、3年以上5年未満は10%が総合点数に加算されます。(技術評価点数は、代表建設業者以外の構成子会社の申請を認めていないため、一律、代表建設業者に集約されます。)また、代表建設業者の当該資格認定の等級と比較して、企業集団内の他の1業者以上が当該等級の直近下位又は二等級下位の等級に直前に認定されていた場合は、必要に応じて、直近下位の等級においても指名可能としております。(期間は大臣による企業集団認定後5年程度。)

3. 持株会社経営事項審査における結果に基づく建設業者の資格審査

平成6年建設省告示第1461号(以下「告示」という。)が改正され(平成14年国土交通省告示第262号)、告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査(以下「持株会社化経審」という。)が平成14年3月29日から行われております。

持株会社化経審を取得する際には、企業集団について国土交通大臣の認定が必要となります。

その要件は、次のとおりです。

- ①企業集団に属する会社には建設業者である子会社が全て含まれるものでなければなりません。なお、企業集団に属する会社の変更は、株式の取得又は売却による子会社の範囲の変動によるもの等相当の理由がある場合に限りします。
- ②同一の会社が複数の企業集団に属する事は認められません。
- ③企業集団の認定は新たに企業集団に属する会社がある場合など企業結合により、経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合でなければなりません。
- ④親会社は、主として企業集団全体の基本的な経営管理等のみを行うものであること。

また、企業集団に属する建設業者についての数値の認定については、下記の通りです。

- ①審査基準日は、原則として企業結合の日となります。ただし、合併・営業譲渡又は分割を伴う場合については、合併時経審(「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」(平成20年3月10日国総建第309号)における合併時経審をいう。)その他の経営事項審査の取扱いに併せて持株会社化経審を受ける事が可能となります。
- ②認定基準については、次表により算定された数値を認定します。

項目	算定方法
Z(技術職員数)	親会社に在籍する技術職員数を各子会社に按分し、算定する。
W(公認会計士等数)	親会社に在籍する公認会計士等数を各子会社に按分し、算定する。

国土交通省においては、持株会社を活用した経営統合を行う事は、子会社の独立した営業活動と親会社の間接部門の統合による合理化を同時に進める事が可能となり、建設企業の経営基盤強化・経営効率化を促進する事から、点数加算措置を行っています。大臣による企業集団の認定後3年間は10%が総合点数に加算されます。

4. 大手企業連携型建設共同企業体の資格審査

大手企業連携型建設共同企業体は、大手企業同士の業務の多様な連携・協力関係を支援するとともに、将来的に合併等の移行促進を目的とし、平成14年7月1日より認められることとなりました。

国土交通省地方整備局等の発注する工事における大手企業連携型建設共同企業体の全ての構成員は、下記の二つの要件を満たすことが要請されます。

①資本金の額もしくは出資の総額が20億円を超える会社であること。

②常時使用する従業員の数が1500人を超える会社であること

その他、申請に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 大手企業連携型建設共同企業体の構成員のうちに、経営事項審査を受けていない者、欠格要件（5ページ参照）に該当する者を含むとき、または、単体有資格業者として国土交通省発注がする工事の有資格登録されていない者を含むときは資格審査申請書を提出できません。
- (2) 大手企業連携型建設共同企業体の構成員の数は、原則として2又は3社です。
- (3) 単体有資格業者が一つの地方整備局に対して登録できる大手企業連携型建設共同企業体は、原則として一つのみです。すなわち、同一地方整備局に対して、その単体有資格業者は構成員の異なる2つの大手企業連携型建設共同企業体の構成員としては登録できませんので注意してください。
- (4) 大手企業連携型建設共同企業体の申請が可能である申請者は、最初の資格認定後、概ね2年以内に合併又はこれに準ずる連携・協業関係を設ける措置を検討している方に限ります。
- (5) 経常建設共同企業体と異なり、経営事項評価（客観）点数及び技術評価（特別）点数の加算措置は講じられません。
- (6) 上記(1)から(5)にかかる注意点のほか、第3「会社・個人営業者の申請書及び作成の方法」に記載している資格審査申請書上の注意事項をご覧ください。

第 8. 競争参加資格審査申請に関する Q & A

Q－1	文書持参方式(随時申請時に限る)で、受付票等の発行はされないのですか。
A－1	持参方式の場合には、受付の事実がその場で確認できるため、郵送の場合に発行する受付票は発行していません。 ただし、持参の場合で申請者が受付の確認を希望する場合には、申請書の写し又は任意の様式を用意していただければ、受付窓口で受付印を押すことはできます。

Q－2	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。 定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいですか。
A－2	<u>随時申請及び変更届の提出ともにインターネット方式では行うことができません。</u> <u>電子メール、郵送又は持参にてお願いいたします。</u> 定期申請をインターネットで行った場合でも、変更届を提出する場合には、<u>申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に電子メール、郵送又は持参により提出</u>してください。その際「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」どちらにも申請をしている場合は、それぞれの受付担当部局に提出が必要です。受付担当部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。 ※受付担当部局（問合せ先） 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 15 ページ 「港湾空港関係」 16 ページ また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。

Q－3	資格認定を受けた後、登録部局（地方整備局等）を追加することはできますか。
A－3	<u>登録部局を追加することはできます。</u> 登録部局の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局（※）に提出することが必要になります。 最新の総合評価値通知書（経営事項審査）を添付してください（資格認定を受けた際の総合評価値通知書（経営事項審査）ではありません）。 詳細については、受付担当部局にお問い合わせください。 ※受付担当部局（問合せ先） 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 15 ページ 「港湾空港関係」 16 ページ

Q－4	資格認定を受けた後、希望工種区分（工種）を追加することはできますか。
A－4	希望工種区分（工種）を追加することはできます。 希望工種区分の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局（※）に提出することが必要になります。 ただし、既に認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできません。また、完成工事高の割振りなどに一定の制限がありますので、詳細については、受付担当部局にお問い合わせください。 最新の総合評定値通知書（経営事項審査）を添付してください（資格認定を受けた際の総合評定値通知書（経営事項審査）ではありません）。 ※受付担当部局（問合せ先） 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 15 ページ 「港湾空港関係」 16 ページ

Q－5	資格認定を受けた後、業態調書の希望工事内容を変更することはできますか。
A－5	<u>一度申請された希望工事内容は変更できません。</u> 認定内容を確定し、発注手続を適正かつ公正に行うためにも、本項目に限らず、<u>一旦申請された内容についての変更等はできません。</u> 申請にあたっては、内容を十分確認をした上で行っていただくようお願いします。

Q－6	定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいのでしょうか。
A－6	定期申請については、平成29・30年度資格審査より原則インターネット方式となっております。 なお、必要書類が受付期間中に間に合わなかった場合でも、随時受付は行っていますので、ご活用ください。 詳細は、受付担当部局にお問い合わせください。 ※受付担当部局（問合せ先） 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 15 ページ 「港湾空港関係」 16 ページ

Q－7	申請書の様式類を、インターネット上から入手する事はできますか。
A－7	申請書の様式及び変更届については、国土交通省のホームページから取得することができます。 https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

Q－8	いわゆる「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。
A－8	一部の発注者において、「国土交通省統一様式」と指定していることがあるようですが、<u>「国土交通省統一様式」というものはありません。</u> (参考) 申請書類の様式については、主に次のものがあります。 <u>1. 中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）統一様式</u> 国土交通省が事務局となっている中央公契連に加盟する中央省庁及び特殊法人等において、申請書類のうち統一して使用している部分について申し合せを行い、様式を定めたもの。 ただし、共通部分のみの様式であるため、各発注機関が使用するにあたっては、各々必要な選択様式を追加して使用しています。 <u>2. 国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省地方整備局へ申請する場合に使用している様式。上記1を基に、国土交通省地方整備局が必要とする選択様式を加えたもの。 このほか、国土交通省における申請書類は、大臣官房会計課所掌機関用、北海道開発局用のものがあります。＝国土交通省の統一様式というものはありません。 <u>3. その他各発注機関が定める申請書類</u>

Q－9	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
A－9	鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。 修正液、修正テープ不可

Q-10	「外資状況」の考え方を教えてください。
A-10	外資状況に記載する会社には、つぎの3種類があります。 ①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社） など ②日本国籍会社（外資100%） 100パーセント外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン） など ③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。 例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン） など

Q－11	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。																
A－11	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。 ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。 なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。 <table><tr><td>・取締役</td><td>・取締役社長</td><td>・代表取締役</td><td>・代表取締役社長</td></tr><tr><td>・代表取締役副社長</td><td>・代表社員</td><td>・代表者</td><td>・代表理事</td></tr><tr><td>・理事長</td><td>・社長</td><td>・副社長</td><td>・無限責任社員</td></tr><tr><td>・管財人</td><td>・会長</td><td></td><td></td></tr></table>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																

Q-12	申請書類はどのように綴じればいいですか。
A-12	クリップで綴じてください。（ファイルに綴じる必要はありません。）

Q-13	建設共同企業体（JV）を解散したら、単体企業での工種については自動的に認定されますか。
A-13	建設共同企業体（JV）認定後、解散による取り下げ・一部取り下げをしても、その工種が単体企業の希望工種として自動的に認定されるわけではありません。 単体企業での認定が必要な方は、その工種を追加するための申請・審査が別途必要です。

Q-14	経常建設共同企業体（経常JV）の申請に関する注意点について何かありますか。
A-14	単体企業での申請と経常建設共同企業体（経常JV）の申請が同時申請になる場合、JVの申請書に「単体企業での工種取り下げの旨」の文言を書くだけでよいですが、定期申請時に単体企業での認定を受けた後に、随時受付でJVの申請を行い同時申請にならない場合には、 <u>「単体企業での工種取り下げ」の旨の変更届の提出が必要です。</u> <u>(119ページ参照)</u> なお、随時受付でJVの申請の場合は、最新の総合評価値通知書（経営事項審査）を基に申請してください。（定期申請で単体資格認定を受けた際の総合評価値通知書（経営事項審査）とは限りません）。

Q-15	認定通知書にランクが書かれていないものがありますがなぜでしょうか。
A-15	すべての工種にランクがあるわけではありません。ランク設定がある工種のみ記載がされています。 ※業者の格付け(ランク付け)については 「道路・河川・官庁営繕・公園関係」 25ページ 「港湾空港関係」 28ページ を参照してください。

Q-16	随時受付は申請後、どのくらいの期間で認定になるのでしょうか。
A-16	適正な申請を受理してから1ヶ月から1ヶ月半で認定になります。 申請手続きについては17ページを参照してください。